

障害者の しおり



いこいーな
©シンエイ／西東京市

(令和5年3月)



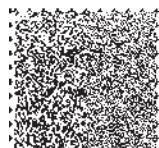
1. 相談窓口
2. 手帳
3. 障害者総合支援法等
4. 日常生活の支援
5. 手当・年金
6. 医療
7. 社会参加
8. 講習
9. 税金の軽減・各種割引
10. 就労
11. 子ども
12. 施設・団体等

西東京市 健康福祉部 障害福祉課
電話 (042) 464-1311 (市役所代表)
直通 (042) 420-2804・2805・2806
FAX (042) 466-9666 (田無庁舎)
URL <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>

さくいん



西東京市



コミュニケーションボード

コミュニケーションボードは、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、分かりやすいイラストを指さしながら意思を伝えることができるボードです。

西東京市では、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方と、周囲の方をつなぐための話し言葉に代わるツール = 「コミュニケーションボード」を普及することで、コミュニケーションが図りやすくなることを目指します。

市役所窓口や一部の市内店舗などに設置しています。

※ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。



ヘルプカード

障害のある方が普段から身につけておくことで、「緊急時」・「災害時」・「困ったとき」に周囲の配慮や手助けを求めやすくなるためのヘルプカードを配布しています。

カードに所持する方の氏名、連絡先、障害の特性、手助けしてほしいこと、配慮してほしいことなどを記入します。必要なときに所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な手助けを求めることができます。



配布対象者 身体・知的・精神に障害のある方（手帳交付の有無は問いません）、難病患者の方

配布するもの ヘルプカード、カード入れケース、リーフレット（記入の仕方や使用方法を記載したもの）

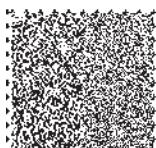
配布方法 事前連絡は不要です。直接、配布場所へお越しください。来所が困難な方で郵送を希望する方は、担当窓口へご連絡ください。

配布場所 ・障害福祉課窓口 ・西東京市障害者総合支援センター フレンドリー
・西東京市保谷障害者福祉センター

サポートステッカー

障害者サポーター養成講座を受講した方がいるお店には、サポートステッカーを配布しています。

障害者サポーターはヘルプカードについて理解し、障害のある方をあたたかく見守り、お店の方のできる範囲の支援を行います。



しおりをご覧になる前に

このしおりは障害のある方のための福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくために作成しました。

- (1) このしおりの内容は、令和4年10月現在の内容で作成しております。
- (2) 住所・電話番号・インターネットのホームページアドレスなどを掲載している施設等がありますが、都合で変更（移転）する場合もありますので、ご了承ください。
- (3) その他記載事項については、予告なく変更となることもありますので、詳細については各問い合わせ先へご確認ください。
- (4) 新型コロナウィルス感染症の流行状況により、一部の事業を休止等している場合があります。

知りたい情報の探し方

- (1) **インデックスを利用する**⇒本文ページ端のインデックスと、表紙に印刷されたインデックスは同じ位置に印刷されており、お探しの情報にたどり着きやすくなっています。
- (2) **目次を利用する**⇒2～7ページの目次では、各情報のタイトルから探すことができます。
- (3) **さくいん（198ページ～）を利用する**⇒50音別のさくいんから各事業の事業名と本文の掲載ページを探すことができます。

本文にある **身 知 精 難** マークについて

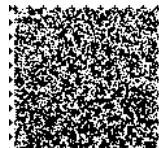
身身体障害者が対象 **知**知的障害者が対象 **精**精神障害者が対象 **難**難病患者が対象
このマークは、対象になる障害を表す目安となるものです。内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

音声コードについて

このガイドブックの本文ページには、「Uni-Voice（音声コード）」が印刷されています。視覚障害者のための専用の読み上げ装置で聞くことができます。

マイナンバー制度について

平成28年1月よりマイナンバー制度がスタートし、一部の手続きの際にはマイナンバーの記入（提示）が必要になりました。手続きの詳細につきましては、担当窓口までお問い合わせください。



もくじ

1. 相談窓口

総合窓口

●障害福祉課	8
●西東京市障害者総合支援センター フレンドリー	9
●基幹相談支援センター ●地域活動支援センター	10
●相談支援事業所	11
●東京都心身障害者福祉センター	11

こころの健康相談

●東京都多摩小平保健所	●東京都立多摩総合精神保健福祉センター	12
●東京都発達障害者支援センター		13

難病の方の相談

●東京都難病相談・支援センター	13	
●東京都多摩難病相談・支援室	●東京都難病ピア相談室	14
●難病医療相談会		15

子どもの相談

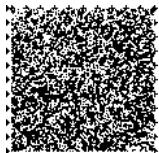
●西東京市児童発達支援センターひいらぎ (西東京市健康課発達支援係)		
●幼児教育・保育課	15	
●児童青少年課	●西東京市教育委員会 教育支援課 (教育相談センター)	
●西東京市教育委員会 学務課	●東京都小平児童相談所	16

その他の相談窓口・相談事業

●障害者虐待の相談窓口	17	
●障害者虐待防止センター (障害福祉課)		
●教えて！ペアレントメンター	18	
●全国障害者総合福祉センター (戸山サンライズ)	●東京都障害者福祉会館	
●西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課	西東京ボランティア・市民活動センター	
●西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課	地域福祉推進係	19
●西東京市社会福祉協議会福祉支援課	サービス提供係	
●西東京市社会福祉協議会福祉支援課	権利擁護係 (権利擁護センターあんしん西東京)	
●民生委員		20

2. 手帳

●身体障害者手帳	21
●愛の手帳	22
●精神障害者保健福祉手帳	23



3. 障害者総合支援法等

●サービスの体系	24
●障害のある方を対象としたサービス	25
●サービスを利用するための手続きの流れ（障害のある方の場合）	28
●障害のあるお子さんを対象としたサービス	29
●サービスを利用するための手続きの流れ（障害のあるお子さんの場合）	30
●相談支援事業	32
●利用者負担（障害福祉サービス）	33
●地域生活支援事業等	34
●その他のサービス	41
●難病の方について	42

4. 日常生活の支援

補装具等

●補装具費の支給（購入費・修理費・借受け費）	46
●中等度難聴児の補聴器購入費の助成	47
●日常生活用具の給付	48
●身体障害者補助犬の給付 ●家具等転倒防止器具取付け等サービス	50
●身体障害者電話使用料等の助成 ●在宅重度心身障害者（児）入浴サービス	
●重度脳性麻痺者介護	51

情報の支援

●市立図書館	52
--------	----

視覚に障害のある方へのサービス

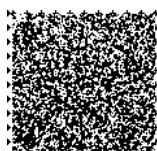
●視覚障害者生活用具の販売・あっせん	
●東京都ガイドセンター	53
●日本点字図書館のサービス ●点字による即時情報ネットワーク事業	54
●点字・録音刊行物の作成・配布事業 ●日常生活情報点訳等サービス	
●広報東京都の点字版・テープ版・デイジー版の郵送	55
●都議会だよりの点字版・テープ版・デイジー版の郵送	56

聴覚に障害のある方へのサービス

●手話通訳者の派遣 ●要約筆記者の派遣	56
●手話通訳者の配置 ●コミュニケーション機器の貸し出し	57
●聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 ●聴覚障害に関する相談	58
●聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧 ●電話リレーサービスの利用について	59

住宅

●住宅設備改善費の給付	60
●都営住宅の募集と使用料特別減額	61
●住宅使用料の特別減額	62



●都市再生機構UR賃貸住宅の申込優遇制度	63
----------------------	----

その他

●東京都在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	63
-----------------------	----

各種サービス 緊急・安全

●重度身体障害者救急代理通報等システム（都・市の制度）	
●119番ファクシミリ通報	64
●緊急ネット通報 ●110番アプリシステム ●ファクシミリ緊急通報	65
●災害避難時に支援が必要な避難行動要支援者の安全を確保する体制を整備する制度	
●災害避難時に支援が必要な災害時要援護者の登録制度	66
●避難所等一覧	67
●ごみの戸別訪問収集 ●生活福祉資金の貸付	72

5. 手当・年金

手当

●障害児福祉手当（国の制度） ●特別障害者手当（国の制度）	76
●重度心身障害者手当（都の制度）	77
●心身障害者福祉手当（都の制度） ●心身障害者福祉手当（市の制度）	78
●難病者福祉手当（市の制度）	79
●児童扶養手当（国の制度） ●児童育成手当（育成手当）（都の制度）	80
●児童育成手当（障害手当）（都の制度） ●特別児童扶養手当（国の制度）	81

年金

●障害基礎年金（国民年金）	82
●特別障害給付金	83
●その他の障害年金 ●心身障害者扶養共済制度	84

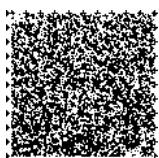
その他

●産科医療補償制度	85
-----------	----

6. 医療

保険・助成・給付

●心身障害者医療費助成（マル障）	86
●後期高齢者医療保険（障害認定）	87
●自立支援医療（精神通院医療）	88
●自立支援医療（更生医療） ●自立支援医療（育成医療）	89
●難病医療費等助成制度 ●特殊医療費助成制度	90
●B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	
●肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	91
●小児精神病入院医療費助成制度 ●小児慢性疾患の医療費助成	92
●ひとり親家庭等医療費補助制度（都の制度）	93



診療など

●障害のある方の歯科医療機関	93
----------------	----

7. 社会参加

交通

●JR線の割引	95
●都営交通の割引	96
●民営バスの割引	97
●西東京市コミュニティバス はなバス	98
●旅客船・フェリーの割引 ●国内航空券の割引	99
●有料道路の割引 ●自動車燃料費の助成（市の制度）	100
●タクシー運賃の割引 ●タクシー料金の助成（市の制度）	101

自動車

●自動車運転教習費用の補助	102
●自動車改造費の助成	103
●駐車禁止規制の除外	104

外出支援

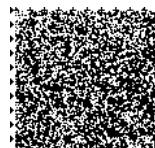
●移動支援事業 ●外出を援助する自動車での移動サービス	106
●盲ろう者への通訳・介助者の派遣、支援	107
●身体障害者補助犬の給付	108

スポーツ・学習

●西東京市障害者スポーツ支援事業	108
●かわうそ水泳教室 ●西東京市のスポーツ施設等の利用の減免	
●東京都障害者スポーツセンター	109
●東京都障害者スポーツ大会	110
●E N J O Y ニュースポーツ	111
●スポーツ相談窓口 ●東京都障害者休養ホーム	112
●保谷こもれびホール施設使用料 障害者減免について	113
●多摩六都科学館施設利用料 障害者減免について	
●都立公園等の無料入場	113
●都立公園等駐車場の無料利用 ●都立文化施設、体育施設等の無料利用等	114
●海上公園等の無料利用 ●海上公園駐車場の無料利用	115

投票

●郵便等による不在者投票（郵便等投票）	115
●代理投票・点字投票	116



8. 講習

聴覚に障害のある方対象

●読話講習会	●中途失聴者・難聴者手話講習会	117
●文化教養講座		118

視覚に障害のある方対象

●家庭生活訓練事業	118	
●盲青年等社会生活教室開催事業	●中途失明者緊急生活訓練事業	
●視覚障害者のための講座	119	

音声・言語に障害のある方対象

●喉頭摘出者発声訓練	●吃音者の講座	120
------------	---------	-----

その他

●オストメイト社会適応訓練	
●重度身体障害者パソコン講習事業 (IT 技術者在宅養成講座)	121

支援する方対象

●障害者サポーター養成講座	●西東京市手話通訳者養成講習会	122
●東京都手話通訳者等養成講習会	●東京都要約筆記者養成講習会	123

9. 税金の軽減・各種割引

税金

●税の控除など	124
●自動車税／軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免	128
●軽自動車税（種別割）の減免	129

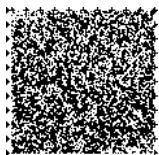
各種割引

●市庁舎等駐車場の割引		
●廃棄物処理手数料の減免（市指定収集袋（ごみ袋）の配布）	130	
●水道・下水道使用料の減免	131	
●N H K 受信料の免除	●自転車駐車場利用料の助成	132
●市営駐車場使用料の免除	●郵便料金の免除・特例	133
●電話番号案内の無料利用（NTT ふれあい案内）	135	

10. 就労

職業相談・仕事

●西東京市障害者就労支援センター 一歩	
●ハローワーク（公共職業安定所）	136



●製造たばこ小売販売業の許可	137
●東京障害者職業センター	138

職業訓練

●東京障害者職業能力開発校	138
●国立職業リハビリテーションセンター	139
●公益財団法人東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課	140

11. 子ども

保育

●保育園入所および一時保育の利用に関すること	
●学童クラブ入所に関すること	141

教育

●特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校等	141
●障害のある児童・生徒のための学校一覧表	142

発達支援

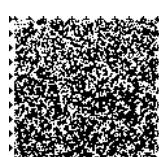
●西東京市児童発達支援センターひいらぎ	145
---------------------	-----

お子様のサービス

●その他対象となる制度等	146
--------------	-----

12. 施設・団体等

●市内の障害者福祉施設・障害者福祉関係通所施設等	148
●地域活動支援センター	150
●基幹相談支援センター	151
●就労支援センター ●生活介護	152
●就労継続支援 B型	155
●就労移行支援	159
●自立訓練（機能訓練・生活訓練）	160
●共同生活援助	161
●施設入所支援 ●短期入所	163
●訪問系サービス	164
●市内の障害児福祉関係通所施設	172
●通所系（障害児）	174
●保育所等訪問支援	181
●地域生活支援事業	182
●重症心身障害者	187
●計画相談支援事業所	188
●障害者団体	192
●ホームページのご紹介	193
●障害者福祉施策（事業別対象者）一覧表	194
さくいん	198



1. 相談窓口

1.

相談窓口

障害のある方や、そのご家族のための相談窓口です。わからないこと、心配事など、ひとりで抱え込まずにお気軽にご相談ください。

総合窓口

障害福祉課 身 知 精 難

市の障害者福祉についての総合窓口です。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、各種福祉制度の申請受付や相談を行っています。

〈問合せ〉

○田無庁舎1階 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

電話 (042) 464-1311 (代表)

内線 12271、12273、12317～12319、12341～12348、12394、12395、12397

FAX (042) 466-9666

○保谷庁舎1階 〒202-8555 西東京市中町1-5-1

(防災センター・保谷保健福祉総合センター内)

電話 (042) 464-1311 (代表) 内線 21561～21563

○両庁舎共通

メール f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

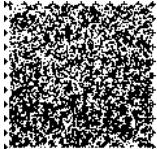
〈窓口時間〉 午前8時30分～午後5時 〈閉庁日〉 土・日・祝日・年末年始

障害者支援係

- (1) 障害者福祉に係る計画に関すること。
- (2) 障害者福祉施策に係る調査・研究及び普及啓発に関すること。
- (3) 障害福祉サービス及び補装具に係る決定及び支給に関すること。
- (4) 高額障害者福祉サービス等給付費等に関すること。
- (5) 障害者に係る福祉団体・事業者に対する補助又は指導・育成に関すること。
- (6) 障害者通所施設等に対する補助に関すること。
- (7) 障害者福祉施設に関すること。
- (8) 地域生活支援事業の実施、決定及び支払に関すること。
- (9) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による措置並びに児童福祉法による措置（障害児に関するものに限る。）に関すること。
- (10) 障害者の日常生活・社会生活支援に関すること。
- (11) 地域自立支援協議会に関すること。
- (12) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (13) 課内の庶務に関すること。

障害者相談係

- (1) 障害福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 障害支援区分の調査及び認定に関すること。
- (3) 地域生活支援事業の利用に係る相談に関すること。



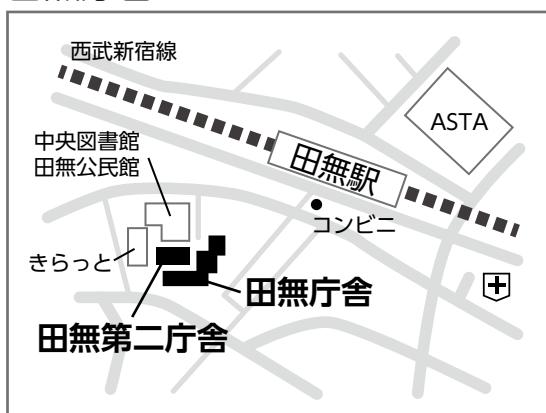
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) 障害支援区分認定審査会に関すること。
- (6) 基幹相談支援センターに関すること。
- (7) 障害者虐待防止センターに関すること。

手当助成係

- (1) 障害者の手帳に関すること。
- (2) 障害者の各種手当及び助成に関すること。
- (3) 心身障害者扶養共済等に関すること。
- (4) 障害者の医療費の支給及び助成に関すること。

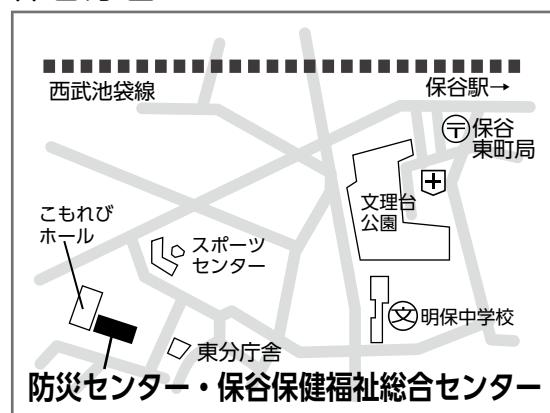
市役所案内図

田無庁舎



〒188-8666 西東京市南町 5-6-13

保谷庁舎



〒202-8555 西東京市中町 1-5-1

西東京市障害者総合支援センター フレンドリー

障害者総合支援センターは、市内に居住する障害者の自立と社会参加の促進を目的に、基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、地域活動支援センター、生活介護事業所等を統合する施設です。

障害のある方だけでなく、地域の皆さんにも広く活用していただけるよう、情報コーナーや会議室等を備えています。

会議室等の利用については、フレンドリー事務室へお問い合わせください。

〒 188-0011 西東京市田無町 4-17-14

〈開館時間〉 午前 9 時～午後 9 時 30 分 (祝日・年末年始を除く)

〈休館日〉 祝日・年末年始 (12月 29 日～1月 3 日)

1階 フレンドリー事務室

電話 (042) 452-0087 (午前9時～午後6時30分) FAX (042) 452-0076

基幹相談支援センター えぽっく (P10・P151 参照)

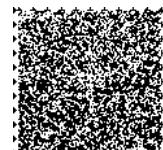
電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076

障害者就労支援センター 一歩 (P136・P152 参照)

電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

Cafe & Restaurant もぐもぐの森

電話 (042) 452-6613



2階 地域活動支援センター ハーモニー (P10・150 参照)

電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774

2階 会議室 A・B・C**3階 多目的室****3階 4階 Life Design あくと・療育型放課後等デイサービスここいろ第2**

(P153・P177 参照)

電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776

基幹相談支援センター 身 知 精 難**西東京市基幹相談支援センター (障害者虐待防止センター)**

障害福祉サービスに関する相談や虐待に関する相談、相談支援事業所等のバックアップを担っています。お気軽にお問い合わせください。

〈問合せ〉 電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666

基幹相談支援センター えぽっく

身体障害・知的障害・精神障害など、障害の種別にかかわらず、日常生活や障害福祉サービスの利用に関することなど、幅広くご相談に応じています。お気軽にお問い合わせください。

〈問合せ〉 電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076

※詳しくは 151 ページ 基幹相談支援センターをご覧ください。

地域活動支援センター 身 知 精 難

地域活動支援センターでは、日中活動と相談支援事業を実施しています。日中活動のご利用はあらかじめ登録が必要です。

保谷障害者福祉センター (主に身体障害のある方が対象)

西東京市保谷町1-6-20

電話 (042) 463-9861 FAX (042) 463-9862

地域活動支援センター ハーモニー (主に精神障害のある方が対象)

西東京市田無町4-17-14

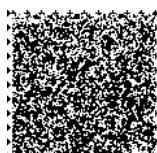
西東京市障害者総合支援センター 「フレンドリー」2階

電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774

地域活動支援センター ブルーム (主に知的障害のある方が対象)

西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター3階

電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086



相談支援事業所 身 知 精 難

障害のある方の生活全般にわたる相談を受け付けます。

相談内容からご本人のニーズを整理し、サービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、事業所の利用調整などの必要な支援を行います。

※詳しくは「28 ページ」をご覧ください。

※計画相談支援事業所の一覧については、「188 ページ～192 ページ」をご覧ください。

1.

相談窓口

東京都心身障害者福祉センター 身 知

- (1) 補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、援護の実施者である区市町村等への専門的支援
- (2) 身体障害者手帳及び愛の手帳の交付
- (3) 高次脳機能障害のある方やその家族への相談・支援

※利用する場合は、市の障害福祉課を通して申し込んでください。ただし、愛の手帳の判定（18歳以上）は直接電話をして希望する判定機関（本所又は多摩支所）に日時を予約してください。また、高次脳機能障害の相談は専用電話に直接おかけください。

〈窓口時間〉 月～金曜日の午前9時～正午 午後1時～5時（祝日、年末年始を除く）
(ただし、高次脳機能障害専用電話相談は午後4時まで)

〈問合せ〉 東京都心身障害者福祉センター

(本 所) 〒162-0823

新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階
電話 (03) 3235-2946 (代表) FAX (03) 3235-2968

ホームページ

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/index.html>

愛の手帳の判定予約 電話 (03) 3235-2961

高次脳機能障害専用電話相談 電話 (03) 3235-2955

※電話での相談が難しい場合 FAX (03) 3235-2957

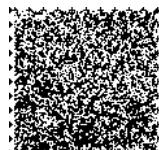
(多摩支所) 〒186-0003

国立市富士見台2-1-1（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295

とうきょう高次脳機能障害インフォメーション (東京都心身障害者福祉センター ホームページ内)

高次脳機能障害のある方の相談窓口一覧、就労支援機関一覧、受入れ可能な通所施設一覧、入所施設・短期入所施設一覧、対応できる医療機関一覧、当事者・家族会一覧、高次脳機能障害関連セミナー等開催情報など、高次脳機能障害に関するさまざまな情報を掲載しています。



保谷障害者福祉センター（10ページ参照）では高次脳機能障害のある方やご家族に対する相談を受け付けています。

高次脳機能障害専門ダイヤル

〈対象〉市内在住の当事者ご本人、ご家族。（予約制）

〈相談日〉毎週火曜日 午前10時～12時 および毎週金曜日 午後1時～4時

〈電話〉(042) 468-8500（留守電あり）

〈メール〉koujinou-senmon@npomimoza.com

1. 相談窓口

こころの健康相談

東京都多摩小平保健所 精 難

地域住民の健康の保持及び増進のため、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として、次のような業務を実施しています。

- (1) 精神保健福祉（こころ）の相談
- (2) 難病・重症心身障害児の相談
- (3) 感染症の情報提供・相談、エイズ・性感染症の相談・検査、結核健診、結核患者療養支援
- (4) 次の医療費公費負担申請受付：結核医療、療育給付、妊娠高血圧症候群等、石綿（アスベスト）健康被害救済給付
- (5) 肝炎ウイルス検査、HTLV-1検査（いずれも予約制）
- (6) 在宅難病患者一時入院事業
- (7) 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24

電話 (042) 450-3111 FAX (042) 450-3261

東京都立多摩総合精神保健福祉センター 精

こころの電話相談では、多摩地域（23区、島しょ以外）在住で、こころの問題についてお悩みの方の相談をお受けしています。

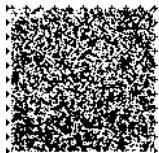
対人関係や心の病及びアルコール・薬物・思春期・青年期（引きこもり・不登校等）・高齢者問題などでお悩みの方はご相談ください。必要に応じて面接相談も行っています。

〈問合せ〉東京都立多摩総合精神保健福祉センター

〒206-0036 多摩市中沢2-1-3

「こころの電話相談」月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

電話 (042) 371-5560 FAX (042) 376-6885



東京都発達障害者支援センター

都内在住の発達障害のあるご本人とそのご家族、関係機関・施設からの発達障害に関する様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

また、東京都ペアレントセンター養成派遣事業を行っています。

2023年1月以降、ご本人の年齢により、2つのセンターに分かれての対応となります。

【ご本人が18歳以上の方】

通称：おとな TOSCA

委託先：公益財団法人 神経研究所

〒112-0012 東京都文京区大塚4-45-16

電話 (03) 6902-2082

E-mail otona-tosca@ionp.or.jp

ホームページ <https://otona-tosca.org>

【ご本人が18歳未満の方】

通称：こども TOSCA

委託先：社会福祉法人 嬉泉

〒156-0055 東京都世田谷区船橋1-30-9

電話 (03) 6413-0231

E-mail tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>

難病の方の相談

東京都難病相談・支援センター 難

〈主な業務内容〉

(1) 療養相談（電話・面談）：日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。その他公的手続等に関する情報提供を行います。

※面談は要事前予約

(2) 就労相談（電話・面談）：難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてお話を伺い、これからのことと一緒に考えます。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。

※面談は要事前予約

(3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。

(4) 日常生活用具展示コーナー：用具について説明を受けることができます。

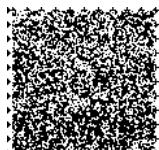
〈窓口時間〉 月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談受付は午前10時～午後4時

〈問合せ〉 東京都難病相談・支援センター

〒113-8431 文京区湯島1-5-32 順天堂大学診療放射線学科実習棟2階

電話 (03) 5802-1892（直通）



東京都多摩難病相談・支援室 難

〈主な業務内容〉

- (1) 療養相談（電話・面談）：日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。その他公的手続等に関する情報提供を行います。
※面談は要事前予約
- (2) 就労相談（電話・面談）：難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてお話を伺い、これからのことと一緒に考えます。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。
※面談は要事前予約
- (3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。

〈窓口時間〉 月～金曜日の午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

※相談受付は午前 10 時～午後 4 時

〈問合せ〉 東京都多摩難病相談・支援室

〒 183-0042 府中市武蔵台 2-6-1 東京都立神経病院 2 階
電話 (042) 323-5880 (直通)

東京都難病ピア相談室 難

〈主な業務内容〉

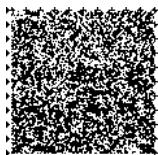
- (1) 疾病別ピア相談：日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。※面談は要事前予約
- (2) 難病患者・家族の交流会：患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。※要事前予約
- (3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料及び行政情報等を閲覧できます。
- (4) 日常生活用具展示コーナー：用具について説明を受けることができます。

〈窓口時間〉 月～金曜日の午前 10 時～午後 5 時（祝日・年末年始を除く）

※相談受付は午前 10 時～午後 4 時

〈問合せ〉 東京都難病ピア相談室

〒 150-0012 渋谷区広尾 5-7-1 (東京都広尾庁舎 1 階)
電話 (03) 3446-0220 (相談専用)
(03) 3446-1144 (予約・問合せ)



難病医療相談会 難

専門医による疾病群別の個別相談（原則お一人につき30分程度）を行います。都内にお住まいの難病患者の方、難病の疑いのある方、ご家族で相談を希望される方はお気軽にご予約ください。

1.

相談窓口

- 〈実施場所〉 ①東京都難病相談・支援センター
②東京都多摩難病相談・支援室

〈問合せ〉

①〒 113-8431 文京区湯島1-5-32 (順天堂大学診療放射線学科実習棟2階)

電話 (03) 5802-1892

予約受付時間：平日午前10時～午後5時

②〒 183-0042 府中市武蔵台2-6-1 東京都立神経病院2階

電話 (042) 323-5880

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

日時、場所及び対象疾病等は以下ホームページからご確認ください。

URL：<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/centersoudannkai.html>

子どもの相談

西東京市児童発達支援センターひいらぎ (西東京市健康課発達支援係)

0～18歳のお子さんの発達について、電話またはオンライン等を用いて相談員が相談をお受けします。

未就学のお子さんは、状態に合わせて、各種専門員による評価を行い、必要に応じて情報提供します。また、ひいらぎの個別指導や集団指導にご案内することもあります。

学齢のお子さんは、相談員のアドバイス又は、適切な支援先へおつなぎします。

〈問合せ〉 住吉会館 ルピナス1階

〒 202-0005 西東京市住吉町6-15-6

電話 (042) 422-9897 FAX (042) 422-5375

相談受付時間：平日午前9時～午後4時

幼児教育・保育課

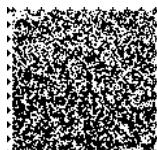
〈主な業務内容〉

保育園入所および一時保育の利用等に関するこ

〈問合せ〉 (田無庁舎) 田無第二庁舎2階

直通電話 (042) 460-9842

(内線：11533、11534、11535)



児童青少年課

〈主な業務内容〉

学童クラブ入所に関すること

1.

〈問合せ〉(田無庁舎) 田無第二庁舎2階

直通電話 (042) 460-9843

(内線: 11541、11542、11543)

相談窓口

西東京市教育委員会 教育支援課(教育相談センター)

〈主な業務内容〉

【教育相談】幼児から高校生までの子どもの発達や心理、教育に関することについての相談

〈問合せ〉(田無庁舎) 田無第二庁舎4階

教育相談 (042) 420-2830

西東京市教育委員会 学務課

〈主な業務内容〉

【就学相談】市立小中学校特別支援学級（固定制）や都立特別支援学校への就学相談や転学相談、市立小中学校特別支援教室・通級指導学級への入室・入級相談

〈問合せ〉(田無庁舎) 田無第二庁舎3階

就学相談 (042) 420-2837 (内線: 12654、12655)

東京都小平児童相談所 身 知 精 難

18歳未満の児童に関する家族・本人等からの様々な相談の窓口として都が設置しています。養育・育成・非行・虐待・心身の発達相談、児童福祉施設への入所、一時保護、愛の手帳取得のための判定と交付などを行っています。

〈窓口時間〉

月～金曜日 午前9時～午後5時（児童虐待等の相談や通報等緊急性のある場合は夜間、土・日曜日、祝日も受付けます。）

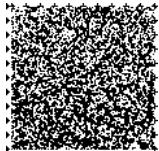
〈問合せ〉東京都小平児童相談所

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24 (東京都多摩小平保健所庁舎3階)

電話 (042) 467-3711 FAX (042) 467-5241

夜間休日緊急連絡ダイヤル 電話 (03) 5937-2330

児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (24時間365日受付)



その他の相談窓口・相談事業

障害者虐待の相談窓口 身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課

障害者の尊厳を守るために

1.

相談窓口

障害のある方に対する虐待は、障害のある方の尊厳を害するものであり、障害のある方の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することがとても重要です。

そこで、障害のある方に対する虐待を禁止し、国・自治体等の責務、虐待を受けた障害のある方に対する保護と自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置等を定めた「障害者虐待防止法」（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が制定され、平成24年10月から施行されました。

障害のある方に対する虐待は、障害がある方の生活の場で、身近な人によって引き起こされていることが多く、気づきにくい傾向があります。また、被害者自身が虐待を受けているという自覚がない場合や、被害を訴えることができない場合もあります。

私たち全員が、虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

障害者虐待防止法が対象とする「障害者」とは

障害者虐待防止法は、「障害者」を障害者基本法に規定する「障害者」と定めています。具体的には、「身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1号）とされています。

禁止の対象となる「障害者虐待」とは

障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待を以下の3つと定めています。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

また、障害のある方に対する虐待は、その内容から以下の5つに分類されます。

1. 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

2. 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること

3. 心理的虐待

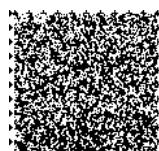
著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

4. ネグレクト（放棄・放任）

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、1～3に掲げる行為と同様の行為の放置等

5. 経済的虐待

財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること



障害者虐待かも！？と感じるケースがあつたら…

- ・虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した人は、市町村等への通報義務があります。ためらわずに以下の窓口へ連絡・通報をお願いします。
- ・通報等を受けた市町村では、迅速かつ適切な保護・支援を行います。
- ・通報等は匿名でも構いません。また、通報者・相談者の秘密は守られます。

1.

相談窓口

障害者虐待防止センター（障害福祉課）

日中（午前8時30分～午後5時）の連絡先

障害福祉課障害者相談係 〒188-8666 西東京市南町5-6-13
電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666

休日・夜間（午後5時～午前8時30分）の連絡先

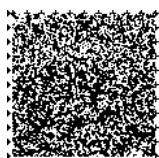
西東京市役所（代表）
電話 (042) 464-1311 FAX (042) 466-9666

教えて！ペアレントメンター

〈主な業務内容〉

障害のあるお子さんの悩み等を話してみませんか？障害のあるお子さんの保護者の方が相談員となって、同じ立場から相談を受けます。グループ相談会です。

〈問合せ〉 障害福祉課（内線：12348）
直通電話 (042) 420-2805



全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〈主な業務内容〉

障がいのある方が利用しやすい多目的施設です。障がいのある方は、通常よりも早く予約が可能になります。また、利用料金には割引があります。

■付帯施設 会議室・研修室、個室スペース（デイユース）、体育館

※利用時間・手続き・費用は施設ごとに異なります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

1.

相談窓口

〈問合せ〉

〒162-0052 新宿区戸山1-22-1

電話 (03) 3204-3611 FAX (03) 3232-3621

東京都障害者福祉会館

〈主な業務内容〉

障害別福祉相談を実施しています。都内在住・在勤の障害者とその関係者などの日常生活や社会生活の問題について、同じ障害のある相談員が相談に応じるほか、弁護士による法律相談も行います。

〈問合せ〉

〒108-0014 港区芝5-18-2

電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550

西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 西東京ボランティア・市民活動センター

〈主な業務内容〉

ボランティア活動に関すること

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター1階

電話 (042) 466-3070 FAX (042) 466-3555

西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 地域福祉推進係

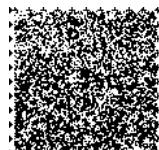
〈主な業務内容〉

- (1) 地域福祉活動に関すること
- (2) ふれまち助け合い活動の推進
- (3) 地域活動拠点の運営など

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター1階

電話 (042) 497-5180 FAX (042) 466-3555



西東京市社会福祉協議会福祉支援課 サービス提供係

〈主な業務内容〉

- (1) 家事援助、在宅サービスに関すること、その他のサービスに関すること（緊急通報サービス）
- (2) 子どもの預かりに関すること
- (3) 生活福祉資金貸付に関すること
- (4) 中学3年生・高校3年生等の学習塾等受講料・受験料の貸付に関すること
- (5) 車いすの貸出し

1.
相談窓口

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター4階

電話

- (1) (042) 497-5076 (在宅福祉サービス担当)
 - (2) (042) 497-5079 (ファミリー・サポート・センター担当)
 - (3)(5) (042) 497-5071 (生活福祉資金担当・車いすの貸出し)
 - (4) (042) 497-5073 (受験生チャレンジ貸付担当)
- FAX (042) 497-5354 (共通)

西東京市社会福祉協議会福祉支援課 権利擁護係 (権利擁護センターあんしん西東京)

〈主な業務内容〉

- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
- ・成年後見制度の利用支援
- ・保健福祉サービスの苦情受付窓口

※障害者総合支援法によるサービスについては、障害福祉課（042-420-2805）へご相談ください。

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター4階

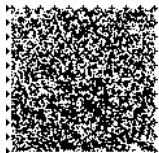
電話 (042) 497-5239 FAX (042) 497-5230

民生委員

〈主な業務内容〉

民生委員は、担当区域を持ち、地域の中で生活していくうえで支援を必要とする方の相談や助言にあたっています。また、関係機関の社会福祉活動への協力等、市民の方にとっての身近な相談者として地域福祉の推進に努めています。

〈問合せ〉(田無庁舎) 田無第二庁舎 地域共生課 地域共生係
直通電話 (042) 420-2807 (内線：12313、12312)



2. 手帳

身体障害者手帳 身

担当窓口 障害福祉課

身体に障害のある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

2.

手帳

〈手帳の交付対象となる障害種別〉 ※手帳の等級には、1級から6級があります。

- (1) 視覚障害 1級～6級
- (2) 聴覚障害 2級～4級・6級
- (3) 平衡機能障害 3級・5級
- (4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- (5) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の進行性の脳病変による運動機能障害）
1級～7級 ※ただし、7級は1つの障害のみでは手帳は交付されません。
- (6) 肢体不自由（体幹） 1級～3級・5級
- (7) 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能の障害）
1級・3級・4級
- (8) 内部障害（免疫・肝臓の機能の障害） 1級～4級

〈申請方法等〉

障害福祉課にて申請できます。以下の書類が必要です。

- (1) 身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条指定医師が作成したもの）
- (2) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (3) マイナンバーのわかる書類及び本人確認書類

〈変更手続等〉

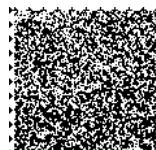
手帳交付後に次のような変更等があった場合は手続きをしてください。

- ・居住地、氏名、障害程度の変更、障害の追加
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



知的障害のある方やお子さんが各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。「愛の手帳」は都が独自に設けている手帳ですが、国の「療育手帳」制度の適用を受けています。

〈対象〉

医学的所見、心理学的所見、社会診断所見に基づき、総合的に判定し、

2.

手帳

1度（最重度）

2度（重度）

3度（中度）

4度（軽度）に区分します。

愛の手帳の交付を受けた方は、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、またはこの間に障害程度の著しい変化が生じたときに、手帳を更新する必要があります。

〈申請方法等〉

電話で予約して判定を受けてください。

次のものが必要です。

- (1) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
- (2) 本人の個人番号（マイナンバー）を確認する書類
- (3) 申請者（保護者）の身分証明書等

※母子健康手帳があればお持ちください。その他電話予約時に指定された資料等をお持ちください。

〈個人番号（マイナンバー）の記載について〉

令和5年2月より、新たに愛の手帳を申請（これまで愛の手帳をお持ちでない方）する場合、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。手帳の取得を希望するご本人の個人番号（マイナンバー）を確認する書類のほか、申請者（保護者）の方の身分証明書が必要となります。判定の際にお持ちください。

お持ちいただく書類の詳細は東京都のホームページから「愛の手帳申請書に係る個人番号（マイナンバー）確認書類について」にてご確認ください。

〈変更手続き等〉

手帳交付後に次のような変更等があった場合は手続きをしてください。

- ・居住地、氏名の変更
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉

18歳未満の方 窓口

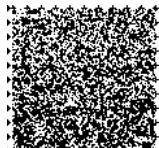
東京都小平児童相談所

電話 (042) 467-3711

18歳以上の方 窓口

東京都心身障害者福祉センター

電話 (03) 3235-2961（愛の手帳判定予約）



東京都心身障害者福祉センター多摩支所

電話 (042) 573-3311

精神に障害のある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

〈対 象〉

精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方。

申請に基づき東京都が審査を行い、1級から3級に区分され、都知事が交付。

※有効期限は原則として2年です。

※更新は手帳の有効期限の3ヶ月前から申請できます。

2.

手帳

〈申請方法等〉

次のものが必要です。

- (1) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書等（精神障害を理由とした）の写し
- (2) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (3) マイナンバーのわかる書類及び本人確認書類

〈変更手続等〉

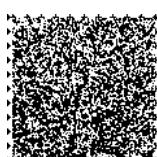
手帳交付後に次のような変更等があった場合は手続きをしてください。

- ・居住地、氏名の変更
- ・障害程度の変更（等級変更）
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



3. 障害者総合支援法等

サービスの体系 身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方の障害の程度や様々な状況に応じて全国共通の基準、水準で提供される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市が主体で行う「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害のあるお子さんには、「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。

3.

障害者総合支援法

自立支援給付

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）者 児
- 重度訪問介護者
- 同行援護者 児
- 行動援護者 児
- 重度障害者等包括支援者 児
- 短期入所者 児
- 療養介護者
- 生活介護者
- 施設入所支援者

訓練等給付

- 自立訓練（機能・生活）者
- 就労移行支援者
- 就労継続支援（A型・B型）者
- 就労定着支援者
- 自立生活援助者
- 共同生活援助（グループホーム）者

相談支援事業

- 計画相談支援者 児
- 地域移行支援者
- 地域定着支援者

自立支援医療

- 更生医療
 - 育成医療
 - 精神通院医療
- 補装具**
- 補装具費の支給

自立支援給付

- ・日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、それぞれ家庭などで利用できる「訪問系サービス」、通所施設や入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」があります。
- ・その他、障害にかかる公費負担医療として「自立支援医療」、また「補装具」の購入・修理費の支給があります。

地域生活支援事業

- ・市町村または都道府県が行う、障害のある方等の自立支援のための事業（移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター、意思疎通支援、日常生活用具、相談支援等）が定められています。
- ・自治体が個々の地域性を生かした独自の運営方法・内容を定めることができます。

障害のある方・児童

児童福祉法

障害児通所支援

- 児童発達支援児
- 医療型児童発達支援児
- 放課後等デイサービス児
- 居宅訪問型児童発達支援児
- 保育所等訪問支援児

障害児入所支援（東京都）

- 福祉型障害児入所施設児
- 医療型障害児入所施設児

障害児相談支援児

地域生活支援事業

- 移動支援
- 地域活動支援センター
(機能訓練、創作的活動、社会との交流促進など)
- 日中一時支援
- 生活サポート
- 意思疎通支援（手話通訳派遣等）
- 日常生活用具の給付
- 相談支援
(関係機関との連絡調整および権利擁護)など

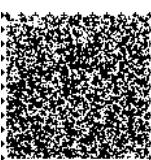
- 支援**
- | | |
|---|---------------|
| 都 | ●専門性の高い相談支援 |
| 道 | ●広域的な対応が必要な事業 |
| 府 | ●人材育成等 |
| 県 | |

相談支援事業

- ・平成24年4月より、支給決定のプロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されました。また、地域移行、定着支援の個別給付化が図られました。

障害児通所給付

- ・障害児通所支援を利用する保護者は、障害児支援利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児の通所支援サービスを希望する場合は、障害福祉課への手続きが必要です。



サービスの種類

【訪問系・その他サービス】

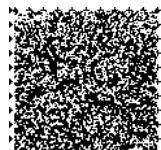
※市内事業所については 148 ページ以降の
「12. 施設・団体等」をご覧ください。

■自宅での暮らしを支援するサービス

※介護保険対象者は介護保険サービス優先。一定要件のもと介護保険サービスに上乗せ利用の場合あり。

	サービスの名称	内容		対象者
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	日常生活において介護支援を必要とする方に対し、直接身体に触れて、食事介助、入浴介助、排泄介助等を行うもの	障害支援区分 1 以上の方
		家事援助	日常生活上の調理、洗濯、掃除等の家事一般について、本人に代わってまたは本人と一緒にを行うもの	
		通院等介助	定期的な通院等のための介助を行うもの（身体介護を伴うものと伴わないものがあります）	障害支援区分 2 以上の方
		通院等 乗降介助	定期的通院等のために、車両への乗車または降車、その前後の屋内外の移動等、通院先での受診等の手続き・移動等の介助を中心に行うもの	
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方、重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする方に、身体介護、家事援助等を総合的に行うもの		<ul style="list-style-type: none"> ● 障害支援区分 4 以上で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守り～介助が必要と認められる方 ● 重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で常時介護を要する方（障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が 10 点以上） <p>※病院等に入院中の意思疎通等の支援は、障害支援区分 6 で意思疎通等の支援が必要と認められる方</p>
	重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とし意思の疎通に著しい困難を伴う方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うもの		<p>障害支援区分 6 で、以下いずれかにあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ● 四肢麻痺寝たきりで愛の手帳 1 度の重度心身障害をもつ方 ● 強度行動障害

3.



■外出を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等の外出支援等を行うもの	視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障害者、これに相当する程度の障害を有する方
	行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方の外出支援等を行うもの	障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方(別途、基準があります)

■介護する家族などを支援するサービス

3.

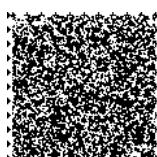
障害者総合支援法等

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病や事故等で、家庭での介護が一時的に困難になった場合や介護者の休養が必要な場合に、短期入所施設で介護を行うもの	障害支援区分1以上の方 ※障害児の場合、障害児支援区分における区分1以上に該当する方

【日中活動系サービス】

■昼間の活動を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	療養介護	病院において、医学的管理の下における介護・日常生活上の世話その他必要な医療をするもので、常時介護が必要な方に対し、介護・機能訓練・療養上の管理・看護等を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ●障害支援区分5以上で、以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害者または進行性筋萎縮症の方 ・医療的なケアを必要とする方(別途、基準があります)
	生活介護	常時介護が必要な方に対し、食事・入浴などの介護、生産活動などの機会提供などを行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害支援区分3以上(障害者支援施設入所者は区分4以上)の方 ●50歳以上で、障害支援区分2以上(障害者支援施設入所者は区分3以上)の方



■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所する、又は当該障害者の居宅を訪問する形で、身体機能向上や日常生活を営むために必要な訓練等を行うもの
	宿泊型自立訓練	一定期間居住の場を提供し、帰宅後の家事等の日常生活能力を向上させるために必要な支援を行うもの
	就労移行支援	就労を希望し、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援等を行うもの
	就労継続支援 A型（雇用型） B型（非雇用型）	一般企業等に雇用されることが困難な方に対し、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うもの（雇用契約に基づく場合がA型、雇用契約を交わさない場合はB型）
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、企業・自宅等への訪問や障害者の来所による、生活リズム、家計、体調管理等の問題解決のための連絡調整や指導・助言等を行うもの
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障害者で、一人暮らしを希望する方等に対し、定期的に利用者宅を訪問し、食事・洗濯・掃除等の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化がないかなどの確認・助言、医療機関等との連絡調整等を行うもの

※通所利用については就労移行への取り組みが強化されています。

3.

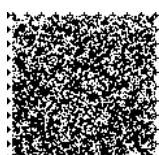
障害者総合支援法等

【居住系サービス】

■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日における入浴、排せつ及び食事等の介護をはじめとする日常生活上の支援を行うもの	●生活介護を利用している障害支援区分4（50歳以上は区分3）以上の方 ●自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している方に対し、共同生活の場において、夜間や休日における入浴・排せつ及び食事等の介護や相談、助言等の日常生活上の支援を行うもの	身体障害、知的障害または精神障害の方及び難病のある方。 ※介護が必要な方は、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

※障害者施設の入所利用については、生活介護等の日中活動系サービスと、施設入所支援の居住系サービスを組み合わせる体系となっています。



サービスを利用するための手続きの流れ（障害のある方の場合）

身

知

精

難

障害福祉サービスを利用するには、障害福祉課への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、障害福祉課や特定相談支援事業所（188 ページ～190 ページ）がお手伝いをします。

1 相談（障害福祉課または相談支援事業所）

まずは、障害福祉課や相談支援事業所の窓口に相談します。



3.

2 利用申請・サービス等利用計画案の作成・提出依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課へ提出します。また、相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成をしてもらい障害福祉課へ提出します。ご本人・ご家族には、サービス等利用計画案の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者がセルフプランを作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、148 ページ以降の「12. 施設・団体等」、193 ページの「ホームページのご紹介」をご参照していただくな、相談支援事業所に相談してください。



3 面接調査・勘案事項調査（生活・就労・日中行動・介護者・居住など）[市]

職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。

（訓練等給付を希望する場合）

（介護給付を希望する場合）

障害者の心身の状況を判定するため、80 項目の調査を行います。

障害支援区分認定審査会とは

障害のある方の保健・福祉についてよく知る委員で構成されている「審査会」で、一次判定の結果と医師の意見書をもとに審査判定を行います。

4 障害支援区分の一次判定

5 障害支援区分の二次判定 [障害支援区分認定審査会]

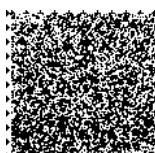
6 障害支援区分認定 [市]

障害支援区分とは

障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6（※6が最も高い）までに分けられています。この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

7 支給決定

提出されたサービス等利用計画案や法令に定める事項を踏まえて、市で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。





受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

8 サービス担当者会議・支給決定時のサービス等利用計画の作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成します。



9 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。



10 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

担当窓口
障害福祉課

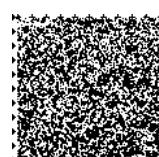
障害のあるお子さんを対象としたサービス 身 知 精 難

児童福祉法による給付等の対象となる障害児

- 身体障害、精神障害（発達障害を含む）、知的障害、難病等で通所による療育等の支援が必要な児童
 - 児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童
- ※愛の手帳等をお持ちでない方については、療育の必要性を確認するため、医師の診断書などの提出をお願いする場合があります。

サービスの種類

サービスの名称	内容
児童発達支援	障害（発達障害を含む）のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などをを行うもの
医療型児童発達支援	児童発達支援のサービス及び治療を提供するもの
放課後等デイサービス	学校に在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において自立した日常生活を営むために必要な訓練、創造的活動、地域交流などをを行うもの
保育所等訪問支援	障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するもの
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重度の障害児（重度心身障害児など）に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作（知識技能の付与など）の指導・支援等を行うもの



	サービスの名称	内容	申請窓口
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	入所している障害児に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うもの	児童相談所 (※都道府県におけるサービス)
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害児に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、並びに治療を行うもの	

3.

サービスを利用するための手続きの流れ(障害のあるお子さんの場合) 身 知 精 難

障害者総合支援法等

障害児通所給付サービスを利用するには、障害福祉課への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、障害福祉課や障害児相談支援事業(191 ページ~192 ページ)がお手伝いします。

1 相談(障害福祉課または相談支援事業所)

まずは、障害福祉課や相談支援事業所の窓口に相談します。

※障害児入所支援については、児童相談所(16 ページ)に相談します。



2 利用申請・障害児支援利用計画案の作成・提出依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課へ提出します。また、相談支援専門員に障害児支援利用計画案の作成をしてもらい障害福祉課へ提出します。ご本人・ご家族には、障害児支援利用計画案の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者がセルフプランを作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、148 ページ以降の「12. 施設・団体等」、193 ページの「ホームページのご紹介」をご参照していただくか、相談支援事業所に相談してください。

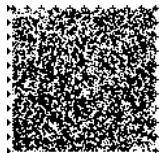


3 サービス利用意向調査

職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族等に対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。



(次項へつづく)



受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

4 支給決定

提出された障害児支援利用計画案や法令に定める事項を踏まえて、市で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。



5 サービス担当者会議・支給決定時の障害児支援利用計画の作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用する障害児支援利用計画を作成します。



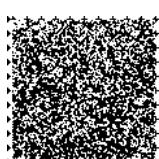
6 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。



7 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。



障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の提出が必要となります。サービス等利用計画案又は、障害児支援利用計画案とは、障害のある方の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。

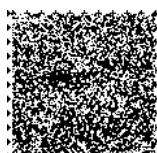
利用者の意向をサービス等に反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、サービス提供事業者が個別支援計画を立てる時や、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（188～192ページ）が作成を行います。なお、作成に当たって利用者負担はありません。相談支援事業の内容は、つぎのとおりです。

事業名	内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
障害児相談支援 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定時に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

サービス事業所の検索について

詳しくは148ページ以降の「12.施設・団体等」、193ページの「ホームページのご紹介」をご参照ください。



利用者負担 (障害福祉サービス) 身 知 精 難

利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されており、原則費用の1割に相当する額が利用者負担となります。

所得区分ごとの利用者負担上限月額は以下のとおりです。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	
低所得	低所得 1	市町村民税世帯非課税者であって、障害者本人又は障害児の保護者の収入が年間 80 万円以下の方
	低所得 2	市町村民税世帯非課税者のうち低所得 1 に該当しない方
一般 1	居宅で生活する障害児（市町村民税所得割 28 万円未満の方に限る。）	4,600 円
	居宅で生活する障害者及び 20 歳未満の施設入所者（市町村民税所得割 16 万円未満（20 歳未満の施設入所者は 28 万円未満）の方に限る。）	9,300 円
一般 2	市町村民税課税世帯に属する方のうち、一般 1 に該当しない方	37,200 円

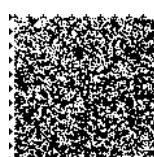
※負担上限月額がサービス提供に要した費用の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18、19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18、19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

3.

障害者総合支援法等



○移動支援

障害のある方が、社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることができるものに対し、その際の移動の介護を行います。

〈対象〉

1. 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
2. 就学児以上の障害児
3. 身体障害者手帳を所持する以下の者
 - (1) 視覚障害者
 - (2) 脳性麻痺者であり、次の基準のいずれにも該当する者
 - (ア) 脳性麻痺による下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の手帳の交付を受けた者
 - (イ) 身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する者
 - (ウ) 単独での外出が困難な者
 - (3) 身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた者
4. 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

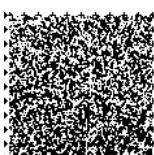
〈支給量〉

	基本	社会生活上不可欠な用務としての上乗せ（対象者のみ）	夏期休暇期間（7・8月）について上乗せ
知的障害者 身体障害者 精神障害者	月32時間	月8時間	
児童	月16時間		月10時間

利用の便宜を図るため、支給量は、7・8・9月、10・11・12月、1・2・3月、4・5・6月の組み合わせによる3か月単位での利用もできます。

- ◆行動援護・同行援護支給決定者については、原則併給できないものとします。
- ◆「社会生活上不可欠な用務」とは、冠婚葬祭、銀行・役所での手続き、就職活動、保護者会参加等を指します。なお、当上乗せは知的障害者、視覚障害者又は精神障害者で、かつ独居の方を対象とします。
- ◆18歳に達したとしても、高校在学中の場合には児童とみなします。
- ◆児童（高校生まで）の夏期休暇期間（7月・8月）については、一律月10時間が上乗せされます（変更申請は必要ありません）。
- ◆生活サポート事業の「生活支援（見守り）」又は介護給付での「家事援助（見守り）」にて「見守り」サービスが給付されている場合は、上記「支給量」表にある時間数から見守りサービス決定時間数を差し引いた時間を、移動支援の支給時間とします。

〈例〉児童で「見守り」と移動支援を両方希望しており、「見守り」は月6時間必要と考える場合
 →支給時間は •見守り・・・月6時間 } 合わせて月16時間となる
 •移動支援・・・月10時間 } ようにします。



〈利用の助成〉

利用者が移動支援のサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します（時間数、時間あたりの助成額に上限あり）。世帯の収入状況に応じた負担額（原則1割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

〈単価・算定基準〉

◆単価

移動支援	30分	1時間	1.5時間	以後30分
身体介護なし	1,000円	2,000円	3,000円	1,000円加算
身体介護あり	1,600円	3,200円	4,800円	

◆算定30分を最小単位とし、15分以上経過で次の単価額で算定します。

◆利用対象時間は原則午前6時～午後10時までとし、時間帯加算は設定しません。

○生活サポート（見守り）

見守りとは、おもに介護している家族等が病気や入院、就労等の理由により一時的に対応が困難となり、かつ他の協力が得られない場合、自宅での対象者の見守りを含む支援を必要とする方に対して行うサービスです。

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳を所持する身体障害者
- (2) 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者
- (4) 就学児以上の障害児

〈支給量〉

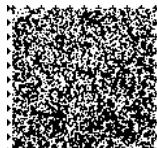
	基本	夏期休暇期間（7・8月）について上乗せ
障害者（18歳以上）	月32時間	
児童	月16時間	月10時間

◆18歳に達したとしても高校在学中の場合には児童とみなします。

◆移動支援サービス支給も受けたい、または受けている場合、「支給量」表にある基本時間数から見守りサービス決定時間数を差し引いた時間を、移動支援の支給時間とします。

〈例〉児童で「見守り」と移動支援を両方希望しており、「見守り」は月6時間必要と考える場合

→支給時間は
 •見守り・・・月6時間
 •移動支援・・・月10時間
 } 合わせて月16時間となる
 } ようにします。



◆児童（高校生まで）の夏期休暇期間（7月・8月）については、月10時間が上乗せされます。（変更申請は必要ありません）

〈単価・算定基準〉

- ◆単価 30分あたり800円、以降、時間数に乘じて計算します。
- ◆算定 30分を最小単位とし、15分以上経過で次の単価額で算定します。
- ◆利用対象時間は原則午前6時～午後10時までとし、時間帯加算は設定しません。

〈利用の助成〉

利用者が生活サポートのサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します。
(時間数、時間あたりの助成額に上限あり)

3.

世帯の収入状況に応じた負担額（原則1割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	利用者負担なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

○日中一時支援

障害のある方の日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に滞在するものです。

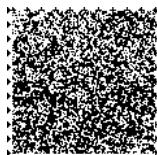
〈対象〉

- (1) 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- (2) 就学児以上の障害児

〈単価・算定基準〉

利用時間区分による算定日数と単価は次のとおりです。

時間区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超
算定日数	1/4日	1/2日	3/4日
単価	2,500円	5,000円	7,500円



〈支給量〉

前項「単価・算定基準」にある算定日数に基づき、一人あたりひと月合計7日の利用ができます。

〈例〉3時間の利用を4回行なった場合

「単価・算定基準」表により、「4時間以下」の算定は「1/4日」なので、これを4回使うと「 $1/4 \times 4 = 1$ 」つまり「1日」利用したということになります。

◆利用者が「短期入所」の支給も受けている場合は、「日中一時支援」と「短期入所」は、それぞれ7日／月ご利用いただけます。

◆利用日数の管理は支給決定時にお渡しする「日中一時支援（日帰りショートステイ）利用者管理表」により行います。

〈利用の助成〉

利用者が日中一時支援のサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します。
(時間数、時間あたりの助成額に上限あり)

世帯の収入状況に応じた負担額（原則1割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

◎心身障害者（児）施設緊急一時保護

〈対象〉

保護者または家族の疾病、出産、事故、冠婚葬祭、休養等のため一時的に介護が受けられなくなる6歳（学齢児）以上（介護保険の対象者を除く。）の障害のある方（児）

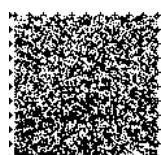
〈給付の内容等〉

対象者を施設にて保護します。年間24泊以内。

1回の利用は6泊7日以内。

〈制限〉

食事代等の実費負担と、基準日額の1割（生活保護世帯免除）の自己負担があります。



◎地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）

障害のある方が日中の活動の場として通所をし、機能訓練、創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練等を行い、障害のある方の自立の促進、生活の改善、機能の維持向上等を図ります。

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳を所持する身体障害者
- (2) 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- (3) 精神保健福祉手帳を所持する精神障害者
- (1)～(3)の対象者で地域活動支援センターに通い、自立した日常生活及び社会生活を営むための支援をする方

3.

障害者総合支援法等

〈支給量〉

- ◆利用する方及びセンターの状況等を勘案した上で決定します。
- ◆一回の利用算定にひと月の通所回数を乗じて支給量（日数）を算出します。

4時間以下	4時間超 6時間以下	6時間超
0.5日	0.75日	1日

※例：1回3時間を月10回利用する場合、 $0.5\text{日} \times 10\text{回} = 5\text{日の支給となります。}$

〈単価・算定基準〉

利用単価は次のとおりです。（利用者区分は区分判定票により調査を行い決定します）

区分	4時間以下	4時間超 6時間以下	6時間超
区分A	2,930円	4,890円	6,360円
区分B	2,670円	4,440円	5,780円
区分C	2,390円	4,000円	5,200円

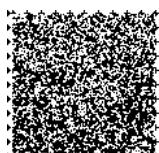
入浴・送迎を利用する場合は加算があります。

入浴	一回あたり400円
送迎	片道540円

〈利用の助成〉

利用者が地域活動支援センターのサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します。世帯の収入状況に応じた負担額（原則1割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	なし
市町村民税非課税世帯	なし
市町村民税課税世帯	単価の10%負担



◎重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

日常的に医療的ケアの必要な重症心身障害のあるお子さん（方）等の自宅に看護師を派遣し、一定時間、医療的ケア及び療養上の介助（食事ケア、排泄ケア、体位交換等）を行うことで、家族等の介護負担を軽減します。対象者に該当している方で事業利用をご希望の場合はホームページをご覧いただくな、障害福祉課にお問い合わせください。

〈対象〉

次のいずれにも該当する方を介護する家族等

- (1) 市内に住所を有し、家族等による介護を受け在宅で生活している 65 歳未満の者
- (2) 医療的ケア（※1）を必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用している者
- (3) 次のいずれかに該当する者

ア 重症心身障害児（者）（※2）

イ 重症心身障害児に該当しない 18 歳未満の障害児

※1 対象となる医療的ケアの内容については障害福祉課までご連絡ください。

※2 身体障害者手帳 1 級又は 2 級（歩行困難な程度）かつ、愛の手帳 1・2 度が重複しており、18 歳未満にその状態になった方

3.

〈利用時間・回数〉

- (1) 訪問回数は年間 24 回を超えない範囲で、月 4 回が上限です。

※年度途中で登録決定された場合、決定月から残りの月数を数え、その残月 × 2 回（ $24 \text{ 回} \div 12 \text{ 月} = 2 \text{ 回}$ ）が利用可能回数です。

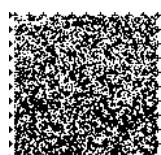
（例えは、7 月決定の場合…9 月 × 2 回 = 18 回）

- (2) 1 回につき、2 時間から 4 時間まで 30 分単位で利用できます。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12346、12348）

直通電話（042）420-2805



◎知的障害者グループホーム家賃助成事業

グループホームに入居している知的障害のある方に、その利用に係る家賃の一部を対象者の所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。所得要件等詳細については、障害福祉課までお問い合わせください。

〈対象〉

- (1) 都内のグループホーム（滞在型）に入居している知的障害のある方
- (2) 所得要件を満たす方（月額の収入から控除を差し引いた額が 97,000 円未満）

3.

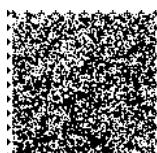
〈家賃助成額〉

	利用者の所得	家賃助成額
1	月額 73,000 円未満	月額 24,000 円 ※特定障害者特別給付費の支給の対象となる方は、 月額 14,000 円 ※家賃額が家賃助成額を下回る場合は、当該家賃額
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	月額 12,000 円 ※特定障害者特別給付費の支給の対象となる方は、 月額 2,000 円 ※家賃額が家賃助成額を下回る場合は、当該家賃額

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12342、12271）

直通電話 (042) 420-2804

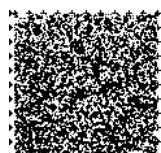


その他のサービス 身 知 精 難

	サービスの名称	内容	掲載ページ
補 聴	補装具費の支給	身体上の機能を補うために補装具を必要とする方に対し、購入、修理、借受けにかかる費用を支給します。	46 ページ
自立支援医療	精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある方のための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	88 ページ
	更生医療	身体障害がある方の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	89 ページ
	育成医療	身体障害があるお子さんの障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	89 ページ
地域生活支援事業	日常生活用具の給付	在宅重度障害のある方（お子さん）及び対象とされている難病等による障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付をします。	48 ページ
	在宅重度心身障害者（児）入浴サービス	ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害のある方（お子さん）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。	51 ページ
	意思疎通支援	手話通訳者の派遣 健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。 要約筆記者の派遣 健聴者等との意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。 手話通訳者の配置 障害福祉課に手話通訳者を配置します。	56 ページ 57 ページ
	自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成	自動車運転教習費用の補助 ：心身障害者が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を補助します。 自動車改造費の助成 ：購入または所有する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。	102 ページ 103 ページ
	中等度難聴児の補聴器購入費の助成	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない18歳未満の中等度の難聴のあるお子さん、言語習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を市が助成します。	47 ページ
	重度身体障害者救急代理通報等システム	専用通報機等の貸与（貸与した機器を通して、家庭内での緊急事態を受信センターや東京消防庁に通報できます。）	64 ページ

3.

障害者総合支援法等



難病の方について 難

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

〈対 象〉

対象疾病による障害がある方

〈手続き〉

対象疾病『厚生労働大臣が定める 366 疾病』に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証）を持参の上、窓口に支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給申請等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。また、平成 30 年 1 月 1 日より、障害福祉サービス等の受給申請を行う際に、難病医療費助成の却下通知を診断書等に代えて、当該却下通知に記載されている指定難病に罹患していることを示す証明として使用できることとなります。

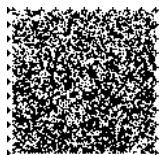
3. 障害者総合支援法等

障害者総合支援法の対象疾病一覧（366 疾病）

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性脾炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウェスト症候群
29	ウェルナー症候群

※新たに対象となる疾病（6 疾病）△表記が変更された疾病（0 疾病）
○障害者総合支援法独自の対象疾病（29 疾病）

番号	疾病名
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTLV-1 関連脊髄症
33	ATR-X 症候群
34	ADH 分泌異常症
35	エーラス・ダンロス症候群
36	エプスタイン症候群
37	エプスタイン病
38	エマヌエル症候群
39	遠位型ミオパチー
40	円錐角膜
41	黄色靭帯骨化症
42	黄斑ジストロフィー
43	大田原症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群
45	オスラー病
46	カーニー複合
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
48	潰瘍性大腸炎
49	下垂体前葉機能低下症
50	家族性地中海熱
51	家族性低βリポタンパク血症 1（ホモ接合体）※
52	家族性良性慢性天疱瘡
53	カナバン病
54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
55	歌舞伎症候群
56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスクフェラーゼ欠損症
57	カルニチン回路異常症
58	加齢黄斑変性
59	肝型糖原病
60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
61	環状 20 番染色体症候群



令和 3 年 11 月 1 日から

障害者総合支援法の対象疾病一覧 (366 疾病)

番号	疾病名
62	関節リウマチ
63	完全大血管転位症
64	眼皮膚白皮症
65	偽性副甲状腺機能低下症
66	ギャロウェイ・モワト症候群
67	急性壊死性脳症 ○
68	急性網膜壊死 ○
69	球脊髓性筋萎縮症
70	急速進行性糸球体腎炎
71	強直性脊椎炎
72	巨細胞性動脈炎
73	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
74	巨大動静脉奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
76	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
77	筋萎縮性側索硬化症
78	筋型糖原病
79	筋ジストロフィー
80	クッシング病
81	クリオピリン関連周期熱症候群
82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
83	クルーゾン症候群
84	グルコーストランスポーター 1 欠損症
85	グルタル酸血症 1 型
86	グルタル酸血症 2 型
87	クロウ・深瀕症候群
88	クローン病
89	クロンカイト・カナダ症候群
90	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
91	結節性硬化症
92	結節性多発動脈炎
93	血栓性血小板減少性紫斑病
94	限局性皮膚異形成
95	原発性局所多汗症 ○
96	原発性硬化性胆管炎
97	原発性高脂血症
98	原発性側索硬化症
99	原発性胆汁性胆管炎
100	原発性免疫不全症候群
101	顕微鏡的大腸炎 ○
102	顕微鏡的多発血管炎
103	高 IgD 症候群
104	好酸球性消化管疾患
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
106	好酸球性副鼻腔炎
107	抗糸球体基底膜腎炎
108	後縦靭帯骨化症
109	甲状腺ホルモン不応症
110	拘束型心筋症
111	高チロシン血症 1 型
112	高チロシン血症 2 型
113	高チロシン血症 3 型
114	後天性赤芽球病
115	広範脊柱管狭窄症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー
117	抗リン脂質抗体症候群

※新たに対象となる疾病 (6 疾病) △表記が変更された疾病 (0 疾病)
○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名
118	コケイン症候群
119	コステロ症候群
120	骨形成不全症
121	骨髄異形成症候群 ○
122	骨髄線維症 ○
123	ゴナドトロピン分泌亢進症
124	5p 欠失症候群
125	コフィン・シリス症候群
126	コフィン・ローリー症候群
127	混合性結合組織病
128	鰓耳腎症候群
129	再生不良性貧血
130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
131	再発性多発軟骨炎
132	左心低形成症候群
133	サルコイドーシス
134	三尖弁閉鎖症
135	三頭酵素欠損症
136	CFC 症候群
137	シェーグレン症候群
138	色素性乾皮症
139	自己貪食空胞性ミオパチー
140	自己免疫性肝炎
141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ※
142	自己免疫性溶血性貧血
143	四肢形成不全 ○
144	シトステロール血症
145	シトリン欠損症
146	紫斑病性腎炎
147	脂肪萎縮症
148	若年性特発性関節炎
149	若年性肺気腫
150	シャルコー・マリー・トゥース病
151	重症筋無力症
152	修正大血管転位症
153	ジュベール症候群関連疾患
154	シュワルツ・ヤンペル症候群
155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
156	神経細胞移動異常症
157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
158	神経線維腫症
159	神経フェリチン症
160	神経有棘赤血球症
161	進行性核上性麻痺
162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
163	進行性骨化性線維異形成症
164	進行性多巣性白質脳症
165	進行性白質脳症
166	進行性ミオクローヌスてんかん
167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症

令和 3 年 11 月 1 日から

障害者総合支援法の対象疾病一覧 (366 疾病)

※新たに対象となる疾病 (6 疾病) △表記が変更された疾病 (0 疾病)
○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名
169	スタージ・ウェーバー症候群
170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
171	スマス・マギニス症候群
172	スモン ○
173	脆弱 X 症候群
174	脆弱 X 症候群関連疾患
175	成人スチル病
176	成人ホルモン分泌亢進症
177	脊髄空洞症
178	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
179	脊髄髓膜瘤
180	脊髄性筋萎縮症
181	セピアプロテリン還元酵素 (SR) 欠損症
182	前眼部形成異常
183	全身性エリテマトーデス
184	全身性強皮症
185	先天異常症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア
187	先天性核上性球麻痺
188	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
189	先天性魚鱗癬
190	先天性筋無力症候群
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
192	先天性三尖弁狭窄症
193	先天性腎性尿崩症
194	先天性赤血球形成異常性貧血
195	先天性僧帽弁狭窄症
196	先天性大脑白質形成不全症
197	先天性肺静脈狭窄症
198	先天性風疹症候群 ○
199	先天性副腎低形成症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症
201	先天性ミオパチー
202	先天性無痛無汗症
203	先天性葉酸吸収不全
204	前頭側頭葉変性症
205	早期ミオクロニー脳症
206	総動脈幹遺残症
207	総排泄腔遺残
208	総排泄腔外反症
209	ソトス症候群
210	ダイアモンド・ブラックファン貧血
211	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
212	大脑皮質基底核変性症
213	大理石骨病
214	ダウン症候群 ○
215	高安動脈炎
216	多系統萎縮症
217	タナトフォリック骨異形成症
218	多発血管炎性肉芽腫症
219	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎

番号	疾病名
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○
221	多発性囊胞腎
222	多脾症候群
223	タンジール病
224	単心室症
225	弾性線維性仮性黄色腫
226	短腸症候群 ○
227	胆道閉鎖症
228	遅発性内リンパ水腫
229	チャージ症候群
230	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
231	中毒性表皮壊死症
232	腸管神経節細胞僅少症
233	TSH 分泌亢進症
234	TNF 受容体関連周期性症候群
235	低ホスファターゼ症
236	天疱瘡
237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
238	特発性拡張型心筋症
239	特発性間質性肺炎
240	特発性基底核石灰化症
241	特発性血小板減少性紫斑病
242	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
243	特発性後天性全身性無汗症
244	特発性大腿骨頭壊死症
245	特発性多中心性キャッスルマン病
246	特発性門脈圧亢進症
247	特発性両側性感音難聴
248	突発性難聴 ○
249	ドラベ症候群
250	中條・西村症候群
251	那須・ハコラ病
252	軟骨無形成症
253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
254	22q11.2 欠失症候群
255	乳幼児肝巨大血管腫
256	尿素サイクル異常症
257	ヌーナン症候群
258	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
259	ネフロン癆 ※
260	脳クリアチン欠乏症候群 ※
261	脳膜黄色腫症
262	脳表ヘモジデリン沈着症
263	膿疱性乾癬
264	囊胞性線維症
265	パーキンソン病
266	バージャー病
267	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症
268	肺動脈性肺高血圧症
269	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
270	肺胞低換気症候群
271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
272	バッド・キアリ症候群
273	ハンチントン病



障害者総合支援法の対象疾病一覧 (366 疾病)

番号	疾病名
274	汎発性特発性骨増殖症
275	PCDH19 関連症候群
276	非ケトーシス型高グリシン血症
277	肥厚性皮膚骨膜症
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
280	肥大型心筋症
281	左肺動脈右肺動脈起始症
282	ビタミンD依存性くる病 / 骨軟化症
283	ビタミンD抵抗性くる病 / 骨軟化症
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎
285	非典型溶血性尿毒症症候群
286	非特異性多発性小腸潰瘍症
287	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
288	びまん性汎細気管支炎
289	肥満低換気症候群
290	表皮水疱症
291	ヒルシュスブルング病 (全結腸型又は小腸型)
292	VATER症候群
293	ファイファー症候群
294	ファロー四徴症
295	ファンコニ貧血
296	封入体筋炎
297	フェニルケトン尿症
298	フォンタン術後症候群
299	複合カルボキシラーゼ欠損症
300	副甲状腺機能低下症
301	副腎白質ジストロフィー
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症
303	プラウ症候群
304	プラダー・ウイリ症候群
305	プリオン病
306	プロピオノ酸血症
307	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
308	閉塞性細気管支炎
309	β-ケトチオラーゼ欠損症
310	ペーチェット病
311	ペスレムミオパシー
312	ヘパリン起因性血小板減少症
313	ヘモクロマトーシス
314	ペリー症候群
315	ペルーシド角膜辺縁変性症
316	ペルオキソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
317	片側巨脳症
318	芳片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
319	香族 L- アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症
321	ホモシチン尿症
322	ポルフィリン症
323	マリネスコ・シェーグレン症候群
324	マルファン症候群
325	慢性炎症性脱髓性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパシー
326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
327	慢性再発性多発性骨髄炎
328	慢性膵炎
329	慢性特発性偽性腸閉塞症

※新たに対象となる疾病 (6 疾病) △表記が変更された疾病 (0 疾病)
○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名
330	ミオクロニー欠神てんかん
331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
332	ミトコンドリア病
333	無虹彩症
334	無脾症候群
335	無βリポタンパク血症
336	メープルシロップ尿症
337	メチルグルタコン酸尿症
338	メチルマロン酸血症
339	メビウス症候群
340	メンケス病
341	網膜色素変性症
342	もやもや病
343	モワット・ウイルソン症候群
344	薬剤性過敏症症候群
345	ヤング・シンプソン症候群
346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
348	4p欠失症候群
349	ライソゾーム病
350	ラスマッセン脳炎
351	ランゲルハンス細胞組織球症
352	ランドウ・クレフナー症候群
353	リジン尿性蛋白不耐症
354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
355	両大血管右室起始症
356	リンパ管腫症 / ゴーハム病
357	リンパ脈管筋腫症
358	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
360	レーベル遺伝性視神経症
361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
363	レット症候群
364	レノックス・ガストー症候群
365	ロスマンド・トムソン症候群
366	肋骨異常を伴う先天性側弯症

令和3年11月1日から



4. 日常生活の支援

補装具等

補装具費の支給（購入費・修理費・借受け費）身難

担当窓口
障害福祉課

補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給をいたします。必要な方は補装具の購入・修理・借受けを行う前に障害福祉課にご相談ください。

〈対象者〉

身体障害者手帳をお持ちの方・難病による障害がある方

※障害等の内容により、購入・修理・借受けできる補装具の種目が決まっています。

4.

日常生活の支援

〈種目一覧〉

障害種別	種目
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体（18歳未満のみ）	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※一部種目については借受け制度があります。

〈制限〉

（1）すべて事前申請。原則1割負担（利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります）。

※世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人及び配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人と父母及び住民票上の世帯全員」です。

※世帯員の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります。

※補装具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

（2）介護保険の被保険者の方は、介護保険と共通する種目については、介護保険のサービスを優先して受けていただきます。

（3）東京都心身障害者福祉センターの判定（児童の場合は療育指定保健所または指定自立支援医療機関発行の意見書）等が必要な場合があります。

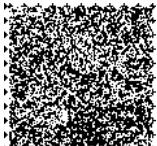
また、医師の意見書（指定の様式あり）の提出をお願いすることができますので、事前にご相談ください。

（4）下肢装具・体幹装具等は治療用装具として製作したことがある方が対象です。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12345）

直通電話（042）420-2804



労災保険などによる義肢・装具の交付について

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も、補装具の制度より優先されます。
詳しくは労働基準監督署・各健康保険組合へお問い合わせください。

中等度難聴児の補聴器購入費の助成

担当窓口 障害福祉課

身体障害者手帳(聴覚障害)の交付の対象とならない18歳未満の中等度の難聴のお子さん、言語習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を市が助成します。必要な方は、購入する前に障害福祉課にご相談ください。

4.

日常生活の支援

〈対 象〉

以下のいずれにも該当する方

- (1) 市内在住で18歳未満の児童
- (2) 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上で身体障害者手帳(聴覚障害)の対象となる聴力でないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること。
- (4) 対象児童の属する世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の世帯員がないこと。

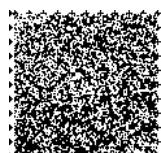
〈給付の内容等〉

補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円)を比較して少ない額の9割(世帯の収入状況に応じて軽減措置あり)

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線:12271、12345)

直通電話 (042) 420-2804



在宅の重度障害のある方（お子さん）・難病による障害がある方等に対し、日常生活を容易にするため、主に次の種目の日常生活用具を給付しています。手帳の種別、等級、程度によって、給付できるものとできないものがあります。

原則として費用は1割が自己負担です。利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります。

また、介護保険対象の方は、介護保険による福祉用具貸与や福祉用具購入費の支給との共通の種目（特殊寝台・移動用リフト・特殊マット・住宅改修費等）については介護保険からサービスを受けていただきます。

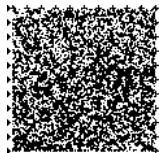
※障害のある方本人および同一世帯構成員のいずれかが、一定所得以上の場合は日常生活用具の給付の対象となりません。

4.

一定所得以上の場合とは、

- (1) 18歳以上の方は、障害者本人および配偶者
- (2) 18歳未満の方は、障害児本人および同一世帯構成員のうち最多納税者
- (1)・(2)の方の市町村民税所得割の納税額が、46万円以上の場合は。

日常生活用具		基準額 (円)	耐用年数 (年)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	160,000	8
	特殊マット	19,600	5
	特殊尿器	159,000	5
	入浴担架 和式	118,400	5
	入浴担架 洋式	82,400	5
	移動用リフト	251,000	4
	訓練いす（児童のみ）	33,100	5
	簡易型浴槽（湯沸器を含む）	36,000	8
	入浴補助用具	90,000	8
	便器	15,850	8
自立生活支援用具	頭部保護帽 スポンジ、革製	15,600	3
	頭部保護帽 スポンジ、革製、プラスチック製	37,800	3
	歩行補助つえ	3,200	3
	移動・移乗支援用具	60,000	8
	特殊便器	151,200	8
	火災警報器	31,000	8
	自動消火装置	28,700	8
	電磁調理器 視覚障害者、知的障害者用	41,000	6
	電磁調理器 肢体不自由者用	36,000	6

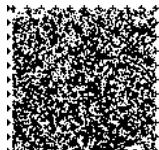


自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機 (音響案内装置)	視覚障害1級 視覚障害2級	43,000 7,000	10 10
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400	10
	フラッシュベル		12,400	10
	ガス安全システム		36,000	8
	携帯用信号装置		36,000	6
在宅療養等支援用具	透析液加温器		87,500	5
	ネブライザー(吸入器)		36,000	5
	電気式たん吸引器		56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)		50,000	5
	視覚障害者用体温計		9,000	5
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用体重計		18,000	5
	携帯用会話補助装置		130,000	5
	点字ディスプレイ		383,500	6
	点字器	標準型 携帯用	※1 10,700 ※2 7,400	7 5
	点字タイプライター		63,100	5
人工鼻	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	録音再生用 再生専用 テープレコーダー	85,000 35,000 23,000	6 6 6
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置		99,800	6
	視覚障害者用拡大読書器		198,000	8
	視覚障害者用時計		13,300	10
	聴覚障害者用通信装置(FAX)		35,000	5
人工喉頭	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6
	人工鼻		23,100	—
	人工喉頭	笛式 電動式	8,300 72,200	4 5
	点字図書		—	—
	会議用拡聴器		36,000	6
排泄管理支援用具	情報・通信支援用具		70,000	6
	ストマ用装具	蓄便袋 蓄尿袋	8,858 11,639	— —
	紙おむつ		12,000	—
	収尿器	男性用 女性用	※3 7,900 ※4 8,700	1 1
	居宅生活動作補助用具	住宅改修費 (小規模の住宅改修を伴うもの)	200,000	1世帯につき 1回限り

<問合せ>

障害福祉課 (内線: 12345)
直通電話 (042) 420-2804

※1 プラスチック製は6,700円 ※2 プラスチック製は1,700円
※3 簡易型は5,800円 ※4 簡易型は6,000円



身体障害者補助犬の給付

担当窓口 障害福祉課

身体障害のある方の自立と社会参加を推進することを目的とした制度です。

東京都が、盲導犬訓練育成団体に訓練を委託した身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付します。公共施設、交通機関、デパート等の一般的な施設でも補助犬を同伴できます。

〈対象〉

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害のある方で次のいずれかに該当する方

- (1) 盲導犬 視覚障害 1級
- (2) 介助犬 肢体不自由 1・2級
- (3) 聽導犬 聴覚障害 2級

4.

日常生活の支援

〈給付内容〉

給付は無料

※飼育費等は実費負担

〈制限〉

- ・世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること。
- ・借家、借間等に居住されている方は家主又は管理者の承諾を得られること。
- ・所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
- ・補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線: 12345)

直通電話 (042) 420-2804

家具等転倒防止器具取付け等サービス

身 知

担当窓口 障害福祉課

心身障害のある方の世帯に家具等の転倒防止器具の給付や、取付けを行う制度です。

〈対象〉

市内在住の身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみで構成される世帯（過去に西東京市の事業で家具等転倒防止器具の取付けをしていない世帯）

〈給付内容〉

- (1) 器具の給付と取付け

器具をお持ちでない世帯で、1世帯につき器具料金上限額4,000円（消費税を含む）以内で5か所まで。

- (2) 器具の取付けのみ

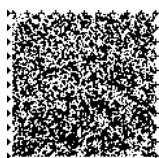
器具をお持ちの世帯で、業者が取り付けできる器具を、1世帯につき3か所まで。

※ (1) (2) いずれかのみ

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線: 12271、12345)

直通電話 (042) 420-2804



身体障害者電話使用料等の助成 身

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

18歳以上で下肢・体幹及び内部障害に係る身体障害者手帳1級・2級の方及び、聴覚障害に係る身体障害者手帳所持者でファックスを設置している方

*いずれも市町村民税が非課税世帯であること

*新規申請の受付は、平成29年度内（平成30年3月30日受付分）で終了しました。

〈減免の内容等〉

回線使用料・屋内配線使用料・電話機使用料・通話料（月額700円を限度とし、これに満たないときはその額）またはファックス使用料（月額1,800円を限度とし、これに満たないときはその額）及びこれらに係る消費税等相当額を助成します。

〈問合せ〉

障害福祉課 （内線：12273、12345）

直通電話 （042）420-2804

4.

日常生活の支援

在宅重度心身障害者（児）入浴サービス 身

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

市内に住所を有し、かつ、おおむね年齢が15歳以上の方であって、在宅の重度心身障害者（児）で入浴困難な方

〈給付の内容等〉

1人週1回を限度とし、無料で実施します。

〈制 限〉

原則として介護保険適用者は介護保険を優先します。

〈問合せ〉

障害福祉課 （内線：12271）

直通電話 （042）420-2804

重度脳性麻痺者介護 身

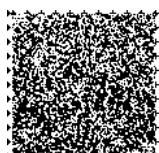
担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

重度脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方

〈給付の内容等〉

障害者の推薦により登録された介護人による屋外への手引き、同行、その他必要な用務のお手伝いを行います。



〈制 限〉

利用回数は月12回以内（無料）

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線: 12271)
直通電話 (042) 420-2804

情報の支援

市立図書館 **身**

市図書館のハンディキャップサービス

〈対象〉

市内在住の方で、活字による読書に支障のある方および様々な障害によって図書館の利用が困難な方。(利用登録が必要です)

4.

日常生活の支援

〈内容等〉

(1) 「声の広報」の貸出

「広報西東京」「暮らしの便利帳」など、市や図書館で発行している広報を音訳し、CD-ROM等に録音したものを貸出しています。

(2) 録音資料の貸出

ご希望の本や雑誌などを音訳製作した「デイジーフォン」等を貸出しています。他の自治体の図書館からの借用や市販品の購入等で希望の資料を用意します。

(3) プライベート資料の作成

個人的に必要な資料やパンフレットなどを音訳製作し提供しています。資料及びCD-ROMはご自分で用意してください。

(4) 対面朗読

図書館所蔵の本・雑誌・新聞や、お手持ちの資料等を対面で朗読します。

手紙や電気製品の説明書等、内容についてはご相談ください。

(5) 点訳

図書や雑誌等を点訳・貸出しています。個人的に必要な資料を点訳し、提供します。

(6) 布の絵本・さわる絵本

児童を対象に布の絵本・さわる絵本を貸出しています。

(7) 宅配

図書館に来館が困難な方の自宅へ、本や雑誌、録音・点訳資料等を届けています。

(8) 資料の郵送貸出

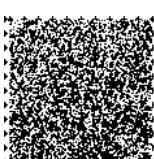
図書館に来館が困難な方の自宅へ、郵送で資料をお送りします(郵便法の許可の範囲内となりますので、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方が対象となります)。

(9) 障害児へのサービス

活字による読書に支障のある児童を対象にマルチメディアデイジーフォンを貸出しています。

〈問合せ〉 西東京市谷戸図書館

電話 (042) 421-4545 FAX (042) 421-5548



市図書館のハンディキャップサービス（聴覚）

〈対 象〉

聴覚または言語に障害がある方

〈内容等〉

資料のリクエストや調べものなどについて、ファックスその他で受付けをします。

*利用登録後、サービス利用方法のご相談をしてください。

〈問合せ〉 西東京市谷戸図書館

電話 (042) 421-4545 FAX (042) 421-5548

視覚に障害のある方へのサービス

視覚障害者生活用具の販売・あっせん **身**

〈対 象〉

視覚障害のある方

〈給付の内容等〉

視覚障害のある方の日常生活に必要な各種用具の販売・あっせんを行っています。対象品目等については、直接お問い合わせください。

〈問合せ〉

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 用具購買所

電話 (03) 3200-6422 FAX (03) 3200-6428

社会福祉法人 日本点字図書館 用具事業課

電話 (03) 3209-0751 FAX (03) 3200-4133

東京都ガイドセンター **身**

〈対 象〉

視覚障害のある方

〈給付の内容等〉

東京都内在住で都外に移動する場合、ガイドセンターを紹介します。（無料）

また、都外から都内にいらした方に、ガイドヘルパーを派遣します。（有料）

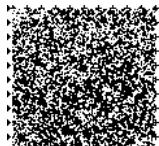
〈制 限〉

東京都ガイドセンターでは1時間当たり930円。その他、交通費昼食代などは利用者負担となります。お申し込みは2週間以上前にご連絡ください。

〈問合せ〉 社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 東京都ガイドセンター窓口

電話 (03) 5272-0996 FAX (03) 3200-7755

Eメール jigyou@jfb.jp



日本点字図書館のサービス **身**

〈対 象〉

全国の視覚障害のある方等

〈内容等〉

(1) 点字図書・録音図書の貸し出し、ダウンロードサービス

点字・録音図書の貸し出しサービスを行っています。貸し出しに係る費用は無料です。インターネットの接続作業が難しいかたに、インターネット上の図書館、サピエ図書館から図書をダウンロードするサービスを行っています。ダウンロードに必要なメモリーカード等はご自身でご用意をお願いします。

(2) レファレンス・サービス

視覚障害者用図書に関する情報提供や視覚障害関係の施設・団体の紹介を行っています。

4.

日常生活の支援

(3) 専門対面リーディングサービス

専門図書や専門資料を館内で朗読します。1回2時間までを一区切りとしています。休館日を除く3日前までに予約が必要です。図書等は持参してください。

(4) プライベートサービス（都内在住・在勤・在学の視覚障害のある方）

希望に応じて点字図書・録音図書の製作・テキスト化をします。

製作に必要な点字用紙、録音CD代、製本代は自己負担となります。原本はご自身でご用意ください。

(5) 自立訓練（視覚障害者の手帳保持者で通所可能な方）

白杖を使った歩行訓練、パソコンやスマホなどのICT訓練、点字訓練、日常生活訓練を提供しています。障害福祉サービスを使っての訓練ですので、費用は原則1割負担です。

〈問合せ〉 日本点字図書館

電話 (03) 3209-0241 FAX (03) 3204-5641

点字による即時情報ネットワーク事業 **身**

〈対 象〉

都内在住の視覚障害のある方

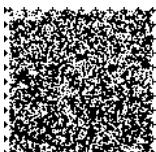
〈内容等〉

新聞記事・福祉情報等の抜粋記事を点字で郵送。（メール版もあり）

※電話ナビゲーションサービスによる音声提供もしています。（電話番号 0570-021802）

〈問合せ〉 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005
Eメール info@tomoukyo.or.jp



点字・録音刊行物の作成・配布事業 **身**

〈対 象〉

都内在住（原則 18 歳以上）の身体障害者手帳を有する視覚障害のある方

〈内容等〉

原則、都政刊行物の中から視覚障害のある方に必要な情報を選定し、点字本・録音物（デイジーまたはテープ）のいずれか毎月 1 点を希望者に無料で配布します。

〈問合せ〉 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

E メール info@tomoukyo.or.jp

日常生活情報点訳等サービス **身**

〈対 象〉

都内在住・在勤の身体障害者手帳を所持する視覚障害のある方

〈内容等〉

視覚障害のある方が日常生活上必要とする情報（文書）の点訳・墨訳、対面朗読、ファックスによる文書の電話朗読を行います。費用は無料です。

〈問合せ〉 東京都障害者福祉社会館

電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550

広報東京都の点字版・テープ版・デイジー版の郵送

〈対 象〉

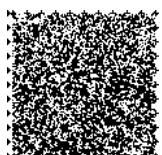
都内在住の視覚障害のある方で送付を希望する方

〈内容等〉

毎月 1 回発行の「広報東京都」を点字版・テープ版・デイジー版に編集して、無料で郵送します。また、東京都公式ホームページの「WEB 広報東京都」(<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>) のページでも、音声を聞くことができます。

〈問合せ〉 東京都政策企画局戦略広報部広報広聴課

電話 (03) 5388-3093 FAX (03) 5388-1329



都議会だよりの点字版・テープ版・デイジー版の郵送

〈対 象〉

都内在住の視覚障害のある方で送付を希望する方

〈内容等〉

都議会広報紙「都議会だより」を点字版・テープ版・デイジー版に編集したものを年4回発行し、無料で郵送します。また、都議会ホームページの「都議会だより」(<https://www.gikai.metro.tokyo.jp/>)のページでも音声を聞くことができます。

〈問合せ〉 東京都議会議会局管理部広報課

電話 (03) 5320-7126 FAX (03) 5388-1779

4.

聴覚に障害のある方へのサービス

日常生活の支援

手話通訳者の派遣 身

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚や言語障害のある方
- ・上記の者を主たる構成員とする団体

〈内容等〉

健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

〈費 用〉

無料（ただし通訳者の交通費・入場料等の実費は利用者の負担となります。）

〈問合せ〉 障害福祉課（内線：12344）

直通電話 (042) 420-2804 FAX (042) 466-9666

あらかじめ利用者として登録申請をする必要があります。

要約筆記者の派遣 身

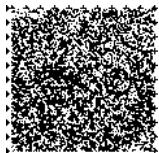
担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

- ・身体障害者手帳を所持する聴覚障害のある方
- ・上記の者を主たる構成員とする団体

〈内容等〉

健聴者等との意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。



〈費 用〉

無料（ただし通訳者の交通費・入場料等の実費は利用者の負担となります。）

〈問合せ〉 障害福祉課（内線：12344）
直通電話 (042) 420-2804 **FAX** (042) 466-9666
 あらかじめ利用者として登録申請をする必要があります。

手話通訳者の配置 身

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉
 手話を必要とする方

〈内容等〉

障害福祉課に手話通訳者を配置
 〈田無庁舎〉 每月第3金曜日：午後1時～午後5時
 〈保谷庁舎〉（防災センター・保谷保健福祉総合センター）
 毎月第1水曜日：午後1時～午後5時
 *年末年始・祝日を除く

4.

〈問合せ〉 障害福祉課（内線：12344）
直通電話 (042) 420-2804 **FAX** (042) 466-9666

コミュニケーション機器の貸し出し 身

〈対象〉
 聴覚障害のある方で身体障害者手帳を所持する方及びその保護者または、聴覚障害者団体等

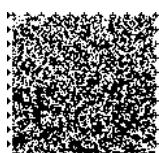
〈内容等〉

貸し出しの機器
 (1) オーバーヘッドプロジェクター (OHP)
 ※オーバーヘッドカメラ (OHC) も含む
 (2) ヒアリングループ
 (3) プロジェクター
 (4) スクリーン

〈費用〉

無料（ただし、運搬費用等は自己負担となります）
 ※機器の貸出期間については、10日以内

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター養成・研修課
電話 (03) 3352-3359 **FAX** (03) 3354-6868



聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 **身**

字幕・手話入りビデオテープ・DVDの貸し出し

〈対象〉

都内に在住・在勤・在学の方で、

- (1) 聴覚障害のある方・お子さん（常時補聴器、人工内耳を装用している方であれば手帳の有無は問いません）
- (2) 聴覚障害者関係団体、施設およびろう学校、難聴学級
- (3) 聴覚障害福祉や手話に関心のある聞こえる方

〈内容〉

映画やテレビ番組等に字幕や手話を挿入したビデオテープ・DVDを無料で貸出しています。1回につき2週間6本まで借りられます。

※郵送による貸出しも可。但し送料のみ本人負担。

※手帳をお持ちの方は、すべての作品をご利用できますが、それ以外の方は作品によってご利用できないものがございます。詳細はお問い合わせください。

※上映会で利用できるものもあります。

〈問合せ〉社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

聴覚障害に関する相談 **身**

〈対象〉

聞こえない、聞こえづらい方（身体障害者手帳の有無は問いません）とその家族、関係者

〈内容〉

聞こえに関すること、福祉機器に関すること、精神保健福祉相談、生活の困り事や悩み等、来所・メール・電話・FAXにて相談を受けています。（来所相談は原則予約制・無料）秘密は厳守いたします。また、言語聴覚士による「聞こえの相談会」を月に1回開催しています。（予約制・無料）詳細はお問い合わせください。

〈問合せ〉社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

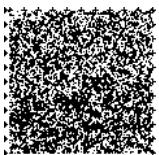
閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>



聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧

〈対象〉

聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など、どなたでもご利用できます。

〈内容〉

聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸出可能です。

その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンの利用ができます。

〈問合せ〉社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時

金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始 社会状況により変更する場合があります

〒153-0053 品川区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp/>

4.

日常生活の支援

電話リレーサービスの利用について

〈対象〉

きこえない人（聴覚や発話に困難がある方）

〈内容〉

令和3年7月1日より公共インフラとして始まった電話リレーサービスとは、きこえない人ときこえるとの会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。

利用に際してきこえない人は事前登録を行い、専用アプリをダウンロードします。なお、きこえる人は、手続きなどは不要で、ご自身がお使いの電話端末で、利用登録したきこえない人からの通話を受けることが可能です。また、きこえない人の電話リレーサービス用電話番号を知っていると、その番号にダイヤルすることで、通訳オペレータを介して通話を行うことが可能です。（通話料）・きこえない人…プランは2つ、月額料（178.2円）の有無が選べます。詳しくは <https://nftrs.or.jp/about/> をご確認ください。フリーダイヤル、緊急通報は無料でかけられます。

〈問合せ〉総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

開設時間：午前9時半～午後5時

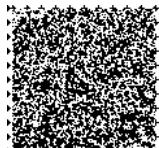
休日：年末年始

東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア8階

電話 (03) 6275-0912 FAX (03) 6275-0913

ホームページ <https://nftrs.or.jp/>

手話・文字チャットによる問合せ <https://nftrs.or.jp/contact/>



住宅

住宅設備改善費の給付

担当窓口 障害福祉課

在宅の重度身体障害のある方（お子さん）に対し、日常生活を容易にするため、次の種目の住宅設備改善費を給付します。ただし、介護保険対象の方は、介護保険の制度を利用した上で、その対象にならない内容につき、当制度の対象になります。いずれも、利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります。

※原則、入院中や入居前の改修はできません。住宅改修をご希望の方は必ず事前にご相談ください。

※中規模改修は、日常生活用具給付品目（48・49 ページ）の住宅改修費（小規模改修）の給付を受けてなお足りない部分の改修となります。

4.

中規模改修

日常生活の支援

〈対象〉

身体障害者手帳を所持する学齢児以上 65 歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- ・下肢または体幹機能障害が 2 級以上に該当する方
- ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方

給付の上限額 64 万 1,000 円

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12271、12345）

直通電話（042）420-2804

屋内移動設備（1）機器本体及び附属器具（2）設備費

〈対象〉

身体障害者手帳を所持する学齢児以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ・歩行ができない状態で、上肢、下肢または体幹機能障害の程度が 1 級の方
- ・補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方

給付の上限額

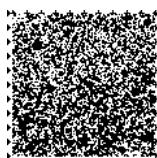
（1）機器本体及び附属器具・・・97 万 9,000 円

（2）設備費・・・35 万 3,000 円

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12271、12345）

直通電話（042）420-2804



家族向住宅（優遇抽せん制度）（5月・11月）

〈対象〉

- (1) 申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）をお持ちで、（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）都営住宅入居資格のある方など
- (2) 申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（5級～）、もしくは愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級をお持ちで、都営住宅入居資格のある方など

〈内容〉

抽せん方式、一般の方よりも当せん率が高くなります。

- (1) 乙優遇（優遇倍率7倍）
- (2) 甲優遇（優遇倍率5倍）

4.

日常生活の支援

家族向住宅（ポイント方式）（2月・8月）

〈対象（1）〉

申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）をお持ちで、（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）都営住宅入居資格のある方など

※申込者が東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈対象（2）〉車いす使用者世帯向住宅

都営住宅入居資格があり、申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1級・2級）を所持し、住居内の移動に車いすを使用しなければならない方（車いす使用者は満6歳以上で東京都内居住者に限ります。）

〈内容〉

抽せんによらないで、申込地区ごとに住宅困窮度の高い方から順に募集戸数分の世帯を資格審査対象者とします。

単身者用車いす使用者向住宅（抽せん方式）（2月・8月）

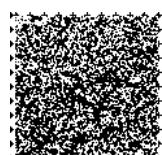
〈対象〉

都営住宅入居資格があり、申込者が身体障害者手帳（1級・2級）を所持し、住居内の移動に車いすを使用しなければならない方

※東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈内容〉

抽せん方式



単身者向住宅（抽せん方式）（2月・5月・8月・11月）

〈対象〉

都営住宅入居資格があり、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～4度）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）を所持している単身者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）。

※東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈内容〉

抽せん方式

年4回の定期募集のほか、毎月募集でも単身者向住宅の募集があります。詳しくはホームページをご覧ください。<https://www.to-kousya.or.jp/toebosyu/>

〈問合せ〉

4.

日常生活の支援

都営住宅の募集についての問い合わせ先

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

電話 (03) 3498-8894 FAX (03) 3409-4527

テレホンサービス (03) 6418-5571（募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。）

住宅使用料の特別減額

〈対象〉

1. 世帯の所得が一定基準以下で、以下の（1）～（3）のいずれかの交付を受けている世帯

（1）身体障害者手帳1・2級

（2）愛の手帳1～3度

（3）精神障害者保健福祉手帳1・2級

2. 常時介護を必要とする世帯で、以下の（1）～（5）のいずれかの交付を受けている世帯

（1）難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費（指定難病）受給者証

（2）東京都難病患者等に係る医療費の助成による医療券

（3）児童福祉法にもとづく小児慢性特定疾病医療受給者証

（4）公害医療手帳

（5）大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成による医療券等

〈内容〉

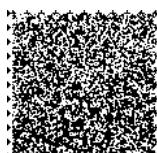
使用料を減額します。

減額率は所得により異なります。

〈問合せ〉 JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客様センター

電話 (0570) 03-0071

ナビダイヤルがご利用できない方、携帯電話の無料通話分や割引サービスをご利用の方は 電話 (03) 6279-2652



UR 賃貸住宅の近居促進制度（近居割）

〈対象〉

4級以上の身体障害または、重度の知的障害等のある方を含む世帯等および、これらの世帯を支援するために対象団地等に居住する直系血族または現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯

〈内容〉

上記に記載する世帯の双方が同一団地に居住する場合、又は対象団地と概ね半径2キロ以内に存する団地、URが指定するエリア内の団地に居住する場合に、対象団地に新たにご入居いただく世帯の家賃を、入居後5年間5%減額します。

（入居開始可能日から起算して、5年を経過する日の属する年度の年度末まで。）

4.

対象団地等の詳細は、こちらをご参照ください。

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyo/>

〈問合せ〉 UR 都市機構東日本賃貸住宅本部

電話 (0120) 411-363 (午前9時30分～午後6時)

定休日なし／年末年始を除く

日常生活の支援

その他

東京都在宅重症心身障害児（者）等訪問事業 身 知

〈事業の内容〉

（1）訪問看護

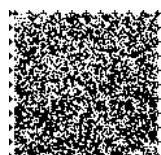
看護師が家庭を訪問し、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児に対して医療的ケアや発達・療育支援を行います。

（2）訪問健康診査

医師・看護師等が重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家庭を訪問して、健康診査と療育相談等を行います。

〈相談窓口〉 東京都多摩小平保健所 保健対策課 地域保健第一担当

電話 (042) 450-3111 (代表) FAX (042) 450-3261



各種サービス 緊急・安全

重度身体障害者救急代理通報等システム（都・市の制度）身

〈対 象〉

担当窓口 障害福祉課

18歳以上のひとり暮らし等の重度の身体障害のある方及び難病による障害がある方

〈内容等〉

専用通報機等の貸与（貸与した機器を通して、家庭内での緊急事態を受信センターや東京消防庁に通報できます。）

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12271、12345）

直通電話（042）420-2804

4.

日常生活の支援

119番ファクシミリ通報

〈対 象〉

どなたでも利用ができます。

事前に名前や住所などを登録する必要はありません。

〈内容等〉

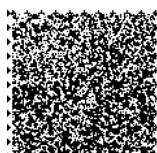
- あらかじめ、住所・氏名などを記載してファックスの近くに準備しておき、通報したい内容を記入し「119」の番号でファックスを送信してください。
- 決まった様式はありませんが、東京消防庁ホームページより通報用紙（記入例）をダウンロードすることもできます。

東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

「安全・安心情報」→「①火災予防」→「119番のしくみ」

また近くの消防署、各出張所及び西東京市障害福祉課、高齢者支援課でも通報用紙を手に入れることができます。



緊急ネット通報 身

〈対 象〉

東京消防庁管内に在住、通勤、通学の聴覚または音声・言語に機能障害がある方で電子メール機能を使うことができる携帯電話またはスマートフォンをお持ちの方（事前登録が必要です）

〈内容等〉

音声（肉声）による119番通報が困難な方が携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を使用して緊急時に東京消防庁への通報を行う補助手段として、消防車や救急車の出動を要請します。

〈窓口・手続〉

登録方法等の詳細についてはホームページをご覧ください。

東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

「安全・安心情報」→「①火災予防」→「緊急ネット通報の案内」

110番アプリシステム 身

〈対 象〉

聴覚や言語機能に障害がある方など音声による通報が困難な方

〈内容等〉

事件・事故にあったとき、文字や画像で110番通報できます。

〈問合せ〉

詳しくは警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>

「事件・事故」→110番→110番アプリシステム

※スマートフォンの方は、「110番アプリ」をインストールしてください。フィーチャーフォンの方は、<https://mobile110.npa.go.jp>にアクセスしてください。

ファクシミリ緊急通報

ファックス110番（上記アプリケーションが活用できない場合など）

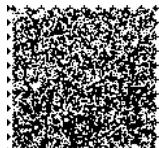
〈対 象〉

電話による110番通報が困難な方（言語障害等）

〈内容等〉

決まった様式はありません。あらかじめ、住所、氏名などを記載して、ファックスの近くに準備しておき、通報したい内容を記入し、以下の番号にファックスしてください。

警視庁 FAX (03) 3597-0110



〈対 象〉

- ・身体障害者手帳（視覚障害1級又は2級、聴覚障害2級、肢体不自由1級又は2級）を取得している方
- ・愛の手帳1度又は療育手帳Aを取得している方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を取得している方
- ・介護保険の要介護度3以上の方

担当窓口 障害福祉課、危機管理課

〈内容等〉

災害時の避難に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成し、名簿を基に安否確認をはじめ、支援に役立てられます。

* 対象者に該当すると自動的に名簿登載されるので、申請は不要です。

4.

日常生活の支援

〈その他〉

名簿に登録された情報は、消防、警察などの地域の関係機関等に提供されます。

* 名簿は、災害時等の避難支援以外への目的には使用されません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12346） 直通電話（042）420-2805

危機管理課（内線：22242） 直通電話（042）438-4010

災害避難時に支援が必要な災害時要援護者の登録制度

身 知 精 難

〈対 象〉

担当窓口 障害福祉課、危機管理課

- ・65才以上で一人暮らし又は高齢者のみの世帯
- ・要介護認定を受けている方
- ・心身等に障害がある方
- ・難病の方（国及び都の難病等医療費助成認定の方）
- ・その他の理由により登録を希望する方

〈内容等〉

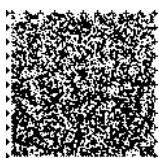
登録申請をもとに災害時の避難に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成し、名簿を基に安否確認などの支援体制を整備します。

* 登録は任意のため、避難にあたり支援を要しない方、身近に避難の手助けをしてくれる方がいる方、登録を希望されない方等は、登録する必要はありません。

〈その他〉

登録申請には、「氏名」「住所」「生年月日」などの個人情報を、消防、警察及び地域の関係機関等に提供することに同意が必要です。

* 名簿は、災害対応や訓練以外の目的には使用されません。



※災害対策基本法に規定される避難行動要支援者に該当する方については、自動的に名簿が作成され、災害時の避難支援等に活用されます。ご不明な点は担当課にお問い合わせください。

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線：12346) 直通電話 (042) 420-2805
危機管理課 (内線：22242) 直通電話 (042) 438-4010

避難所等一覧 身 知 精 難

担当窓口 危機管理課

広域避難場所・避難広場・避難所・福祉避難所

避難所等は、それぞれ目的などが異なります。内容や場所などを確認してください。

広域避難場所

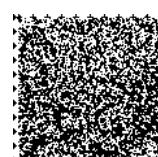
広域避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースです。

広域避難場所

項番	施設名	所在地
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	緑町一丁目1番1号
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	緑町一丁目1番8号
3	西東京いこいの森公園	緑町三丁目2番
4	都立小金井公園	向台町六丁目4番
5	文理台公園	東町一丁目4番
6	都立東伏見公園	東伏見一丁目

4.

日常生活の支援



避難広場

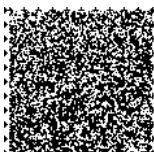
避難広場は、火災、建物の倒壊、落下物等の危険が少なく、安全と考えられる場所です。避難者の安全が確保されるスペースを有する学校などのグラウンド等です。

避難広場

項目番号	施設名	所在地	備考
1	田無小学校	田無町四丁目5番21号	
2	南町調節池	南町一丁目3番	※洪水時使用不可
3	柳沢小学校	南町二丁目12番37号	
4	田無第一中学校	南町六丁目9番37号	
5	田無第三中学校	西原町三丁目4番1号	
6	西原自然公園	西原町四丁目5番	※洪水時使用不可
7	日本文華学園	西原町四丁目5番85号	※洪水時使用不可
8	谷戸小学校	緑町三丁目1番1号	
9	谷戸第二小学校	谷戸町一丁目17番27号	
10	谷戸せせらぎ公園	谷戸町一丁目22番	※洪水時使用不可
11	谷戸イチョウ公園	谷戸町二丁目12番	※洪水時使用不可
12	田無第二中学校	北原町二丁目9番1号	
13	都立田無工業高等学校	向台町一丁目9番1号	
14	向台小学校	向台町二丁目1番1号	
15	向台公園	向台町二丁目5番	※洪水時使用不可
16	田無第四中学校	向台町二丁目14番9号	
17	向台調節池	向台町五丁目4番	※洪水時使用不可
18	都立田無高等学校	向台町五丁目4番34号	
19	上向台小学校	向台町六丁目7番28号	
20	芝久保調節池	芝久保町一丁目18番	※洪水時使用不可
21	芝久保小学校	芝久保町三丁目7番1号	
22	けやき小学校	芝久保町五丁目7番1号	※洪水時使用不可
23	武蔵野大学	新町一丁目1番20号	※洪水時使用不可
24	岩倉高等学校総合運動場	新町二丁目3番27号	※洪水時使用不可
25	柳沢中学校	柳沢三丁目8番22号	
26	保谷第二小学校	柳沢四丁目2番11号	
27	三菱UFJ銀行武蔵野運動場	柳沢四丁目4番	※洪水時使用不可
28	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見二丁目7番	※洪水時使用不可
29	東伏見小学校	東伏見六丁目1番28号	※洪水時使用不可
30	保谷小学校	保谷町一丁目3番35号	
31	本町小学校	保谷町一丁目14番23号	
32	保谷中学校	保谷町一丁目17番4号	

4.

日常生活の支援

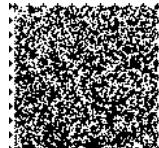


項番	施設名	所在地	備考
33	碧山小学校	中町五丁目 11 番 4 号	※洪水時使用不可
34	明保中学校	東町一丁目 1 番 24 号	
35	東小学校	東町六丁目 2 番 33 号	
36	ひばりが丘中学校	ひばりが丘三丁目 2 番 42 号	
37	住吉小学校	住吉町五丁目 2 番 1 号	
38	都立保谷高等学校	住吉町五丁目 8 番 23 号	※洪水時使用不可
39	中原小学校	ひばりが丘二丁目 6 番 25 号	
40	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘三丁目 1 番	※洪水時使用不可
41	栄小学校	栄町二丁目 10 番 9 号	
42	青嵐中学校	北町二丁目 13 番 17 号	
43	保谷第一小学校	下保谷一丁目 4 番 4 号	
44	泉小わくわく公園	泉町三丁目 6 番	※洪水時使用不可

避難所

避難所は、地震等による家屋の倒壊や焼失等によって被害を受けた方や被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するための場所です。学校等の建物を指定しています。

項番	施設名	所在地	備考
1	田無小学校	田無町四丁目 5 番 21 号	
2	柳沢小学校	南町二丁目 12 番 37 号	
3	田無第一中学校	南町六丁目 9 番 37 号	
4	田無第三中学校	西原町三丁目 4 番 1 号	
5	日本文華学園	西原町四丁目 5 番 85 号	※洪水時使用不可
6	谷戸小学校	緑町三丁目 1 番 1 号	
7	谷戸第二小学校	谷戸町一丁目 17 番 27 号	
8	田無第二中学校	北原町二丁目 9 番 1 号	
9	都立田無工業高等学校	向台町一丁目 9 番 1 号	
10	向台小学校	向台町二丁目 1 番 1 号	
11	田無第四中学校	向台町二丁目 14 番 9 号	
12	都立田無高等学校	向台町五丁目 4 番 34 号	
13	上向台小学校	向台町六丁目 7 番 28 号	
14	芝久保小学校	芝久保町三丁目 7 番 1 号	
15	けやき小学校	芝久保町五丁目 7 番 1 号	※洪水時使用不可
16	武蔵野大学	新町一丁目 1 番 20 号	※洪水時使用不可
17	柳沢中学校	柳沢三丁目 8 番 22 号	
18	保谷第二小学校	柳沢四丁目 2 番 11 号	
19	東伏見小学校	東伏見六丁目 1 番 28 号	※洪水時使用不可
20	保谷小学校	保谷町一丁目 3 番 35 号	
21	本町小学校	保谷町一丁目 14 番 23 号	
22	保谷中学校	保谷町一丁目 17 番 4 号	
23	碧山小学校	中町五丁目 11 番 4 号	※洪水時使用不可



項目番号	施設名	所在地	備考
24	明保中学校	東町一丁目 1 番 24 号	
25	東小学校	東町六丁目 2 番 33 号	
26	ひばりが丘中学校	ひばりが丘三丁目 2 番 42 号	
27	住吉小学校	住吉町五丁目 2 番 1 号	
28	都立保谷高等学校	住吉町五丁目 8 番 23 号	※洪水時使用不可
29	中原小学校	ひばりが丘二丁目 6 番 25 号	
30	栄小学校	栄町二丁目 10 番 9 号	
31	青嵐中学校	北町二丁目 13 番 17 号	
32	保谷第一小学校	下保谷一丁目 4 番 4 号	

福祉避難所

4.

日常生活の支援

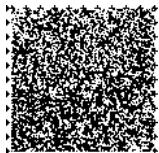
福祉避難所とは、一般の避難所で生活することが困難な要配慮者に対し、必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のための施設です。

※発災後すぐに福祉避難所に避難することはできません。

※一般的な避難所に避難した者のうち、優先度の高い順に受け入れを決定します。直接避難されても受け入れできません。

福祉避難所

項目番号	施設名	所在地
1	田無総合福祉センター	田無町五丁目 5 番 12 号
2	谷戸高齢者在宅サービスセンター	谷戸町三丁目 23 番 8 号
3	保谷障害者福祉センター	保谷町一丁目 6 番 20 号
4	老人憩いの家「おあしす」	南町三丁目 18 番 40 号
5	東京都立田無特別支援学校	南町五丁目 15 番 5 号
6	住吉会館（ルピナス）	住吉町六丁目 15 番 6 号
7	下保谷福祉会館	下保谷四丁目 3 番 20 号
8	新町福祉会館	新町五丁目 2 番 7 号
9	富士町福祉会館	富士町六丁目 6 番 13 号
10	ひばりが丘福祉会館	ひばりが丘二丁目 8 番 27 号
11	田無保育園	緑町一丁目 2 番 26 号
12	そよかぜ保育園	ひばりが丘三丁目 1 番 25 号
13	はこべら保育園	富士町一丁目 7 番 2 号
14	向台保育園	南町三丁目 23 番 1 号
15	西原保育園	芝久保町五丁目 4 番 2 号
16	みどり保育園	緑町二丁目 15 番 12 号
17	芝久保保育園	芝久保町一丁目 14 番 32 号
18	すみよし保育園	住吉町三丁目 14 番 14 号



項目番号	施設名	所在地
19	なかまち保育園	中町四丁目4番16号
20	ひがし保育園	東町二丁目4番13号
21	しもほうや保育園	下保谷三丁目8番15号
22	やぎさわ保育園	柳沢五丁目8番2号
23	けやき保育園	西原町四丁目5番96号
24	ほうやちょう保育園	保谷町三丁目13番1号
25	ひばりが丘保育園	ひばりが丘二丁目3番5号
26	ひがしふしみ保育園	東伏見二丁目11番11号
27	こまどり保育園	下保谷二丁目4番2号
28	障害者総合支援センター「フレンドリー」	田無町四丁目17番14号
29	高齢者センター「きらら」	富士町一丁目7番69号

一時滞在施設

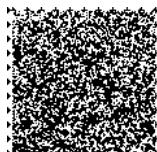
一時滞在施設は、被災した外出者のうち、行き場のない帰宅困難者が一時的に滞在できる施設です。

一時滞在施設

項目番号	施設名	所在地
1	コール田無	田無町三丁目7番2号
2	南町スポーツ・文化交流センター「きらつと」	南町五丁目6番5号
3	谷戸公民館・図書館	谷戸町一丁目17番2号
4	芝久保公民館・図書館	芝久保町五丁目4番48号
5	柳沢公民館・図書館	柳沢一丁目15番1号
6	保谷駅前公民館・図書館	東町三丁目14番30号
7	ひばりが丘公民館	ひばりが丘二丁目3番4号
8	ひばりが丘図書館	ひばりが丘一丁目2番1号

〈問合せ〉

危機管理課 (内線: 22242) 直通電話 (042) 438-4010



ふれあい収集（ごみの戸別訪問収集）

〈対象〉

- (1) 介護保険法に基づく要介護状態区分が「要介護1～要介護5」のいずれかの認定を受けた65歳以上の方だけで構成されている世帯
- (2) 身体障害者手帳の障害の程度が肢体不自由の1級または2級の方だけで構成されている世帯
- (3) その他ふれあい収集を市長が必要と認めた世帯

〈実施内容等〉

ごみ出しが困難な上記の基準に該当する高齢の方や障害のある方に、申込及び面談（訪問による調査）により戸別訪問収集を実施します。

4.

日常生活の支援

〈問合せ〉

ごみ減量推進課（内線：33203） 直通電話（042）438-4043

生活福祉資金の貸付

障害があるために長期にわたり日常生活に相当な制限を受けられている身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者の属する世帯が、その障害のために貸付が必要な場合に、該当する資金の貸付と民生委員による援助および指導を受けることにより、障害のある方自身の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図ることを目的とした貸付を行っています。

〈対象者〉

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯で、その障害のために該当する資金の貸付が必要な世帯

〈共通する条件〉

- ・生計が維持できており、返済の見込みが立てられる状況であること。
- ・原則として連帯保証人が必要（審査あり）
- ・無利子（ただし連帯保証人がいない場合は年率1.5%の有利子）
- ・申し込みから資金交付まで1ヶ月半から4ヶ月必要となります。

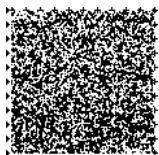
※貸付は他制度が優先となります。

※未払い・未契約の費用が対象です。

※貸付にあたっては諸条件がありますので詳細はお問い合わせください。

〈問合せ〉西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話（042）497-5071 FAX（042）497-5354



技能習得に必要な経費

就職するための知識、技能を習得するために必要な経費及び生計中心者の技能習得の場合に、その習得期間中の生計を維持するために必要な経費。

社会人の方への貸付については、職場から求められている場合や、これまで計画的に入学金程度の自己資金を準備してきた場合が対象。

〈貸付限度〉 技能習得期間によって貸付金額を設定 例) 6ヶ月 130万円以内

〈償還期間〉 8年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

生業を営むために必要な経費

障害のある方が常時就労する目的の自営業に必要な経費

※中小企業診断士との面談・アドバイスを要す

※新規創業は全体経費の1/3の自己資金が必要

〈貸付限度〉 460万円以内

〈償還期間〉 9年以内 ※ただし、75歳までに償還完了が可能であること

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

住居の移転等に必要な経費

住居の移転に際し必要な賃貸契約の更新に伴う経費

※障害による療養等のために、現在の住居に住み続けられない等の条件あり

〈貸付限度〉 50万円以内

〈償還期間〉 3年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

就職の支度に必要な経費

就職に際し必要な経費

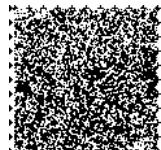
※就職が内定し、就職に直接必要な最低限のもの

〈貸付限度〉 50万円以内

〈償還期間〉 3年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



住宅増改築補修等に必要な経費

住宅の増築、改修、保全にかかる経費

※今、改修・整備する必要性があることが条件

〈貸付限度〉 250万円以内

〈償還期間〉 7年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

福祉用具等の購入に必要な経費

4.

機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るために必要な経費

日常生活の支援

〈貸付限度〉 170万円以内

〈償還期間〉 8年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

障害者自動車の購入に必要な経費

障害のある方が自ら運転する自動車、又は同居の生計同一者が障害者の日常生活（通勤・通院・通学など）の便宜を図るために自動車を購入するのに必要な経費

※ 2000cc以下、車両本体価格 250万円以内のもの、原則5ナンバーの車

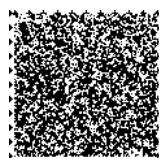
※駐車場が確保でき、車検費用等の維持経費が負担できることが条件

〈貸付限度〉 250万円以内

〈償還期間〉 8年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



障害者サービス等を受けるために必要な経費

障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けるため、または補装具を購入・修理するために必要な経費、及び生計中心者である方が、障害福祉サービス等受給期間中に生計を維持するために必要な経費

※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内であること
が条件

〈貸付限度〉 170万円以内

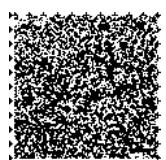
〈償還期間〉 5年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

4.

日常生活の支援



5. 手当・年金

手当

障害児福祉手当（国の制度）**身 知 精**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳未満の方で、身体又は精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常に介護を必要とする状態にある方（おむね、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。）

※障害者手帳を取得していないなくても申請することはできます。

※受給するには、所定の診断書による審査で認定を受ける必要があります。

〈支給金額〉

月額 14,850円

5.

※手当額については、国基準により改定されることがあります。

手
当
・
年
金

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人または配偶者・扶養義務者の所得が所得制限基準額を超えているとき（申請することはできますが、支給停止となります。）
- (2) 施設等に入所しているとき（※）
- (3) 障害を支給理由とする公的年金を受給しているとき

※施設等とは、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、児童自立支援施設、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

特別障害者手当（国の制度）**身 知 精**

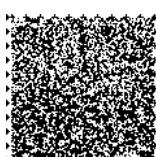
担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳以上の方で、身体又は精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方（おむね、身体障害者手帳1・2級程度及び愛の手帳1・2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。）

※障害者手帳を取得していないなくても申請することはできます。

※受給するには、所定の診断書による審査で認定を受ける必要があります。



〈支給金額〉

月額 27,300円

※手当額については、国基準により改定されることがあります。

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人または配偶者・扶養義務者の所得が所得制限基準額を超えているとき（申請することはできますが、支給停止となります。）
- (2) 施設等に入所しているとき（※）
- (3) 病院又は診療所、介護老人保健施設に3か月を超えて入院、入所しているとき
- (4) 原爆介護手当受給者（併給調整があります。）

※施設等とは、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

重度心身障害者手当（都の制度）

身 知 精

担当窓口 障害福祉課

5.

手当・年金

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害のある方

- (1) 重度の知的障害で、常時複雑な配慮を必要とする著しい精神症状を有する方
 - (2) 重度の知的障害と1・2級程度の身体障害を重複している方
 - (3) 重度の肢体不自由であって両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方
- ・申請後、東京都心身障害者福祉センターにおいて障害の判定が行われます。

〈支給金額〉

月額 60,000円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 65歳以上の方（新規）
- (2) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (3) 施設等に入所しているとき（※）
- (4) 病院又は診療所等に3か月を超えて入院しているとき

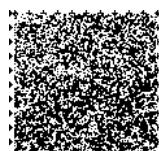
※施設等とは、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



心身障害者福祉手当（都の制度）**身 知**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳以上であって、次のいずれかの障害を有する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 脳性まひ
- (3) 進行性筋萎縮症
- (4) 愛の手帳1～3度

〈支給金額〉

月額 15,500円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

5.

手
当
年
金

- (1) 65歳以上で新規に対象級になったとき
- (2) 本人の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (3) 施設等に入所しているとき（※）
- (4) 児童育成手当（障害手当）を受給しているとき
- (5) 申請するときの年齢が65歳以上であるとき（都外からの転入者等、対象になる場合があります。）

※施設等とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

心身障害者福祉手当（市の制度）**身 知**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害を有する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1～3度
- (3) 脳性まひ・進行性筋萎縮症
- (4) 身体障害者手帳3・4級
- (5) 愛の手帳4度

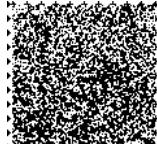
〈支給金額〉

- (1)～(3) 月額 6,500円
- (4)・(5) 月額 5,500円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 都制度心身障害福祉手当を受給しているとき



- (2) 65歳以上で新規に対象級になったとき（ただし65歳未満で支給対象者（4）、（5）に該当していた方が、65歳以上で支給対象者（1）から（3）の要件に該当した場合を除く）
- (3) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (4) 施設等に入所しているとき（※）
- (5) 申請するときの年齢が65歳以上であるとき（都外からの転入者等、対象になる場合があります。）

※施設等とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

難病者福祉手当（市の制度）難

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

次の条件に該当する方

- (1) 東京都難病等医療費助成制度による特定医療費受給者証又はマル都医療券（※）を所持しており、治療を継続中の方
- (2) 点頭てんかんに、り患している方

※特定医療費受給者証又はマル都医療券の対象となる疾病について

- ・難病（国疾病・都疾病）
- ・スモン、プリオントン病
- ・劇症肝炎、重症急性膵炎
- ・人工透析を必要とする腎不全
- ・先天性血液凝固因子欠乏症

〈支給金額〉

月額 5,500円

5.

手当・年金

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (2) 施設等に入所しているとき（※）
- (3) 心身障害者福祉手当を受給しているとき
- (4) 生活保護を受給しているとき

※施設等とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、

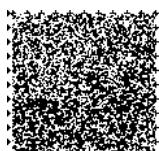
軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含みません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



〈支給対象者〉

父又は母が重度の障害のある方（障害基礎年金1級程度）で18歳に達した日の属する年度末以前（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害児は20歳未満）の児童を養育している父又は母もしくは養育者

〈支給金額〉

全部支給

児童1人 43,070円

2人 53,240円

3人 59,340円

一部支給（所得に応じて決定）

1人 43,060円～10,160円

2人 53,220円～15,250円

3人 59,310円～18,300円

5.

※第4子以降は児童1人につき6,100円～3,050円のうち、所得に応じた額が加算されます。

※令和4年4月改定

手当・年金

〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 児童が施設等に入所している
- (2) 父又は母もしくは養育者及びその配偶者・扶養義務者の所得が基準額以上である
- (3) 公的年金給付金等の月額が手当額以上である

〈問合せ〉

子育て支援課手当助成係（内線：11528）

直通電話 (042) 460-9840

〈支給対象者〉

父又は母が、重度障害の状態（身体障害者手帳おおむね1、2級程度）である場合で、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している保護者

〈支給金額〉

月額 13,500円

〈支給制限〉

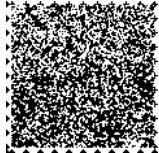
次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 申請者または配偶者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している

〈問合せ〉

子育て支援課手当助成係（内線：11528）

直通電話 (042) 460-9840



〈支給対象者〉

次のいずれかの障害がある 20 歳未満の児童を扶養している保護者

- (1) 愛の手帳 1 ~ 3 度程度
- (2) 身体障害者手帳 1、2 級程度
- (3) 脳性まひ
- (4) 進行性筋萎縮症

〈支給金額〉

月額 15,500 円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 申請者または配偶者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している

〈問合せ〉

子育て支援課手当助成係 (内線: 11528)

直通電話 (042) 460-9840

5.

手当・年金

特別児童扶養手当 (国の制度)

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害がある 20 歳未満の児童を扶養している保護者

- (1) 1 級
 - ・身体障害者手帳おおむね 1、2 級程度
 - ・愛の手帳 1、2 度程度
- (2) 2 級
 - ・身体障害者手帳おおむね 3 級程度
 - ・愛の手帳おおむね 3 度程度 (指定の診断書の提出が必要)

上記の (1)・(2) と同程度の疾病もしくは身体障害、精神障害又は発達障害のある方 (指定の診断書の提出が必要)

〈支給金額〉

1 級月額 52,400 円

2 級月額 34,900 円

※令和 4 年 4 月改定

〈支給制限〉

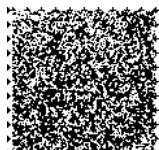
次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 父母又は養育者及び扶養義務者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している
- (3) 児童が障害を事由とする公的年金を受けている

〈問合せ〉

子育て支援課手当助成係 (内線: 11528)

直通電話 (042) 460-9840



年金

障害基礎年金（国民年金） 身 知 精

担当窓口 保険年金課

〈支給要件〉

((1)～(3)のすべての要件を満たすこと。)

- (1) 初診日（注1）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること。
- (2) 障害認定日（注2）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。または、障害認定日に該当しなかった人が65歳に達する日の前日までに該当するようになったこと。
- (3) 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること。（詳しくは、ご相談ください。）

★ 20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。

※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

5.

手当・年金

〈支給額〉

（年額）

- 1級 972,250円（月額81,020円）
 2級 777,800円（月額64,816円）

子の加算額

障害基礎年金が受けられるようになったとき、生計を維持している子（「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で障害等級1級、2級に該当する障害の状態にある子」）がいる場合、次の額が加算されます。

- 1人目、2人目 各223,800円
 3人目以降 各74,600円

〈問合せ〉

保険年金課国民年金係（内線：11493、11494）

直通電話 (042) 460-9825

※支給額は令和4年度の金額です。

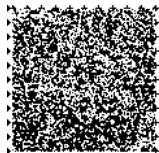
※身体障害者手帳等（以下「手帳等」という。）の等級とは基準が違います。例えば手帳等が3級でも国民年金等では2級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に手帳等が1級でも国民年金等では不該当となる場合があります。

- （注1）障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日
（注2）初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日

※保谷庁舎での担当は、市民課保谷庁舎総合窓口係です。

相談・手続きについては、事前の電話予約が必要です。

（市民課保谷庁舎総合窓口係 直通電話 (042) 438-4020）



〈支給対象者〉

- (1) 平成3年3月以前に国民年金に任意加入対象であった学生
(注) 夜間部、定時制、通信制等を除きます。
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に加入していた人の配偶者
- 上記の(1)または(2)に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(注1)があり、かつ、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級・2級の障害に該当された方

〈支給額〉

(月額)

- 障害基礎年金の1級に該当する方 52,300円
- 障害基礎年金の2級に該当する方 41,840円

〈制限〉

5.

手当・年金

- ・給付金は、請求月の翌月分から支給されます。
- ・本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整(または停止)されることもあります。
- ・障害基礎年金、障害厚生年金等を受給できる方は対象になりません。
- ・経過的福祉手当(国の制度)の受給資格は喪失となります。
- ・65歳に達する日の前日までに申請する必要があります。

〈問合せ〉

保険年金課国民年金係 (内線: 11493、11494)
直通電話 (042) 460-9825

※支給額は令和4年度の金額です。

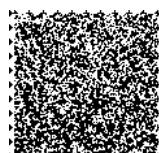
※身体障害者手帳等(以下「手帳等」という。)の等級とは基準が違います。例えば手帳等が3級でも国民年金等では2級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に手帳等が1級でも国民年金等では不該当となる場合があります。

(注1) 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

(注2) 初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日
※保谷庁舎での担当は、市民課保谷庁舎総合窓口係です。

相談・手続きについては、事前の電話予約が必要です。

(市民課保谷庁舎総合窓口係 直通電話 (042) 438-4020)



〈支給対象者〉

厚生年金等に加入中に初診日（注1）のある傷病により、政令で定める程度の障害の状態にある方は、年金事務所、または各共済組合でご相談ください。

〈問合せ〉

◇日本年金機構 武蔵野年金事務所

電話 (0422) 56-1411 (ナビダイヤル)

◇各共済組合

※身体障害者手帳等の等級とは基準が違います。例えば身体障害者手帳等が4級でも厚生年金等では3級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に身体障害者手帳等が1級でも厚生年金等では不該当となる場合があります。

(注1) 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

5.

手当・年金

国民年金・厚生年金の相談

国民年金や厚生年金に関する相談を行っています。

■武蔵野年金事務所 〒180-8621 東京都武蔵野市吉祥寺北町4-12-18

電話 (0422) 56-1411 FAX (0422) 56-2449

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【電話による年金相談】

■ねんきんダイヤル 電話 (0570) 05-1165 (ナビダイヤル)

電話 (03) 6700-1165 (一般電話)

心身障害者扶養共済制度 身 知 精

担当窓口 障害福祉課

心身障害者を扶養する保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害になった場合、残された心身障害者に終身一定額の年金が給付されます。

〈対象〉

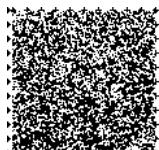
市内に住所を有し、次のすべてに該当する方

(1) 心身障害者（「心身障害者の範囲」に該当する方）の保護者である方

(2) 4月1日現在の年齢が65歳未満である方

(3) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方

※心身障害者本人の所得の制限があります。



【心身障害者の範囲】

- (1) 愛の手帳 1度～4度
- (2) 身体障害者手帳 1級～3級
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記(1)又は(2)と同程度と認められる方（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12318、12319）
直通電話 (042) 420-2806

その他

産科医療補償制度 **身**

お産に関する重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

5.

手当・年金

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)	補償内容
	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合
①	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> または在胎週数が <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること 総額3,000万円
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	

※2014年12月31日までに出生したお子様の補償申請受付は終了しております。

※補償申請期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は以下窓口にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ

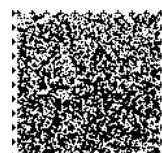
(<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

〈問合せ〉 公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 (0120) 330-637

受付時間 午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)



6. 医療

保険・助成・給付

心身障害者医療費助成（マル障）**身 知 精**

担当窓口 障害福祉課

医療費のうち、健康保険の自己負担の一部を助成する制度です。申請により「心身障害者医療費助成受給者証」（マル障）を発行します。

〈対象〉

次の要件を満たしている方

- (1) 身体障害者手帳1級・2級（内部障害者については1級～3級）の方
- (2) 愛の手帳1度・2度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

〈制限〉

次の方は対象外となります。

6.

医療

- (1) 本人（20歳未満の場合は健康保険等の被保険者または国民健康保険の世帯主）の所得が基準額を超える方
- (2) 医療保険未加入の方
- (3) 生活保護を受けている方
- (4) 公費により医療費が支給される施設に入所している方
- (5) 65歳以上になってから手帳を取得された方
- (6) 申請するときの年齢が65歳以上である方（都外からの転入者等、対象になる場合があります）
- (7) 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

〈助成範囲〉

医療保険の自己負担額から一部負担金（医療保険対象総医療費の1割）を控除した額（ただし、住民税非課税の方は一部負担金はありません）を助成します。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く

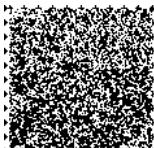
受診の際に、保険を扱う医療機関で保険証とマル障受給者証を提示してください。ただし、都外の医療機関で診療を受ける場合、都と契約している医療機関以外では、マル障受給者証を使用できないので、医療保険の自己負担分を医療機関等の窓口でお支払いいただいたらえで領収書を受け取った後、障害福祉課へご申請ください。

なお、医療保険で現物給付対象となるものについては、医療機関等の窓口でお支払い後、障害福祉課へご申請ください。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



〈対 象〉

医療保険の加入者で次のいずれかに該当する 65 歳以上 75 歳未満の方

- (1) 身体障害者手帳 1 ~ 3 級と 4 級の一部

4 級の一部は次のとおりです。

下肢障害 4 級 1 号

下肢障害 4 級 3 号

下肢障害 4 級 4 号

音声・言語機能障害

- (2) 東京都愛の手帳 1・2 度

- (3) 障害年金 1・2 級程度

- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

〈給付内容等〉

医療機関等にかかるときは、東京都後期高齢者医療広域連合が交付した保険証を提示し、かかった医療費のうち、自己負担金を本人が支払います。

- ・自己負担金の割合は、所得に応じ 1 ~ 3 割
- ・自己負担金（月額）の上限制度あり

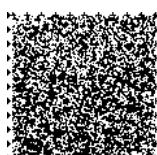
6.

医療

〈問合せ〉

保険年金課後期高齢者医療係（内線：11477、11478、11479）

直通電話 (042) 460-9823



〈対象〉

精神疾患のため、継続的な通院を必要とする方。

〈助成内容〉

自己負担は医療費（デイケア・訪問看護を含む）や調剤費の原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額（下表参照）が設定されます。

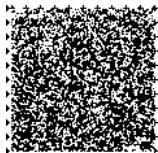
所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支援給付世帯	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯で本人収入80万円以下の方 (公的年金収入等含む)	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯で本人収入80万円超える方 (公的年金収入等含む)	5,000円
中間所得層1	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯	5,000円
中間所得層2	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯	10,000円
一定所得以上	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯（経過的特例、下記参照）	20,000円

6.
医療
- ・非課税世帯（低所得1または低所得2）に該当する方には、自己負担額を助成する制度があります。
 - ・中間所得層で「重度かつ継続」に非該当の方は、負担上限月額がなく、医療費の1割が自己負担になります。
 - ・一定所得以上で「重度かつ継続」に非該当の方は、この制度を受けられません。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



自立支援医療（更生医療）**身**

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められた方

（じん臓・小腸・免疫機能障害に関する医療については、指定医の記入した要否意見書で区市町村が決定します）

〈制限〉

一定以上の所得がある場合、対象とならない場合があります。

〈助成内容〉

医療費の自己負担が、原則1割になります。また、「世帯」の所得や疾病等に応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※入院時の食事療養・生活療養に係る標準負担額は自己負担です。障害者手帳に記載されている障害についてのみ医療給付が認められます。

〈助成の範囲〉

- (1) 診療、看護、移送
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術、その他の治療および施術
- (4) 病院または診療所への入院

6.

医療

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線：12317～12319)

直通電話 (042) 420-2806

自立支援医療（育成医療）**身**

担当窓口 健康課

〈対象〉

18歳未満の児童で、以下の疾病が手術等の治療によって改善が見込まれ、世帯の住民税額（所得割）が23万5千円未満である方（ただし「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、世帯の住民税額（所得割）が23万5千円以上でも対象となります。）

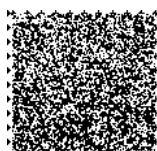
[(1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語・そしゃく機能障害 (5) 心臓機能障害 (6) 腎臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) 肝臓機能障害 (9) その他の内臓障害 (10) 免疫機能障害]

〈給付内容等〉

指定医療機関においてかかる手術等の治療費の一部が助成されます。

〈制限〉

所得により対象とならない場合や所得に応じた一部自己負担があります。



〈問合せ〉

健康課事業調整係（保谷庁舎）防災センター・保谷保健福祉総合センター 4 階
(内線：22362)
直通電話 (042) 438-4021

難病医療費等助成制度 難

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

国又は都の指定する難病に罹り患しており、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する方
(1) その症状が厚生労働大臣または知事が定める程度の方
(2) (1) に該当しないが、当該疾病の治療に要した医療費が一定期間に一定額以上生じている方

〈助成内容等〉

医療費の自己負担（外来・入院）が原則2割になり、月額自己負担上限額（利用者本人や世帯の所得に応じて）が設定されます。

※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は自己負担になります。

- 申請には所定の診断書等が必要です。

6.

〈問合せ〉

医療

障害福祉課（内線：12317～12319）
直通電話 (042) 420-2806

特殊医療費助成制度 難

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

都内在住で、人工透析を必要とする慢性腎不全の方または先天性血液凝固因子欠乏症の方

〈制限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

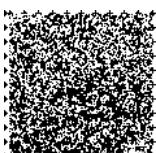
〈助成内容等〉

人工透析を必要とする腎不全の方は、医療保険による特定疾病療養受療証が適用された後の患者自己負担額のうち、1医療機関等につき、人工透析に係る診療（入院・外来ごと）・調剤費ごとに月額1万円を限度に助成します。

先天性血液凝固因子欠乏症等の方は、医療保険等を適用された後の患者自己負担のうち、対象疾患有係る診療・調剤費を全額助成します。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）
直通電話 (042) 420-2806



B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 難

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

都内在住で、都が指定する肝臓専門医療機関でB型・C型ウイルス肝炎のインターフェロン治療・C型ウイルス肝炎インターフェロンフリー治療、またはB型ウイルス肝炎核酸アナログ製剤治療が必要と診断された方

〈制 限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

〈助成内容等〉

インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担（なし・1万円・2万円）を除いた額を助成します。負担額は所得によって決まります。

※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は、自己負担になります。

- 申請には所定の診断書等が必要です。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

6.

医療

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

都内在住で、次の（1）から（4）のすべてに該当する方

- B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院又は通院治療を受けている方
- 世帯収入が概ね370万円未満の方
- 申請月の前の11か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が2か月以上ある方
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力に同意している方

〈制 限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

〈助成内容等〉

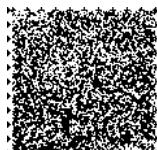
入院・通院時自己負担額が高額療養費の算定基準額を超えた月が過去12か月以内に3か月以上にあたるとき一部負担額を除いた額を助成します。

所得に応じて自己負担（なし・1万円の2区分）があります。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806



小児精神病入院医療費助成制度

精

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

都内に住所を有し、精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の方（ただし、継続入院の場合には満 20 歳になる誕生日の末日まで延長が可能です。）

〈給付内容等〉

健康保険適用（高額療養費等を含む）後の自己負担額の全額を助成します。

ただし、食事療養標準負担額は患者負担となります。

※申請には所定の診断書等が必要です。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12319）

直通電話（042）420-2806

小児慢性疾患の医療費助成

担当窓口 健康課

〈対 象〉

6.

医療

18 歳未満の児童で、以下の病気にかかっており、病状が認定基準を満たす方（ただし、18 歳未満で認定を受け、引き続き有効な医療券を交付されている方に限り満 20 歳未満まで延長可能です。）

（1）悪性新生物（2）慢性腎疾患（3）慢性呼吸器疾患（4）慢性心疾患（手術は、原則として育成医療の給付対象）（5）内分泌疾患（6）膠原病（7）糖尿病（8）先天性代謝異常症（9）血液疾患（10）免疫疾患（11）神経・筋疾患（12）慢性消化器疾患（13）染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群（14）皮膚疾患（15）骨系統疾患（16）脈管系疾患

〈給付内容等〉

指定疾患にかかる治療費（保険適用分）の一部が助成されます。

〈制 限〉

所得に応じた一部自己負担があります。

〈問合せ〉

○申請に関する問合せ

健康課事業調整係（保谷庁舎）防災センター・保谷保健福祉総合センター 4 階

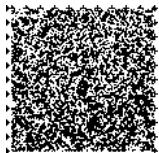
（内線：22361）

直通電話（042）438-4021

○制度に関する問合せ

東京都少子社会対策部家庭支援課母子医療助成担当

電話（03）5320-4375



〈対 象〉

父又は母が重度の障害者で、18歳に達した日の属する年度末以前（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害児は20歳未満）の児童とその児童を養育している保護者

〈給付内容等〉

医療保険の自己負担額から一部負担金（医療保険対象総医療費の1割）及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額（ただし住民税非課税世帯の方の一部負担金はありません）を助成

〈制 限〉

次の方は対象外となります。

- ・医療保険未加入の方
- ・申請者又は配偶者・扶養義務者の所得（養育費含む）が制限額以上の方
- ・生活保護を受けている方
- ・医療費の自己負担分のない施設に入所している方
- ・マル障、マル乳、マル子対象の方

6.

医療

〈問合せ〉

子育て支援課手当助成係（内線：11526）

直通電話 (042) 460-9840

診療など

障害のある方の歯科医療機関 **身 知 精 難**

公益社団法人西東京市歯科医師会

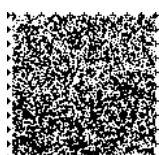
西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター内

電話 (042) 466-2033 FAX (042) 463-6621

〈内容等〉

市内にお住まいの方で、何らかの障害によって、ご自分でかかりつけ歯科医院を探すことが困難な方、かかりつけ歯科医がいなくて困っている方に対して、訪問歯科診療、訪問歯科健診、専門医療機関の紹介等を行っています。

まずは、電話・FAXでご相談ください。



東京都立心身障害者口腔保健センター

新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ9F

電話 (03) 3267-6480 FAX (03) 3269-1213

ホームページ <https://tokyo-ohc.org/>

〈内容等〉

一般の歯科診療機関では治療が困難な心身障害のある方に対して、歯科診療・予防・相談・食べる機能や話す機能の訓練を行っています。(要予約)

月～金曜日 午前 9時～12時 午後 1時～4時30分

土曜日(治療のみ) 午前 9時～12時

その他

都立病院、都立療育センター(北・多摩・東大和)、国立国際医療研究センター(新宿区戸山1-21-1)、各区市町村が運営する口腔保健センター・歯科診療所でも障害の方を対象とした歯科医療を提供しています。

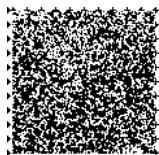
公立昭和病院でも実施しています。

公立昭和病院

小平市花小金井8-1-1

電話 (042) 461-0052 FAX (042) 464-7912

6.
医療



7. 社会参加

交通

JR 線の割引 身 知

JR 以外の民営鉄道も JR に準じた割引を実施しています。

自動券売機等で所要区間の小児乗車券を購入し、乗車改札の際、乗車券とあわせて手帳を提示するか、または、手帳を発売窓口に提示し、行先・乗車券の種類等を口頭またはメモの提示により購入を申し込んでください。

なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。

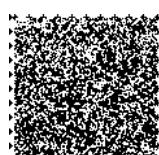
〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳所持者
- (2) 愛の手帳所持者
- (3) 介護者

区分	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種手帳所持者が介護者と一緒に乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割引 (介護者1名も同率)	全線
第1種手帳所持者及び第2種手帳所持者が単独で乗車する場合	普通乗車券	5割引	JR線、連絡社線及び航路の片道100kmを超える区間 *JR線以外の民営鉄道については取扱区間が各社違います。
12歳未満の第2種手帳所持者が介護者と一緒に乗車する場合	定期乗車券	5割引 (介護者1名のみ)	全線 *小児定期乗車券(12歳未満)に対する旅客運賃の割引はありません。
1) グリーン車は除かれます。 2) 12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。 3) JRバスの定期乗車券は3割引となります。			

〈問合せ〉

各社により若干内容が違いますので、直接各社にお問い合わせください。



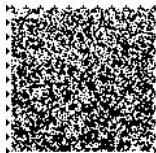
都営電車、都営バス、都営地下鉄

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 愛の手帳（東京都療育手帳）をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方の介護者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※こちらは都営交通乗車証提示で無料
- (5) 戦傷病者手帳をお持ちの方
- (6) 被爆者健康手帳保持者で厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のいずれかの書類をお持ちの方

無料・割引の内容		窓口・手續
都バス、都電、日暮里・舎人ライナー		
本人	無料乗車券・都営交通乗車証提示で無料 *身体障害者手帳・愛の手帳のみ提示は半額 (都バスのみ) 精神障害者保健福祉手帳の提示で半額 *都バスの定期券は3割引	無料乗車券・都営交通乗車証（紙券）は障害福祉課で申請を（手帳持参） ※シルバーパス所持者は対象外 ※定期券について詳細は窓口でお尋ねください。
介護者	身体障害者手帳・愛の手帳提示で半額 (都バスのみ) 精神障害者保健福祉手帳の提示で半額 *都バスの定期券は3割引	
都営地下鉄		
本人	無料乗車券・都営交通乗車証提示で無料 *愛の手帳のみ提示は半額、介護者同伴時第1種身体障害者手帳提示のみは半額	都営交通お客様センター 電話番号 03-3816-5700 FAX 03-3812-7640
介護者	身体障害者手帳の場合 *普通券・回数券：第1種手帳所持者の介護者手帳提示で半額 *定期券：第1種手帳所持者及び12歳未満の第2種手帳所持者の介護者 愛の手帳の場合 愛の手帳提示で半額（第1種・第2種とも）	都営交通乗車証については 東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課 電話番号 03-5320-4464

磁気式の都営交通の無料乗車券と都営交通乗車証（紙券・磁気券）をICカード式（PASMO）に変更することができます。ICカード式（PASMO）への変更は、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で行うことができます。



(東京都内の停留所相互間)

西武バス、関東バス、東急バス、京王バス、東武バス、京成バス、立川バス、西東京バス、小田急バス、国際興業バス、京浜急行バス、神奈川中央交通バスなど

※ 70歳以上でシルバーパスを受けている方は対象外

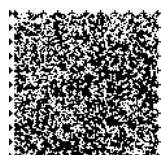
<対象者及び利用方法等>

対象者	利用方法	割引率	手続き
身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が利用する場合	本人が乗車時に手帳を提示	5割引	販売窓口での手続き不要
6歳以上の愛の手帳所持者、6歳以上の第1種身体障害者手帳（第2種身体障害者手帳は対象外）所持者と同乗する介護人1名	あらかじめ手続きをして交付された「(介護人付) 民営バス乗車割引証」を乗車時に提示	5割引	手帳を持参し、市の障害福祉課で「(介護人付) 民営バス乗車割引証」の交付を受けてください。
定期券を購入する場合 身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者 * 小児定期券の割引はありません。	あらかじめ手続きをして交付された「定期券割引購入申込書」を購入時に提示	3割引	手帳と印鑑を持参し、市の障害福祉課で「定期券割引購入申込書」の交付を受けてください。

<問合せ>

障害福祉課 (内線: 12318)

直通電話 (042) 420-2806



対象者 ① (利用者本人)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、介助を必要とする車いす利用者

〈割引の内容〉

利用方法 手帳もしくは、スマートフォンアプリ「ミライロID」の写真のページを乗車時に提示
割引後運賃 100円

対象者 ② (介助者)

車いす利用者の介助者、民営バス乗車割引証又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方の介助者

〈割引の内容〉

割引後運賃 介助者1名まで100円

〈問合せ〉**○第1・2・3ルート**

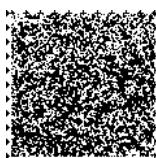
西武バス株式会社滝山営業所 (042) 474-2525

○第4北・南ルート

関東バス株式会社武蔵野営業所 (0422) 51-2191

○交通課 (内線: 22492、22494)

直通電話 (042) 439-4435



旅客船・フェリーの割引 身 知 精

〈対象〉

次のいずれかの手帳をお持ちの方及びその介護者

- (1) 身体障害者手帳所持者
- (2) 愛の手帳所持者
- (3) 精神障害保健福祉手帳所持者

〈利用方法〉

障害のある方及びその介護者が、旅客船、フェリーを利用する場合、運賃が割引になります。

〈問合せ〉

対象となる障害の種別、割引率、乗船券の購入方法等は、航路や運航会社によって異なりますので、旅客船等の各会社にあらかじめお問い合わせください。

オーシャン東九フェリー	電話 (03) 5148-0109
川崎近海汽船	電話 (0120) 539-468
東海汽船	電話 (03) 5472-9999
小笠原海運	電話 (03) 3451-5171
東京都観光汽船	電話 (03) 3841-9177
東京水辺ライン	電話 (03) 5608-8869 他

国内航空券の割引 身 知 精

7.

社会参加

〈対象〉

次のいずれかの手帳をお持ちの方及びその介護者

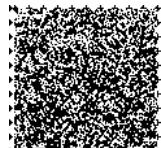
- (1) 身体障害者手帳
- (2) 愛の手帳
- (3) 戦傷病者手帳
- (4) 精神障害保健福祉手帳

〈利用方法〉

身体障害、知的障害、精神障害のある方等及びその介護者が国内航空を利用する場合、手帳を提示して国内航空券を割引価格で購入できます（航空会社や路線によって異なります）。

〈問合せ〉

対象となる障害の種別、割引率等は、航空会社によって異なりますので、各航空会社にあらかじめお問い合わせください。



〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳所持者が自動車を運転する場合
- (2) 第1種身体障害者手帳または第1種愛の手帳をお持ちの方のために、介護人が自動車を運転する場合

〈割引の内容等〉

割引率	5割引
対象区間	道路整備特別措置法に基づく有料道路
割引有効期限	申請した日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日まで（更新申請は2年ごと）

〈対象となる自動車〉

本人または本人と生計を一にする方が所有するもの、介護者が運転する場合で生計を一にする方が所有していない場合は、日常的に介護している方が所有するもの

* 障害者1人につき1台まで

* 営業用の自動車を除く

* ETC方式による利用も可能

* 法人名義の車は不可（ローン、リースを除く）

* ETCカードの名義は障害者本人に限る（未成年の場合は保護者）

※成人年齢は18歳

手続きには手帳、車検証、運転免許証が必要

ETC方式の場合、障害者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ証明書も必要

〈問合せ〉

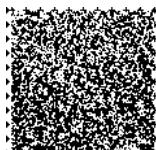
障害福祉課（内線：12317～12319）

直通電話（042）420-2806

〈対象〉

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1級～4級で、自ら自動車もしくは二輪車を運転している方
- (2) 身体障害者手帳1級～3級・愛の手帳1度～3度・脳性まひ者（児）・進行性筋萎縮症の方のために自動車を運転する同居家族のいる方



〈助成内容等〉

心身障害のある方が使用した自動車燃料費の実費の一部を助成します。

- (1) 自動車 月額 3,000 円相当を上限
- (2) 二輪車 月額 1,500 円相当を上限

※本人または同居する家族の所有する自家用車が助成対象となります。

〈制限〉

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設等に入所している方 (※)
- (2) タクシー料金助成を受けている方

(3) 本人 (20 歳未満の場合、扶養義務者) の所得が所得制限基準額を超えていたとき

※施設等とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含まれません。

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線: 12317 ~ 12319)

直通電話 (042) 420-2806

タクシー運賃の割引 身 知 精

7.

社会参加

乗車時に、障害者手帳の写真貼付ページを提示して、本人確認を受けてください。

〈対象〉

身体障害者手帳、愛の手帳、また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も、一部のタクシーを除き運賃が1割引となりますので、ご利用の際にお確かめください。

〈割引の内容〉

1割引 (割引後 10 円未満に端数が生じた場合切捨)

〈問合せ〉 東京ハイヤー・タクシー協会

電話 (03) 3264-8080

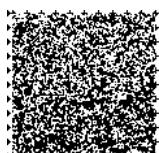
タクシー料金の助成 (市の制度) 身 知

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1級~3級
- (2) 愛の手帳 1度~3度



〈助成内容等〉

市と契約しているタクシー業者、NPO 法人等で利用できるタクシー利用券を交付します。
月額 3,000 円相当分

〈制限〉

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設等に入所している方 (※)
- (2) 自動車燃料費助成を受けている方
- (3) 本人 (20 歳未満の場合、扶養義務者) の所得が所得制限基準額を超えているとき
※施設等とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園等です。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等は含まれません。

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線：12317～12319)

直通電話 (042) 420-2806

自動車

自動車運転教習費用の補助 身 知

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

7.

社会参加

運転免許適性試験に合格した

- ・身体障害者手帳 1 級～3 級の方
- ・内部障害 4 級の方
- ・下肢または体幹機能障害 4 級・5 級の方
- ・愛の手帳 1 度～4 度の方

※いずれの方も市内に引き続き 3 か月以上住所を有すること

〈給付の内容等〉

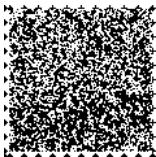
- ・運転免許を取得するための費用 (自動車運転教習所等の入所料、技能及び学科教習料、教材費) の一部を補助します。補助金額は、所得によって異なります。(下表参照)
- ・排気量等の限定解除の場合、20,600 円まで補助します。(排気量の限定及び身体障害により付けられた免許の条件 (限定条件) が対象となります。)

対象経費	補助限度額
前年の所得税額が 0 円の者	164,800 円
前年の所得税額が 1 円以上 42,000 円以下の者	144,200 円
前年の所得税額が 42,001 円以上 400,000 円以下の者	123,600 円

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線：12317～12319)

直通電話 (042) 420-2806



〈対象〉

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれにも該当する方

- (1) 身体障害者手帳上肢・下肢・体幹1級・2級の方
- (2) 自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある方

〈給付の内容等〉

操向装置及び駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。

133,900円まで補助

*事前に申請が必要です。

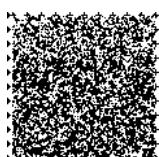
〈制限〉

本人または扶養義務者の前年所得が、特別障害者手当の所得制限基準額を超えているとき

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線: 12317 ~ 12319)

直通電話 (042) 420-2806



駐車禁止規制の除外

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先を記載した書面」を車の前面窓ガラスの見やすい箇所に掲示する必要があります。

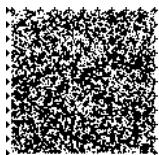
なお、次のような駐車はできません。

- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (2) 法定駐車禁止場所の駐車
(3) 駐車方法に従わない駐車 (4) 車庫代わりの駐車・長時間駐車

〈対象〉都内に住所を有し、以下の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢 体 不 自 由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2 (両上肢に著しい障害がある方)
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	1級または2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
			移動機能
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害	1級または3級	
	免疫機能障害、肝臓機能障害	1級から3級までの各級	
	(再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了している方)		
	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 (療育手帳)	_____	1度または2度	
精神障害者 保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾病児童手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。
一上肢のみに障害のある方は対象となりません。



〈申請窓口〉

都内いずれかの警察署（交通課）で申請してください。

〈受付時間〉

月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分（土曜日、日曜日、休日、年末年始の12月29日から1月3日を除く）

〈申請者〉

原則として本人が申請してください。

※ただし、申請者が未成年者、知的障害または精神障害のある方の場合は、申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族または姻族を申請代理人とすることができます。

申請代理人による申請の場合は、以下〈申請に必要な書類〉に記載の書類以外にも必要となります。

〈申請に必要な書類〉

申請の種類に応じて必要な書類が異なります。

詳しくは警視庁または住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

- (1) 申請書（警察署窓口で受領または警視庁ホームページよりダウンロード）
- (2) 身体障害者手帳、愛の手帳等
- (3) 住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）

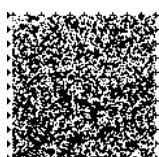
※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本等）、申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証等）を持参してください。

7.

社会
参加

〈問合せ〉 警視庁駐車対策課 駐車対策第1係

電話 (03) 3581-4321 (内線：54706)



外出支援

移動支援事業 **身 知 精**

担当窓口 障害福祉課

障害のある方が、社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることが出来るものに対し、その際の移動の介護を行います。

〈対 象〉

- 1 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- 2 就学児以上の障害児
- 3 身体障害者手帳を所持する以下の者
 - (1) 視覚障害者
 - (2) 脳性麻痺者であり、次の基準のいずれにも該当する者
 - (ア) 脳性麻痺による下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の手帳の交付を受けた者
 - (イ) 身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する者
 - (ウ) 単独での外出が困難な者
 - (3) 身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた者
- 4 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

※詳しくは34ページを参照してください。

7.

社会
参加

外出を援助する自動車での移動サービス **身**

ハンディキャブ・けやき号の運行

〈対 象〉

市内に住所を有し、障害のため車いす等を使用しなければ外出が困難な方又は重度の視覚障害者

〈内容等〉

車いすのまま乗車できる自動車けやき号を運行し、日常生活の利便等を図ります。（無料。ただし有料道路料金等は利用者負担）

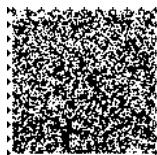
〈制 限〉

市役所田無庁舎を中心として半径30kmの範囲を運行。利用時間等の制限があります。
必ず付き添い者が同乗すること。

※原則1名

〈問合せ〉

予約受付電話 (050) 5812-0678
つくば観光交通株式会社



障害福祉課（内線：12273） 直通電話 (042) 420-2804

NPO法人等による自動車での移動サービス

〈対 象〉

外出が困難な方

〈内容等〉

利用目的などに違いがありますので、各団体に直接ご相談ください。

〈制 限〉

年会費や利用料金等の負担があります。団体によって異なりますので、詳細は直接各団体にお問い合わせください。

〈問合せ〉

下記、団体に直接お問い合わせください。

市内等で活動している団体

NPO 法人 自立生活企画	田無町 5-6-20 第 2 和光ビル 202 電話 (042) 462-5999
社会福祉法人ウーノ ピックアップウーノ	住吉町 3-12-19 電話 (070) 8689-3589 https://uuno.org

7.

社会
参加

盲ろう者への通訳・介助者の派遣、支援 身

〈対 象〉

都内に住所を有する盲ろう者(視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害のある方(お子さん))

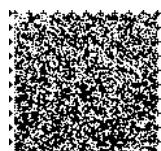
〈内容等〉

- ・盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう者に対して通訳・介助者を派遣します。
- ・無料 (ただし、外出に必要な交通費は、通訳・介助者の分も含めて利用者の負担となります。)
- ・盲ろう者が自立した生活を送るために必要なリハビリテーション訓練を提供するとともに、閉じこもりがちな盲ろう者の社会参加を促進するために、交流会や各種サークルを開催。また盲ろう者の家族や支援者、関係機関からの相談も常時受け付けます。

〈問合せ〉 東京都盲ろう者支援センター

電話 (03) 3864-7003 FAX (03) 3864-7004

E メール tokyo-db@tokyo-db.or.jp





身体障害のある方の自立と社会参加を推進することを目的とした制度です。東京都が、盲導犬訓練育成団体に訓練を委託した身体障害補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付します。公共施設、交通機関、デパート等一般的な施設でも補助犬を同伴できます。対象・給付の内容、制限については50ページをご参照ください。

〈問合せ〉

障害福祉課 (内線：12345)
直通電話 (042) 420-2804

スポーツ・学習

西東京市障害者スポーツ支援事業

〈対象〉

障害のある方で、市内在住もしくは市内の障害福祉サービス事業所等に通所している方

〈内容等〉

障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に、スポーツレクリエーション活動を行っています。
(毎月1回・第3土曜日 午前9時30分～11時30分)

7.

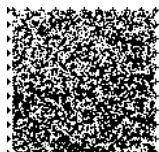
社会
参
加

〈注意事項・制限等〉

事前の申し込みとスポーツ傷害保険料が必要です。
(保険料は年間12回分500円または1回50円)

〈問合せ〉社会福祉法人ウーノ

電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487
ホームページ <https://uuno.org>



かわうそ水泳教室

〈対 象〉

障害のある方で、市内在住もしくは市内の障害福祉サービス事業所等に通所している方（高校生以上）

〈内容等〉

指導員、補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど水中運動や水泳を通じた活動を行っています。

（7月・8月を除く毎月1回・第4土曜日 午後2時～午後3時30分）

※内容や開催日程に関しては、変更になる場合がございますので、ご参加を希望される方はスポーツセンターまでお問い合わせください。

〈問合せ〉 西東京市スポーツセンター

電話 (042) 425-0505 FAX (042) 425-0606

西東京市のスポーツ施設等の利用の減免 身 知 精

障害がある方は個人利用料金が減免となります。利用の際は各施設にてご確認ください。

個人利用料金

施設名称	所在地	電話	利用料金
スポーツセンター	中町1-5-1	(042) 425-0505	障害のある方は、個人利用料金が免除となります。
総合体育館	向台町5-4-20	(042) 467-3411	
南町スポーツ・文化交流センターきらっと	南町5-6-5	(042) 451-0555	

東京都障害者スポーツセンター

〈対 象〉

障害者手帳をお持ちの方とその介護者

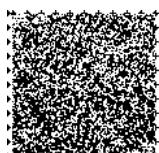
障害者手帳交付者と同程度の障害のある方

障害者の福祉増進を目的とする団体

その他、特に都知事が認める方

〈内容等〉

スポーツ・レクリエーションを通じ、健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。



○東京都障害者総合スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・図書コーナー、宿泊施設も併設しています。

※宿泊施設は有料です。

○東京都多摩障害者スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室などスポーツ施設のほか、集会室・印刷室・録音室、宿泊施設も併設しています。

※宿泊施設は有料です。

詳しくは各センターまでお問い合わせください。

利用時間 午前9時～午後9時

(ただし、スポーツ施設によって利用時間は異なります)

利用手続

個人利用は事前に登録する必要があります。

団体利用、宿泊施設利用は事前に来館または電話・FAXにより予約が必要です。

※新型コロナウイルス感染症対策に伴い、施設の利用方法を変更して運営しております。

ご来館前に必ずセンターにお問い合わせください。当センターのホームページでも最新の情報を随時掲載しています。

休館日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

7.

社会
参
加

〈問合せ〉

○東京都障害者総合スポーツセンター

電話 (03) 3907-5631 FAX (03) 3907-5613

ホームページ <https://tsad-portal.com/mscd>

○東京都多摩障害者スポーツセンター

電話 (042) 573-3811 FAX (042) 574-8579

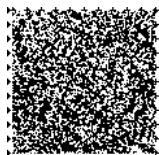
ホームページ <https://tsad-portal.com/tamaspo>

東京都障害者スポーツ大会 身 知 精

スポーツを通じて、障害のある方が自らの体力の維持増進及び社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

〈対 象〉

開催年の4月1日現在、中学生以上の身体障害及び精神障害のある方、小学生以上の知的障害のある方で、都内在住、在学の方



〈内容等〉

陸上競技、フライングディスク、サウンドテーブルテニス、水泳、卓球、アーチェリー、ボウリング、サッカー、バスケットボール、ボッチャ、ソフトボール、バレーボール、フットソフトボール、グランドソフトボール等を実施しています。

※競技により実施日、申込期間等が異なりますのでご注意ください。

※障害区分によって参加できる競技が異なります。

〈注意事項・制限等〉

事前に申し込みが必要です。

(毎年5月開催競技は2月中旬～3月中旬頃が申し込み期間です。)

〈問合せ〉 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(分室) 電話 (03) 6265-6001 FAX (03) 6265-6077

ENJOY ニュースポーツ

身 知 精 難

担当窓口 スポーツ振興課

〈対象〉

市内在住・在勤・在学の小学生以上（小学3年生以下は保護者同伴）

〈内容等〉

「ENJOY ニュースポーツ」は、西東京市のスポーツ推進委員が中心となって実施しているスポーツ・レクリエーション事業です。

障害のある方、ない方誰でも気軽に参加でき、すぐにゲームが楽しめるスポーツです。パラリンピックの種目である「ボッチャ」、カーリングから生まれた「ユニカール」などを行います。

7.

社会
参加

〈注意事項・制限等〉

原則毎月最終日曜日・定員あり（事前申し込みが必要です）

4月～9月（西東京市スポーツセンター）

10月～3月（南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」）

午前9時30分～11時00分（午前9時20分受付）

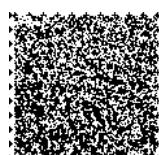
※新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、感染対策にご協力ください。

〈問合せ〉

スポーツ振興課（内線：12714）

直通電話 (042) 420-2818

※参加を希望される場合は、事前に障害の種別等をお知らせいただきますようお願いします。



スポーツ相談窓口

〈対象〉

年齢や障害の有無にかかわらず誰でも利用可

〈内容等〉

市民の皆さんとのスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いします。

主な相談内容は、体力向上や健康増進に繋がるイベント・教室情報の提供、スポーツ団体やサークルの紹介、活動場所の紹介、人材登録・紹介、スポーツに関する体の悩み等

〈注意事項・制限等〉

《窓口》南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」2階ラウンジ

《受付時間》平日 午前9時～午後4時

※メールでの相談や事前予約で休日・夜間の相談も可

〈問合せ〉

特定非営利活動法人西東京市体育協会

電話 (042) 452-7155

東京都障害者休養ホーム 身 知 精

7.

社会参加

障害のある方の保養などを目的として、東京都指定の宿泊施設の宿泊料の一部を東京都が助成しています。

〈対象〉

都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方および、その付添者（助成を受けられるのは障害者1人につき付添者1人まで）

※「付添者」とは、障害のある方が宿泊施設を利用するにあたり、介助を必要とする場合に、必要な介助を行える中学生以上の方であって、都内在住の方に限りません。

〈内容等〉

東京都指定の宿泊施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊料の一部を助成します。

障害者 大人 6,490円 子供 5,770円

付添者 大人 3,250円

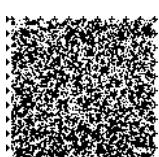
〈注意事項〉

宿泊施設への予約および日本チャリティ協会への宿泊予約連絡、利用申込書の送付を

団体利用の場合は、利用日の3週間前まで

個人利用の場合は 利用日の2週間前まで

に行う必要があります。



〈制限等〉

年間2泊まで（4月1日から翌年3月31日までの年度内）を助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。

〈問合せ〉

公益財団法人日本チャリティ協会
休養ホーム専用番号 (03) 3353-5942 FAX (03) 3359-7964
パンフレットは障害福祉課にあります。

保谷こもれびホール施設使用料 障害者減免について 身 知 精

〈減免条件〉

- ◆登録・利用が個人の場合：障害者手帳の提示
- ◆登録・利用が団体の場合：所属の方の半数以上の障害者手帳の提示（コピー可）
- ◆登録・利用が障害者施設の場合：施設案内のパンフレット等の提示

〈減免対象〉

全ての施設使用料・全ての備品使用料

〈減免率〉

基本料金の 50%

当館を初めてご利用の場合は、登録手続きが必須です。

制度は上記の通りですが、ご登録の際に別途書類をご用意していただく事があります。
詳細は保谷こもれびホール管理事務室にお問い合わせください。

〈問合せ〉 保谷こもれびホール

代表電話番号 (042) 421-1919

7.

社会参加

多摩六都科学館施設利用料 障害者減免について 身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ご本人と、介助の方1名分の入館料・観覧料・駐車場利用料が免除（全額）となりますので、入館の際にご提示ください。

（受給者証は対象外）

〈問合せ〉 多摩六都科学館

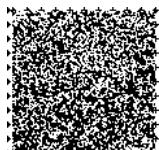
電話番号 (042) 469-6100

都立公園等の無料入場 身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等に無料入場できます。窓口で手帳を提示してください。

〈対 象〉

身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者、及び付添の方（必要な範囲に限る）



〈割引の内容等〉

無料 旧岩崎邸庭園、旧芝離宮恩賜庭園、旧古河庭園、清澄庭園、小石川後楽園、殿ヶ谷戸庭園、浜離宮恩賜庭園、向島百花園、六義園、井の頭自然文化園、恩賜上野動物園、葛西臨海水族園、神代植物公園、多摩動物公園、夢の島熱帯植物館

都立公園等駐車場の無料利用 **身 知 精**

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立公園等の駐車場を無料利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈対 象〉

身体障害者手帳、愛の手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持者、及び付添の方（必要な範囲に限る）

〈割引の内容等〉 無料

赤塚公園、井の頭恩賜公園、上野恩賜公園、宇喜田公園、浮間公園、大泉中央公園、大島小松川公園、葛西臨海公園、砧公園、木場公園、小金井公園、駒沢オリンピック公園、汐入公園、潮風公園、篠崎公園、石神井公園、城北中央公園、神代植物公園、高井戸公園、舍人公園、中川公園、野川公園、東綾瀬公園、光が丘公園、府中の森公園、水元公園、武蔵国分寺公園、武蔵野公園、武蔵野中央公園、武蔵野の森公園、夢の島公園、代々木公園、蘆花恒春園、和田堀公園

7.

社会参加

都立文化施設、体育施設等の無料利用等 **身 知 精**

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳所有者とその介護者の方は、各都立有料施設等を個人利用する場合、無料（一部割引）で利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈対 象〉（一部は有料割引）

身体障害者手帳所持者

都が発行する愛の手帳若しくは道府県が発行する療育手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者

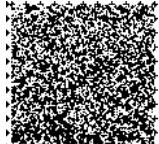
上記の者の付添者・介護者等

〈割引の内容等〉

○東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館（大規模改修工事のため、令和7年度中まで休館予定です。）、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都美術館
※常設展・収蔵展は無料、特別展・企画展は展覧会によって無料とならない場合もありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

○東京都体育施設（東京体育馆、駒沢オリンピック公園総合運動場、東京武道館、東京辰巳国際水泳場、武蔵野の森総合スポーツプラザ、海の森水上競技場、カヌー・スラロームセンター（専用使用をしない場合に限る。））

○東京都障害者スポーツセンター（東京都障害者総合スポーツセンター、東京都多摩障害者スポーツセンター）



〈窓口・手続〉

受付窓口で手帳を提示してください。

※事前連絡が必要な場合がありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

海上公園等の無料利用 身 知 精

〈対象〉

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、付き添い者（必要な範囲に限る）

〈割引の内容等〉 無料

東京港野鳥公園

〈窓口・手続〉

公園窓口で手帳を提示してください。

海上公園駐車場の無料利用 身 知 精

〈対象〉

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、付き添い者（必要な範囲に限る）

7.

社会
参加

〈割引の内容等〉 無料

お台場海浜公園（中央・北口）、大井ふ頭中央海浜公園（1号）、辰巳の森海浜公園（1号・2号）、シンボルプロムナード公園（A棟・B棟）、城南島海浜公園（第1・第2）、若洲海浜公園、暁ふ頭公園、東海ふ頭公園、みなとが丘ふ頭公園、京浜島つばさ公園、晴海ふ頭公園

※有明テニスの森公園の駐車場は閉鎖中

〈窓口・手続〉

駐車場・公園窓口で、手帳を提示してください。

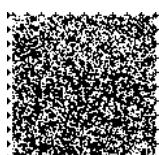
投票

郵便等による不在者投票（郵便等投票）

担当窓口
選挙管理委員会事務局

自宅などで投票（郵便等による不在者投票）ができます。

事前に「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会で受けておいてください。



〈対象〉

	障害の部位	等級	証明書の有効期限
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級	発行の日から7年間 満了後は改めて申請
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級	
	免疫、肝臓	1級～3級	
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹	特別項症～第2項症	発行の日から7年間 満了後は改めて申請
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症	
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分が『要介護5』		介護保険の被保険者証の有効期限まで。 満了後は改めて申請

〈制限〉

投票用紙等は、投票日の4日前までに請求してください。

〈代理記載制度〉

郵便等投票ができる方で自ら記載をすることのできない方のうち、次の表に該当する方は、投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

(代理記載投票ができる方)

	障害の部位	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	特別項症～第2項症

〈問合せ〉

田無庁舎 3階 選挙管理委員会事務局 (内線：12811、12812)
直通電話 (042) 420-2801

代理投票・点字投票

担当窓口 選挙管理委員会事務局

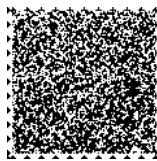
各投票所では本人の意思を確認の上、字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があります。

〈内容〉

- (1) 代理投票：体が不自由で自書できない方は、本人が投票所で申し出れば本人の意思を確認の上、投票用紙に代筆をいたします。意思確認がご不安な場合は、ご相談ください。
- (2) 点字投票：視覚に障害のある方は、本人が投票所で申し出れば点字で投票ができます。

〈問合せ〉

田無庁舎 3階 選挙管理委員会事務局 (内線：12811、12812)
直通電話 (042) 420-2801



8. 講習

聴覚に障害のある方対象

読話講習会

中途失聴者や難聴者の方が、コミュニケーション手段としての読話技術を学ぶための講習会です。

〈対象〉

都内在住、18歳以上の中途失聴・難聴者で身体障害者手帳を所持する方（ただし、ろう学校在学中の方および卒業生の方は除きます。）

〈内容等〉

口唇読み取り、会話や類似語の練習などを行い、コミュニケーション技術の習得を図ります。

〈費用〉

無料（ただし、教材費は自己負担となります。）

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868

中途失聴者・難聴者手話講習会

8.

講習

〈対象〉

都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者

〈内容等〉

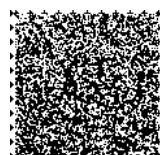
簡単な意思交流が可能な程度の手話技術についての講習を実施しています。入門クラスは要約筆記があります。

〈費用〉

無料（ただし、テキスト代は自己負担となります。）

〈問合せ〉 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

電話 (03) 5320-4147 FAX (03) 5388-1413



文化教養講座 **身**

〈対 象〉

都内在住・在勤・在学の聴覚に障害のある方（身体障害者手帳の有無問わず）

※一部のプログラムはどなたでもご利用できます。

〈内 容〉

生け花、絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、教養講座や、交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問い合わせください。また、当センターのホームページでもご覧いただけます。原則無料（内容により、材料費等必要な場合あり）

〈問合せ〉 社会福祉法人 聰力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時

金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <http://www.jyoubun-center.or.jp>

視覚に障害のある方対象

8.

講習

家庭生活訓練事業 **身**

〈対 象〉

家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている都内在宅の視覚障害のある方

〈内容等〉

調理・生け花・手芸裁縫・リズム体操等の講習

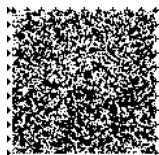
〈費 用〉

無料（テキスト代、教材費は原則受講者負担）

〈問合せ〉 公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp



盲青年等社会生活教室開催事業

〈対 象〉

都内在住の視覚障害のある青年及び高齢者で身体障害者手帳を所持する方

〈内容等〉

社会生活に必要な知識の習得や体験交流

〈費 用〉

無料（教材費等は受講者負担）

〈問合せ〉 公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

中途失明者緊急生活訓練事業

〈対 象〉

原則 18 歳以上で都内在住の視覚障害のある方（身体障害者手帳所持者）

〈内容等〉

点字・日常生活訓練及び歩行訓練、スマートフォン等についての訪問指導
パソコン指導（通所）

〈問合せ〉 公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

パソコン教室直通 (03) 3208-9070

8.

講習

視覚障害者のための講座

〈対 象〉

都内在住、在勤、在学の視覚障害のある方

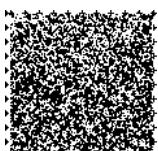
〈内 容〉

(1) 視覚障害者教養講座 (2) 音楽教室

〈費 用〉 無料

〈問合せ〉 東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課

電話 (03) 5320-6859 FAX (03) 5388-1734



音声・言語に障害のある方対象

喉頭摘出者発声訓練 身

食道発声法、シャント発声法又は電気式人工喉頭による発声訓練など

〈対 象〉

疾病等で喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方を対象に発声訓練を行います。

〈内容等〉

- (1) 食道発声訓練
- (2) 電気式人工喉頭による発声訓練
- (3) シャント式発声訓練

〈問合せ〉 公益社団法人 銀鈴会

電話 (03) 3436-1820 FAX (03) 3436-3497

Eメール office@ginreikai.net

ホームページ <https://www.ginreikai.net/>

吃音者の講座

〈対 象〉

都内に居住、通勤または通学する 15 歳以上の吃音のある方

8.

〈給付の内容等〉

講
習 吃音者に対し、吃音の理解と表現練習を実施しています。

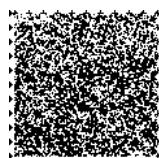
〈内 容〉

- (1) 吃音の理解
- (2) 話し方研究
- (3) グループワーク
- (4) よりよい人間関係のための研究と就労支援の相談
- (5) その他必要な学習

〈問合せ〉 一般社団法人 東京言友会

電話 (03) 3942-9436

ホームページ <https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com/>



その他

オストメイト社会適応訓練 身

ストマの衛生管理、装具の装着訓練等を講習会形式で実施しています。

〈対象〉

人工肛門または人工膀胱を造設した人

〈給付の内容等〉

皮膚管理、ストマ管理、社会復帰にかかる諸問題についての講習

〈費用〉

無料

〈問合せ〉 公益社団法人 日本オストミー協会（東京支部）

電話 (03) 5272-3550 (火・金曜日 10時～15時)

ホームページ <http://www.ostomy.jp/tokyo/>

重度身体障害者パソコン講習事業 (IT技術者在宅養成講座) 身

外出が困難な重度の身体障害のある方を対象として、在宅でコンピュータのプログラミング技術およびコミュニケーションや在宅就労に必要な技術を学ぶための講習を行っています。（講習期間：2年間）

8.

講習

〈対象〉

外出が困難で一般の教育・就労の機会が得にくい身体障害者手帳1級～3級の方で、高校卒業程度の学力を持ち、週4日以上、1日4～6時間程度の学習が可能な方

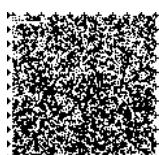
〈内容〉

インターネットを利用して、コンピュータのプログラミング技術やアプリケーションソフトの操作技術を習得することにより、在宅での就労を目指します。費用年間60,000円。詳細はホームページにて。

〈問合せ〉 社会福祉法人東京コロニー職能開発室

電話 (03) 6914-0859 FAX (03) 6914-0869

ホームページ <https://www.tocolo.or.jp/syokunou/>



支援する方対象

障害者サポーター養成講座

担当窓口 障害福祉課

障害のある方が困っている時にちょっとした手助けをする障害者サポーター養成講座を開催しています。

初級編では障害の理解や支援方法を学ぶことができます。中級編では障害の種別によって異なる特性や必要な支援についてより深く学ぶことができます。

また、参加者にはサポーターの証であるサポートキー・ホルダー（初級編）、サポートリストバンド（中級編）を差し上げます。

〈対象〉

初級編：障害のある方の福祉に理解と熱意のある方

中級編：初級編を受けられた方が対象。障害者サポーターとして住所など登録いただき、情報の発信やサポーター同士のつながりなどにより受講された方の障害者支援の活躍の場を広げていきます。

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：12273）

直通電話（042）420-2804



8.

講習

西東京市手話通訳者養成講習会

担当窓口 障害福祉課

市では一般市民の手話に関する理解を深め、意思疎通に手話を必要とする聴覚障害者及び言語障害者の福祉の増進を図ることを目的とし、将来手話通訳者になるための講習会を開催しています。

〈対象〉

(1) 市内在住で聴覚障害のある方の福祉に理解と熱意がある方

(2) 初級：手話未経験者

中級：初級クラス修了者

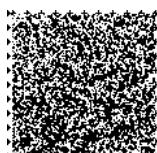
上級：中級クラス修了者

通訳養成：上級クラス修了者ほか

登録試験対策講座：手話講習会通訳養成クラス修了者ほか

〈問合せ〉 障害福祉課（内線：12273）

直通電話（042）420-2804



東京都手話通訳者等養成講習会

〈対象〉

- (1) 東京都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満18歳以上の方（当該年度の4月1日現在）
- (3) 手話学習経験3年以上
- (4) 修了後、居住地域等で手話通訳等の活動ができる方

〈講習内容〉

- (1) 聴覚障害者に接する心構え
- (2) 聴覚障害者に関する諸問題
- (3) ことばの仕組み（手話）
- (4) 手話通訳論
- (5) 手話指導法
- (6) 実習など

〈費用〉 無料（テキスト代実費）

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868

東京都要約筆記者養成講習会

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション支援としての要約筆記技術の講習を行い、要約筆記者を養成します。

〈対象〉

- (1) 東京都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満18歳以上の方（当該年度の4月1日現在）
- (3) 修了後、登録試験に合格し、都内で要約筆記の活動ができる方

8.

講習

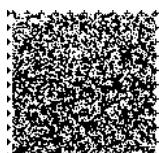
〈講習内容〉

- (1) 聴覚障害の基礎知識
- (2) 日本語の基礎知識
- (3) 社会福祉等の知識
- (4) 要約筆記の方法と技術など

〈費用〉 無料（ただし、テキスト代・教材費は実費）

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868



9. 税金の軽減・各種割引

税金

税の控除など 身 知 精

担当窓口 市民税課

以下のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

住民税の非課税・障害者控除

〈対象〉

身体障害者手帳所持者
愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

〈非課税基準・控除〉

令和2年度の住民税まで：前年中の合計所得金額が1,250,000円以下の方は住民税（市民税・都民税）が課税されません。

令和3年度の住民税から：前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の方は住民税（市民税・都民税）が課税されません。

控除名	控除内容	控除額
障害者控除 (注記)	本人や生計を一にする控除対象配偶者や扶養親族が障害者である場合 (「障害者」とは知的、身体、精神、戦傷病等の障害の認定を受けている方です。)	26万円
障害者控除【特別障害者】 (注記)	上記の方のうち、身体障害1、2級、精神障害1級、重度の知的障害者等の場合	30万円 同居特別障害者に該当する場合は23万円が加算されます。

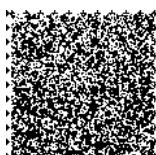
(注記)

障害者控除に該当するかどうかは、前年12月31日の状況で判断されます。

〈問合せ〉

市民税課（内線：11321～11328）

直通電話（042）460-9827



所得税等の障害者控除

〈対 象〉

身体障害者手帳所持者
愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

〈控除・免除の内容〉

納税者自身が障害のある方である場合、または同一生計配偶者及び扶養親族が障害のある方である場合には、障害者控除が受けられます。

なお、身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度または精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、特別障害者としてさらに控除を多く受けられます。(源泉徴収の場合、勤務先給与担当者に手帳の写しの提出が必要です。)

〈問合せ〉 東村山税務署

電話 (042) 394-6811

相続税の障害者控除

〈対 象〉

身体障害者手帳所持者
愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

〈控除・免除の内容〉

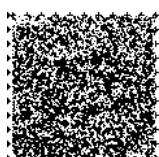
相続人が障害のある方であるときは、85歳になるまでの年数1年につき10万円、特別障害者の場合は20万円が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

〈問合せ〉 東村山税務署

電話 (042) 394-6811

9.

税金の軽減・各種割引



贈与税の非課税

〈対象〉

身体障害者手帳1、2級所持者
愛の手帳1、2度所持者
精神障害者保健福祉手帳1級所持者

〈控除・免除の内容〉

特定障害者、特別障害者及び障害者のうち精神に障害のある方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があった時は、その信託受益権の価格のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社などの営業所を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

〈問合せ〉 各信託会社などの営業所

利子等の非課税

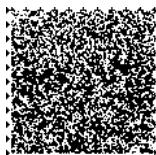
〈対象〉

身体障害者手帳所持者
愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

〈控除・免除の内容〉

預貯金等の利子等（マル優）及び国債・地方債の利子（特別マル優）が非課税になります。（マル優・特別マル優各元本350万円まで）

〈問合せ〉 預入等をする金融機関の営業所等



個人事業税の減免

〈対象〉

身体障害者手帳所持者
愛の手帳所持者
精神障害者保健福祉手帳所持者

〈控除・免除の内容〉

- 前年中における合計所得金額が370万円以下であり、障害者または障害者である扶養親族等を有する方の場合、税額が障害者1人につき5,000円(特別障害者は10,000円)減免されます。
- 個人事業税の各納期限までに申請してください。

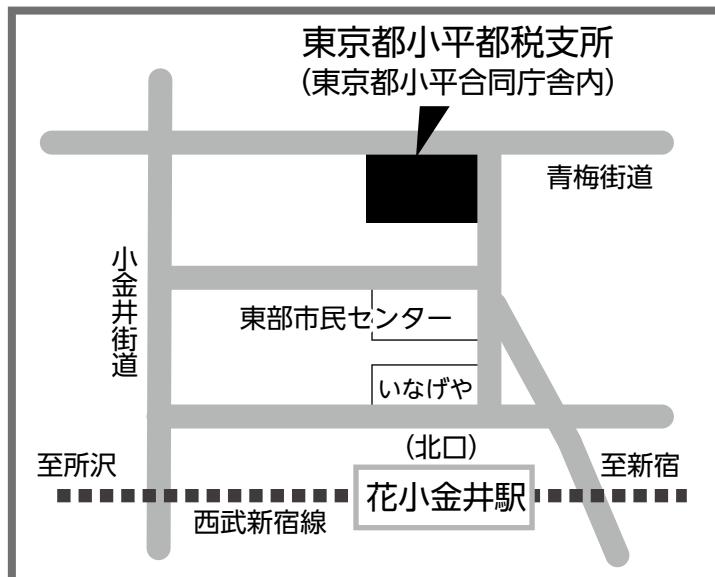
〈問合せ〉

立川都税事務所

電話 (042) 523-3171

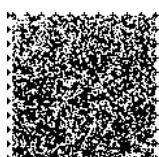
小平都税支所

電話 (042) 464-0070



9.

税金の軽減・各種割引



〈対 象〉

- ・身体障害者手帳下肢1～6級、体幹1～3,5級、上肢1,2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能1,2級、移動機能1～6級、視覚1～3級、4級の1、聴覚2,3級、平衡3,5級、音声・言語3級（喉頭摘出に係るものに限る）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸機能障害1,3,4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～3級、肝臓機能障害1～4級
- ・愛の手帳1～3度
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
(精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方に限る)
- ・戦傷病者手帳
該当する障害の程度は東京都自動車税コールセンター（03）3525-4066へお問い合わせください。

〈控除・免除の内容〉

- (1) 障害のある方又はその方と生計を同一にする方が自動車を所有し、専ら障害のある方のために使用する場合、各要件に該当すれば申請により減免を受けることができます。減免額は、自動車税種別割については年額45,000円まで（新規登録の場合は45,000円の月割）、自動車税／軽自動車税環境性能割については課税標準額300万円相当分までがそれぞれ上限になります。
- (2) 構造上専ら障害者の方に供するため、車いすの昇降装置・固定装置又は浴槽を装着する等特別仕様の自動車（車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」である8ナンバーの特種用途自動車）で現に当該自動車の使用の目的のために供されているものは申請により減免（全額）を受けることができます。

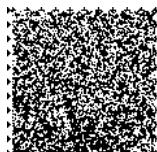
〈問合せ〉

9.

税金の軽減・各種割引

都税総合事務センター（自動車税コールセンター）**電話** (03) 3525-4066**立川都税事務所****電話** (042) 523-3171**小平都税支所****電話** (042) 464-0070

6月1日～3月31日まで翌年度の自動車税種別割について事前申請を受付しています。



〈対象〉

- ・身体障害者手帳所持者で、視覚1～3級、4級の1、聴覚2級、3級、平衡3級、5級、音声・言語3級（喉頭摘出に係るものに限る。）、上肢1級、2級、下肢1～6級、体幹1～3級、5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能1級、2級、移動機能1～6級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸、小腸機能障害1級、3級、4級、肝臓機能障害1～4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～3級
- ・愛の手帳1～3度所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

〈控除・免除の内容〉

以下の①－A・①－Bのどちらにも該当する場合か、②に該当する場合に減免が受けられます。

①－A 減免の申請をする軽自動車の所有者が、

- (1) 身体の障害により歩行が困難な者
- (2) 精神の障害により歩行が困難な者
- (3) 身体障害者等と生計を一にする者のいずれかであること

①－B 減免の申請をする軽自動車の運転者が、

- (1) 上記①－A (1)～(3) の者
- (2) 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る）を常時介護する者

のいずれかであること

②減免の申請をする軽自動車が専ら身体障害者等の利用に供する構造であること

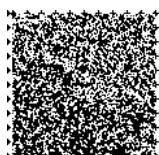
〈問合せ〉

減免申請の申込期限は納期限日（5月末日）です。なお、申請は未納付のものに限ります。申請期限を過ぎますと、申請が受けられなくなりますので充分余裕を持って手続きをしてください。必要書類等、詳しくは担当窓口にご連絡ください。

田無庁舎 4階

市民税課 (内線：11311、11312)

直通電話 (042) 460-9826



各種割引

市庁舎等駐車場の割引

担当窓口 総務課

庁舎及び市内公共施設の有料駐車場をご利用の際は、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を窓口でご提示すると、免除の対象となります。
免除を受ける場合は、各施設にてご確認のうえ、ご利用ください。
また、障害者用駐車場（無料）は、庁舎敷地に別途設けてありますので、警備員にお申し出ください。

〈問合せ〉

総務課田無庁舎管理係（内線：11212、11213）
直通電話（042）460-9812
総務課保谷庁舎管理係（内線：22109、22110）
直通電話（042）438-4001

廃棄物処理手数料の減免（市指定収集袋（ごみ袋）の配布）

身 知 精

担当窓口 ごみ減量推進課

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳（障害の程度が1級または2級）の所持者で市民税非課税世帯
- (2) 愛の手帳（障害の程度が1度または2度）の所持者で市民税非課税世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（障害の程度が1級または2級）の所持者で市民税非課税世帯

〈実施内容等〉

9.

可燃・不燃ごみ兼用袋、プラスチック容器包装類専用袋の配布

税金の軽減・各種割引

〈申請に必要なもの〉

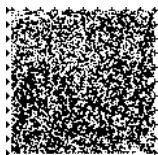
各障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※代理人が申請する場合は、委任状と、代理人の本人確認ができるものが必要です。

〈問合せ〉

ごみ減量推進課（内線：33201、33202、33203、33208、33209）

直通電話（042）438-4043



水道料金・下水道料金の減免

〈対象〉

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護等を受けている方

9.

税金の軽減・各種割引

〈減免の内容等〉

申請により水道料金は基本料金と1ヶ月あたり $10m^3$ まで、下水道料金は基本料金（1ヶ月あたり $8m^3$ まで）が免除されます。

〈問合せ〉 東京都水道局多摩お客さまセンター

固定電話からは (0570) 091-101 (ナビダイヤル)

携帯電話からは (042) 548-5110 または上記番号

FAX (042) 548-5115

下水道料金の減免（市の制度）

〈対象〉

市民税が非課税の世帯で以下のいずれかの手帳を持つ方が同居している世帯

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1・2度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

〈減免の内容等〉

申請により基本料金（1ヶ月あたり $8m^3$ まで）が免除されます。

〈問合せ〉

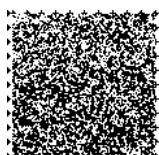
保谷東分庁舎 1階

下水道課（内線：22481、22482）

直通電話 (042) 438-4058

9.

税金の軽減・各種割引



次の場合、NHK 放送受信料が免除されます。

〈全額免除〉

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税である場合。

〈半額免除〉

次の場合は半額免除となります（NHK の放送受信契約者が世帯主の場合）。

- (1) 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または、聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主の身体障害者手帳の障害等級が1・2級である場合
- (3) 世帯主の愛の手帳が1・2度である場合
- (4) 世帯主の精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である場合

〈問合せ〉

障害福祉課（内線：21562 12317）

直通電話（042）420-2806

※市役所障害福祉課で免除事由の証明を受け、NHK に提出してください。

NHK が免除の決定をし、通知します。

〈対象〉

市内に住所を有し、通勤・通学のため月ぎめにより自転車駐車場を賃借する方のうち、以下のいずれかに該当する方

9.

税金の軽減・各種割引

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (2) 愛の手帳の交付を受けている方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

〈減免の内容等〉

公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営する市内の有料自転車駐車場の利用料の全部を助成します。なお、申請には各種手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかの提示が必要です。

〈問合せ及び申請先〉

保谷東分庁舎 2階

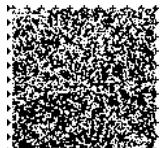
交通課（内線：22453、22455）

直通電話（042）438-4057

田無庁舎 2階

市民相談室（内線：11181、11182）

直通電話（042）460-9805



市営駐車場使用料の免除 身 知 精

〈対象〉

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈免除の内容等〉

駐車場使用料のうち、最大2時間分を免除します。手続きについては、アスタ市営駐車場内の事務所にて行います。各種手帳（身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳）いずれかをお持ちください。

〈問合せ〉

アスタ市営駐車場

電話（042）460-2117

郵便料金の免除・特例 身 知

郵便物

次の郵便物で開封のものは無料になります。

（1）点字郵便物

（点字のみを掲げたものを内容とするもの）

（2）特定録音物等郵便物

（盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物）

点字図書館、点字出版施設等の日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの。

なお、当該施設からの発送は原則としてその施設の配達を受け持つ郵便局とします。

9.

税金の軽減・各種割引

ゆうパック

（1）点字ゆうパック

（点字のみを掲げたものを内容とするもの）

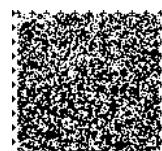
（2）聴覚障害者用ゆうパック

（ビデオテープその他の録画物を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの）

なお、当該施設からの差出は原則としてその施設の配達を受け持つ郵便局とします。

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円
サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ	
運賃額	520円	630円	730円	

重量 30kg以下



心身障害者用ゆうメール

身体に重度の障害がある方又は知的障害の程度が重い方と図書館（日本郵便株式会社が定める条件を満たした図書館）との間で発受されるものです。
重量については以下の表を参考にしてください。

重量	150 gまで	250 gまで	500 gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
運賃額	92円	110円	150円	180円	230円	310円

※運賃は全国均一です。

心身障害者団体の発行する定期刊行物

1回の発行部数が500部以上等の諸条件を満たす第三種郵便物で、心身障害者の福祉を図ることを目的とした定期刊行物（日本郵便株式会社が承認した場合に限る）は、低料第三種郵便物の料金が適用されます。

青い鳥郵便葉書

〈対象〉

重度の身体障がい者（1級又は2級の方）

重度の知的障がい者（療育手帳に「A」（又は1度、2度）の表記がある方）

〈減免の内容等〉

年1回、お一人につき20枚の通常郵便葉書を無料で配付します。

身体障害者手帳または療育手帳をご持参いただき、お近くの郵便局にお申込みください。

9.

郵送によるお申込の場合は、葉書の配達時に手帳の確認を行います。

税金の軽減・各種割引

〈受付期間〉

4月1日～5月31日まで

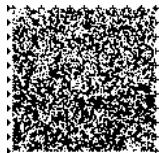
ただし、年度によって日程等が変更する可能性があります。お渡しは、4月下旬以降、郵送でお届けします。

〈問合せ〉 日本郵便株式会社 西東京郵便局

電話 (0570) 943-745（ガイダンスに従い③を選択してください）

FAX (042) 461-7505

※差出条件の詳細は、直接窓口にお問い合わせください。



〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方
- ・視覚障がい 1級～6級
 - ・肢体不自由
上肢 1級・2級
体幹機能障がい 1級・2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 1級・2級
 - ・聴覚障がい 2級・3級・4級・6級
 - ・音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障がい 3級・4級

(2) 愛の手帳、または療育手帳をお持ちの方

(3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(4) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいがある方

- ・視覚障がい 特別項症～第6項症
- ・肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症
- ・聴覚障がい 第2項症、第4項症
- ・音声機能、言語機能又は、そしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

〈減免の内容等〉

事前に申請すると、NTT104番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を申し出ることにより、番号案内利用料金が無料となります。

〈問合せ〉

NTT 東日本ふれあい案内事務局

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAXによるお問合せ先：フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

受付時間：平日午前9時～午後5時

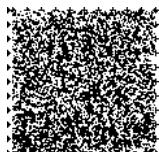
※土曜・日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く

9.

税金の軽減・各種割引

※ FAXによるお問合せ注意事項

- ・お問合せ内容・お客様のお名前・折り返しのファックス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- ・お申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。
- ・お客様が送信してから、3営業日以上折り返しがない場合は通信機器のトラブルが考えられますので再度送信をお願いします。
- ・050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAXは受付できません。
- ・申込書は郵送でお送りします。



10. 就労

職業相談・仕事

西東京市障害者就労支援センター 一歩 身 知 精 難

障害の種別にかかわらず、「企業就労」について、必要な情報提供をしながら相談・支援を行っています。

※求人紹介はしておりません。

〈相談時間〉

月曜日～金曜日、第一土曜日（午前9時～午後5時）

※土、日、祝日、年末年始休み

〈相談方法〉

事前に相談日時の予約が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

※なお、費用は無料となります。

〈問合せ〉

西東京市障害者就労支援センター 一歩

西東京市田無町4-17-14 フレンドリー1階

電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

ハローワーク（公共職業安定所） 身 知 精 難

〈対象者（1）〉

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳等をお持ちで、求職活動を行っている方

10.

就労

〈内 容〉

障害者等専門窓口

専門的な知識を持った職員が配置され、障害の特性や適性等に応じた就職支援を行っています。

障害者専門窓口は、都内17か所の全てのハローワークにあります。

※出先機関には障害者等専門相談窓口はありません。

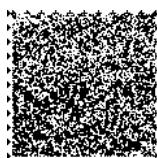
〈問合せ〉

ハローワーク三鷹・専門援助部門

電話 (0422) 47-8618 FAX (0422) 76-3490 (障害者窓口専用)

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/mitaka.html>



〈対象者（2）〉

就労を希望する難病の方

〈内 容〉

難病患者就職サポーター

症状の特性を踏まえた就労に向けた準備や、在職中に難病を発症した社員の雇用継続等の総合的な就労支援を行います。

※都内のハローワークでは、飯田橋及び立川に配置

※どちらも予約担当制につき、まずは電話等によりご連絡をお願いします。

〈問合せ〉

ハローワーク飯田橋・専門援助第二部門

電話 (03) 3812-8609 (部門コード 44#) FAX (03) 3813-5620

ハローワーク立川・専門援助部門

電話 (042) 525-8624 FAX (042) 521-4367

製造たばこ小売販売業の許可

〈対 象〉

身体障害者福祉法第4条に該当し、身体障害者手帳を所持する方

〈内 容〉

小売販売業の許可を受けようとするときは特例措置を受けることができます。詳細は以下問合せ電話番号へご連絡ください。

〈問合せ〉

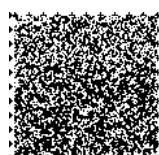
〈許可に関するご相談先〉

関東財務局理財部 理財第三課

電話 (048) 600-1121 FAX (048) 600-1227

10.

就労



東京障害者職業センター 身 知 精

〈内 容〉

障害のある方に対して職業相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援、うつ病などの精神疾患により休職している方の職場復帰支援（リワーク支援）等を行っています。また、事業主に対して雇用管理に関する相談・援助、関係機関に対して就業支援に関する助言・援助を行っています。

〈問合せ〉

東京障害者職業センター多摩支所

立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5階

電話 (042) 529-3341 FAX (042) 529-3356

東京障害者職業センター（上野本所）

台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階

電話 (03) 6673-3938 FAX (03) 6673-3948

職業訓練

東京障害者職業能力開発校 身 知 精

障害のある方の自立及び就職に必要な知識と技能を身につけ、社会で活躍できるよう、その能力に適応した知識・技能の習得を行います。

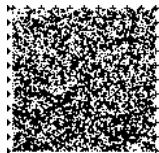
〈募集についての共通事項〉

身体障害、精神障害、発達障害および知的障害のある方で、次の要件すべてに該当している方

- (1) ハローワークに求職登録をしている方
 - (2) 障害もしくは症状が安定している方
 - (3) 集団生活に適応できる方
 - (4) 職業訓練の受講意欲と就職への意欲がある方
 - (5) 職業訓練を受講することにより職業的自立が見込まれる方
 - (6) 各科が設定した1日6～8時間の訓練を継続して受講できる方
- ※訓練科目によって、応募要件が違いますので、お問合せ下さい。

10.

就労



〈訓練科目〉

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィック DTP 科、ものづくり技術科、建築 CAD 科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科、就業支援科、実務作業科、OA 実務科

〈訓練期間〉

各科 1 年、ただし調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科は 6 か月、就業支援科は 3 か月

〈費 用〉

授業料、教科書代は無料、ただし作業服、資格試験受験料（一部科目）は自己負担

〈問合せ〉 東京障害者職業能力開発校

〒 187-0035 小平市小川西町 2-34- 1

電話 (042) 341-1427 FAX (042) 341-1451

ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>

国立職業リハビリテーションセンター 身 知 精

障害のある方々の就職に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

〈対 象〉

ハローワークに求職登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害、高次脳機能障害又は難病のある方（通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。）
- (2) 通所が可能な、精神障害、発達障害又は知的障害のある方

〈訓練科目〉

機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OA システム科、DTP・Web 技術科、経理事務科、OA 事務科、職域開発科、職業実務科

10.

就労

〈訓練期間〉

1 年間（ただし、就職内定等により早期修了する場合もあります）

〈費 用〉

無料（参考書・作業衣等を必要とする科は自己負担があります）

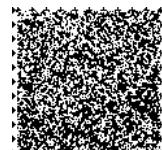
〈問合せ〉

国立職業リハビリテーションセンター
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

〒 359-0042 埼玉県所沢市並木 4- 2

電話 (04) 2995-1201 FAX (04) 2995-1277

ホームページ <https://www.nvrcd.jeed.go.jp/>



障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関等と連携し、セミナーや相談会、定着支援等の様々な事業を行っています。

・障害者雇用就業総合推進事業

ハローワークや地域の障害者就労支援機関、企業等の関係機関と連携して、障害のある方の一般就労に向けた普及啓発から就業相談、企業とのマッチング、職場定着までの各種事業を行います。

・東京ジョブコーチ支援事業

障害のある方が就職し新しい職場で円滑に働き続けることができるよう、また、雇用する企業がスムーズに受け入れられるように、都独自の「東京ジョブコーチ」が訪問し、障害者の作業適応支援や職場内の環境調整など、職場定着に向けた支援をします。

・障害者委託訓練事業

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業をはじめ社会福祉法人、NPO 法人、民間教育機関等、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

○知識・技能習得訓練コース（パソコン基礎・応用、清掃、軽食喫茶業務など）

○障害者向け日本版デュアルシステム（事務作業で必要なパソコン操作と職場実習など）

○実践能力習得訓練コース（事務補助、清掃など）

○e ラーニングコース（都内在住で通所困難な障害者等が対象。Web 制作実践講座など）

○在職者訓練コース（雇用継続に必要なパソコンスキルアップなど）

障害者雇用就業サポートデスク（東京しごとセンター 10 階）

電話 (03) 5211-5462

利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

障害者雇用を検討している企業の皆様や就職を希望する障害のある方等に、障害者の雇用就業に関する相談対応を行うとともに、職場体験実習や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業等の紹介、その他必要な情報を提供しています。（職業紹介はしていません。事前予約制です。）

10.

就労

〈問合せ〉

公益財団法人東京しごと財団総合支援部障害者就業支援課

〒 102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8 階

電話 (03) 5211-2681

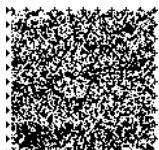
ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者雇用就業サポートデスク多摩

〒 190-0023 立川市柴崎町 3-9-2 東京しごとセンター多摩 3 階

電話 (03) 5211-5462

利用時間 月・水・金曜日 午前9時～午後5時



11. 子ども

保育

保育園入所および一時保育の利用に関すること

幼児教育・保育課

(田無庁舎) 田無第二庁舎2階

直通電話 (042) 460-9842 (内線: 11533、11534、11535)

学童クラブ入所に関すること

児童青少年課

(田無庁舎) 田無第二庁舎2階

直通電話 (042) 460-9843 (内線: 11541、11542、11543)

教育

特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校等

担当窓口 学務課

市立の小中学校には、支援が必要なお子さんについて、通常の学級に在籍し週1回1単位時間から週1回半日程度通って支援を受ける特別支援教室・通級指導学級と、毎日通学し、少人数体制で指導を受ける特別支援学級（固定制）とがあります。

また、都が設置している学校として、都立特別支援学校があります。

都立特別支援学校や固定制特別支援学級への就学・転学、特別支援教室や通級指導学級の利用などについて相談されたい方は、学務課就学相談にお問い合わせください。

市における学級・学校等につきましては、【障害のある児童・生徒のための学校一覧表】をご覧ください。

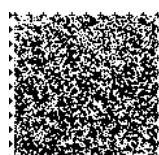
11.

子ども

〈問合せ〉

学務課就学相談 (内線: 12654、12655)

直通電話 (042)420-2837



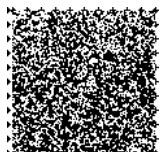
障害のある児童・生徒のための学校一覧表 身 知 精

特別支援学級（固定）

種別	設置者	学校名	設置学部	所在地	電話
A学級・B学級	市立	田無小学校	小	田無町四丁目5番21号	(042) 461-0046
		中原小学校		ひばりが丘二丁目6番25号	(042) 424-0083
		東小学校		東町六丁目2番33号	(042) 422-2202
		柳沢小学校		南町二丁目12番37号	(042) 468-3676
I学級・J学級		田無第一中学校	中	南町六丁目9番37号	(042) 461-1131
		保谷中学校		保谷町一丁目17番4号	(042) 463-2551
		ひばりが丘中学校		ひばりが丘三丁目2番42号	(042) 439-5546
		青嵐中学校		北町二丁目13番17号	(042) 425-2771

※A学級・I学級は、生活を題材に、生活の中で学び、個々の力を伸ばしていく経験を重視した教育を進める学級です。

B学級・J学級は、人間関係や集団参加など社会性を学び、自分の力をきちんと発揮できる「生きる力」を伸ばす学級です。



特別支援教室

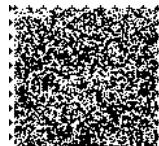
種別	設置者	学校名	設置学部	所在地	電話
L教室・S教室	市立	田無小学校	小	田無町四丁目5番21号	(042) 464-2111
		保谷小学校		保谷町一丁目3番35号	(042) 463-4511
		保谷第一小学校 ★		下保谷一丁目4番4号	(042) 422-4513
		保谷第二小学校		柳沢四丁目2番11号	(042) 463-4515
		谷戸小学校 ★		緑町三丁目1番1号	(042) 463-2661
		東伏見小学校 ★		東伏見六丁目1番28号	(042) 463-4517
		中原小学校		ひばりが丘二丁目6番25号	(042) 422-4518
		向台小学校		向台町二丁目1番1号	(042) 464-2112
		碧山小学校		中町五丁目11番4号	(042) 422-4521
		芝久保小学校		芝久保町三丁目7番1号	(042) 463-2869
		栄小学校		栄町二丁目10番9号	(042) 423-0276
		谷戸第二小学校		谷戸町一丁目17番27号	(042) 421-5051
		東小学校		東町六丁目2番33号	(042) 421-6009
		柳沢小学校		南町二丁目12番37号	(042) 465-2903
		上向台小学校		向台町六丁目7番28号	(042) 467-1151
		本町小学校		保谷町一丁目14番23号	(042) 467-5956
		住吉小学校		住吉町五丁目2番1号	(042) 423-4187
		けやき小学校 ★		芝久保町五丁目7番1号	(042) 464-2525
中学L教室・中学S教室		田無第一中学校	中	南町六丁目9番37号	(042) 462-2811
		保谷中学校		保谷町一丁目17番4号	(042) 463-2551
		田無第二中学校 ★		北原町二丁目9番1号	(042) 462-2812
		ひばりが丘中学校		ひばりが丘三丁目2番42号	(042) 439-5550
		田無第三中学校		西原町三丁目4番1号	(042) 462-2814
		青嵐中学校		北町二丁目13番17号	(042) 422-3615
		柳沢中学校		柳沢三丁目8番22号	(042) 463-5014
		田無第四中学校		向台町二丁目14番9号	(042) 465-6113
		明保中学校 ★		東町一丁目1番24号	(042) 421-3611

※ L教室・中学 L教室は、週1回、1単位時間程度の授業を基本とし、学習上の困難の背景に焦点をあて、一人ひとりの個別課題に取り組む教室です。 S教室・中学 S教室は、週1回、半日程度の授業で、小集団指導により、コミュニケーションや対人関係などの社会性を高める教室です。なお、小学校・中学校の発達段階に合わせた指導を行うため、L教室と中学 L教室、 S教室と中学 S教室の指導内容は異なります。 L教室・中学 L教室は全校に、 S教室・中学 S教室は★の付いた学校に設置されており、 S教室（小学校）は保護者等の送迎により通います。

通級指導学級

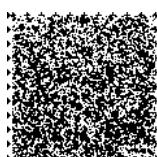
種別	設置者	学校名	設置学部	所在地	電話
のこ 教室 とば	市立	保谷小学校	小	保谷町一丁目3番35号	(042) 463-1282
		芝久保小学校		芝久保町三丁目7番1号	(042) 451-3030

※ことばの教室は、主に発音や吃音の改善を目指す指導を行っています。



特別支援学校

種別	設置者	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚障害者のための学校	都立	葛飾盲学校	幼・小・中	〒124-0006 葛飾区堀切7-31-5	(03)3604-6435
		八王子盲学校	幼・小・中・高・専	〒193-0931 八王子市台町3-19-22	(042)623-3278
		久我山青光学園	幼・小・中	〒157-0061 世田谷区北烏山4-37-1	(03)3300-6235
聴覚障害者のための学校	都立	大塚ろう学校	幼・小	〒170-0002 豊島区巣鴨4-20-8	(03)3918-3347
		大塚ろう学校 城東分教室	幼・小	〒136-0072 江東区大島6-7-3	(03)3685-9100
		大塚ろう学校 永福分教室	幼・小	〒168-0064 杉並区永福1-7-28	(03)3323-8376
		立川学園	幼・小・中・高・専	〒190-0003 立川市栄町1-15-7	(042)523-1358
		葛飾ろう学校	幼・小・中・高・専	〒124-0002 葛飾区西亀有2-58-1	(03)3606-0121
		中央ろう学校	中・高	〒168-0073 杉並区下高井戸2-22-10	(03)5301-3031
の肢体不自由者のための学校	都立	小平特別支援学校	小・中・高	〒187-0035 小平市小川西町2-33-1	(042)342-1671
		大泉特別支援学校	小・中・高	〒178-0061 練馬区大泉学園町9-3-1	(03)3921-1381
の学校のための知的障害者	都立	石神井特別支援学校	小・中	〒177-0045 練馬区石神井台8-20-35	(03)3929-0012
病弱者のための学校	都立	武蔵台学園 府中分教室	小・中	〒183-8561 府中市武蔵台2-8-29	(042)312-8115
		光明学園	小・中・高	〒156-0043 世田谷区松原6-38-27	(03)3323-8421
		光明学園 そよ風分教室	小・中・高	〒157-8535 世田谷区大蔵2-10-1	(03)5494-1238
		小平特別支援学校 武蔵分教室	小・中・高	〒187-0031 小平市小川東町4-1-1	(042)344-4537
		北特別支援学校 東大こだま分教室	小・中・高	〒113-0033 文京区本郷7-3-1	(03)3818-9939
		墨東特別支援学校 いるか分教室	小・中・高	〒104-0045 中央区築地5-1-1	(03)3547-5226



発達支援

西東京市児童発達支援センターひいらぎ

発達に遅れや心配のあるお子さんが、家庭や地域で健やかに育つよう支援します。

●相談

受付	要電話予約（受付時間／月～金曜日 午前9時～午後4時）		
相談	電話または来所等で、相談員がご相談をお受けします。		
対象	未就学児（0歳～）	学齢児（～18歳）	
内容	お子さんの状態に合わせて、各種専門職員が評価を行い、今後の方針を保護者様と一緒に考えます。	ご相談いただいた内容を丁寧に聞き取り、適切な支援先へおつなぎします。	

●発達支援（0～5歳児）

・児童発達支援事業

事業の種類	めだか（親子参加）グループ	くじら（単独療育）グループ	ぺんぎん（単独療育）グループ	まんぼう（課題別学習）グループ
対象年齢	2歳児	3～5歳児	保育園や幼稚園に通園している3～5歳児	保育園や幼稚園に通園している3～5歳児
日時	週1日（水曜日） 午前9時～午前10時15分 午前10時30分～ 午前11時45分	週4日（月・火・木・金） 午前9時30分～ 午後1時30分	週1日（火・金のいずれか） ※半年間 午前9時30分～午後1時	月2回（月・水・木・金のいずれか） 午後2時30分～午後4時 午前9時30分～ 11時30分（月のみ）
内容	親子で様々な集団活動をする中で、ことばや身体の発達を促します。	ひとりひとりの発達を踏まえ、集団活動や個別での指導を行います。 保護者の方と協力し合い、同じ視点をもってお子さんの成長を促していくグループです。	所属園と連携しながら、お子さんの集団生活での育ちを支えます。 基本的生活習慣と社会性の指導を行うグループです。	所属園と連携しながら、お子さんの集団生活での育ちを支えます。 小集団で課題を行い、「わかつて、やりきる」経験を積む中で、自信を育て、発達を促すグループです。
その他	児童発達支援事業による利用者負担あり	児童発達支援事業による利用者負担あり（無償化のため実費負担なし） 給食費実費負担あり	児童発達支援事業による利用者負担あり（無償化のため実費負担なし）	児童発達支援事業による利用者負担あり（無償化のため実費負担なし）

・個別療育

内容	発達に遅れや課題のあるお子さんに対して、言語発達・運動発達の評価、指導、経過観察を行います。
----	--

・フォローグループ

内容	相談後の年齢別グループ支援を行います。
----	---------------------

・保育所等訪問支援事業

内容	幼稚園・保育園に通っている、専門的且つ緊急的な支援を必要とするお子さんに対し、訪問支援員が所属園に訪問し支援を行います。
----	--

・地域支援事業

内容	幼稚園や保育園その他子育て関係機関対象に巡回訪問や学習会等、市民の方を対象にした発達に関する講座等を行います。
----	---

西東京市児童発達支援センターひいらぎ（月～金曜日 電話受付時間 午前9時～午後5時）
住吉町6-15-6 《住吉会館1階》 042-422-9897

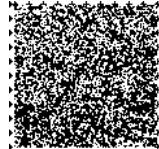
〈問合せ〉

住吉会館ルピナス1階

西東京市住吉町6-15-6

電話（042）422-9897

窓口時間 月～金曜日の午前9時～午後5時



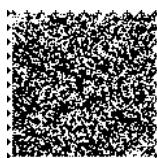
お子様のサービス

その他対象となる制度等

章	事業名	掲載ページ
4、日常生活支援	中等度難聴児の補聴器購入費の助成	47 ページ
4、日常生活支援	日常生活用具の中の「訓練いす」	48 ページ
5、手当・年金	障害児福祉手当(国の制度)	76 ページ
5、手当・年金	重度心身障害者手当(都の制度)	77 ページ
5、手当・年金	心身障害者福祉手当(市の制度)	78 ページ
5、手当・年金	難病者福祉手当(市の制度)	79 ページ
5、手当・年金	児童扶養手当(国の制度)	80 ページ
5、手当・年金	児童育成手当(育成手当) (都の制度)	80 ページ
5、手当・年金	児童育成手当(障害手当) (都の制度)	81 ページ
5、手当・年金	特別児童扶養手当(国の制度)	81 ページ
5、手当・年金	産科医療補償制度	85 ページ
6、医療	自立支援医療(育成医療)	89 ページ
6、医療	小児精神病入院医療費助成制度	92 ページ
6、医療	小児慢性疾患の医療費助成	92 ページ
6、医療	ひとり親家庭等医療費助成制度(都の制度)	93 ページ

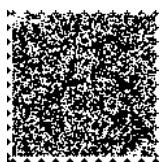
11.

子ども



× 七

11.



12. 施設・団体等

市内の障害者福祉施設・障害者福祉関係通所施設等

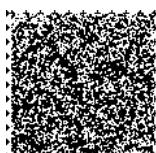
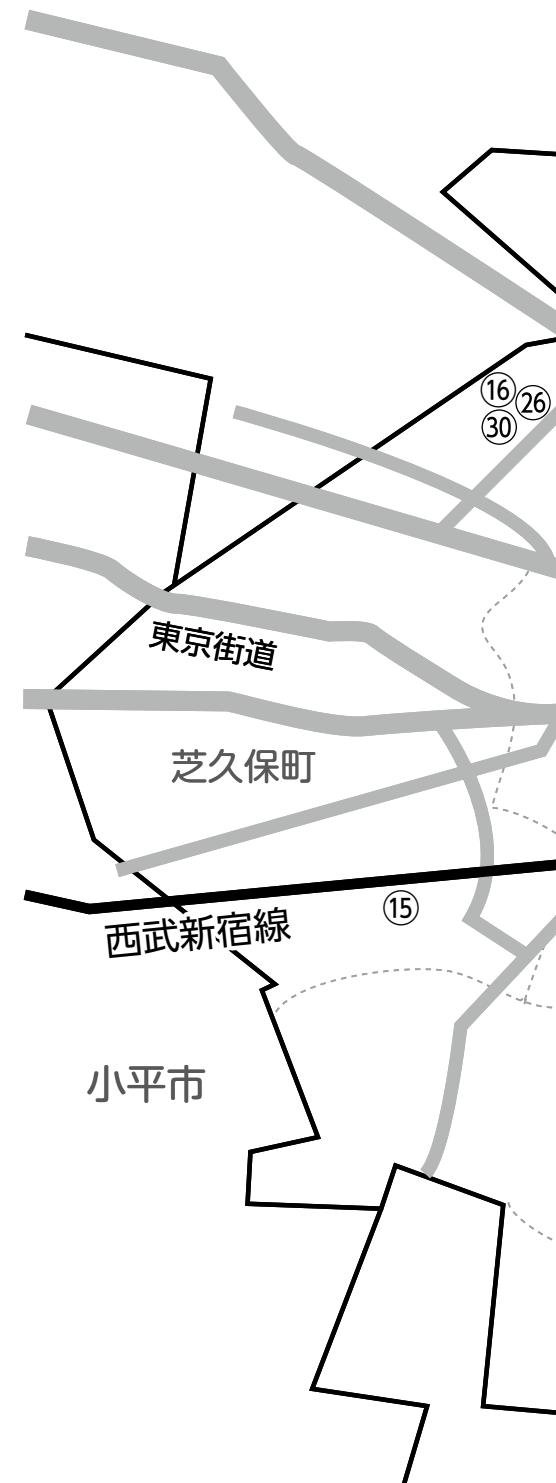
市内の障害者福祉施設

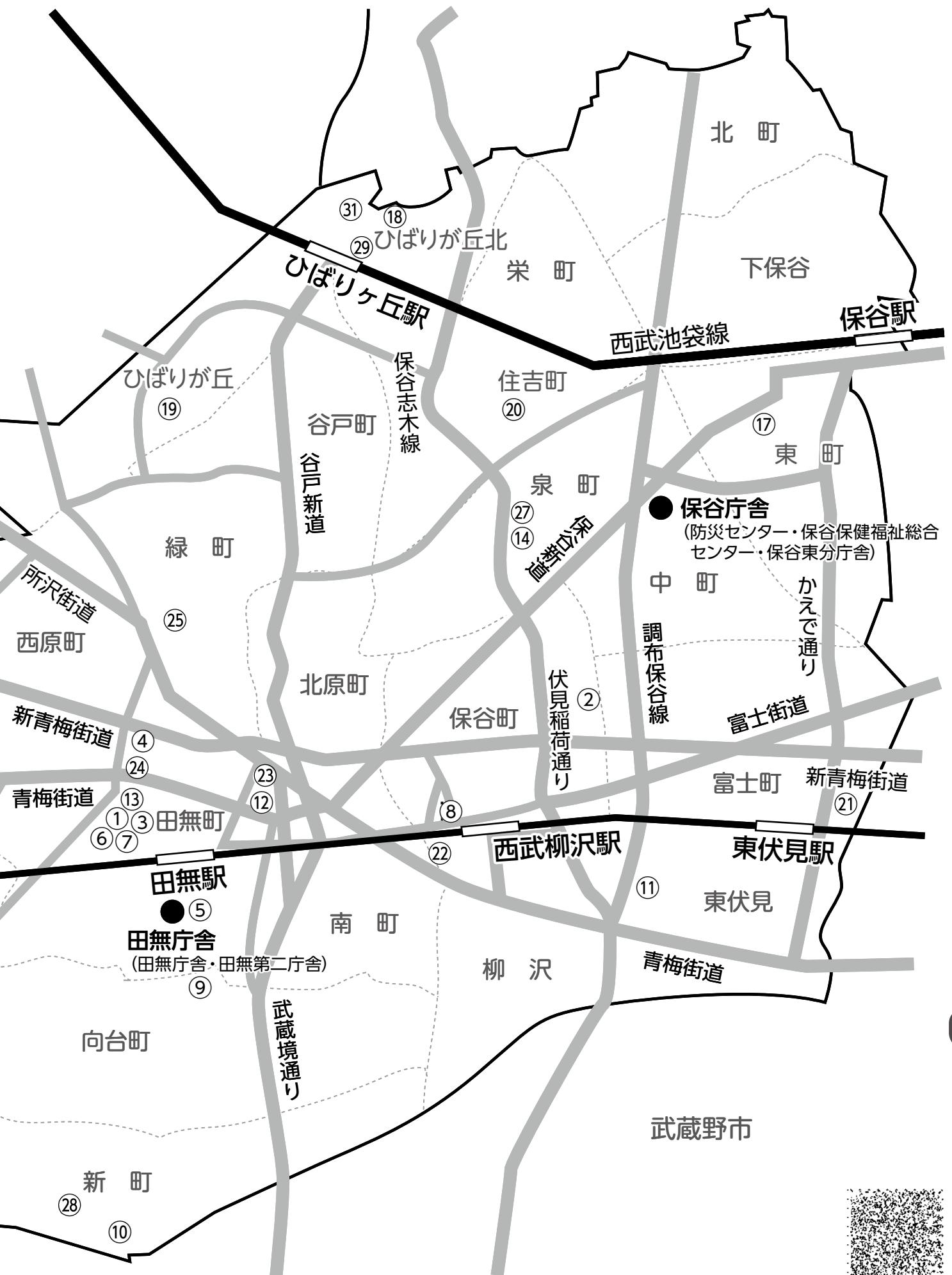
東久留米市

- ①西東京市障害者総合支援センター
フレンドリー 9
- ②西東京市保谷障害者福祉センター 150
- ③地域活動支援センター ハーモニー 150
- ④地域活動支援センター ブルーム 151
- ⑤西東京市基幹相談支援センター 151
- ⑥基幹相談支援センター えっぽく 151
- ⑦西東京市障害者就労支援センター 一歩 152

市内の障害者福祉関係通所施設

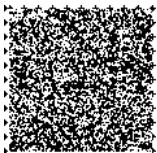
- ⑧ION 第1事業所（生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援） 152, 156, 159
- ⑨たんぽぽ（生活介護） 152
- ⑩ラシーネ西東京（生活介護・就労継続支援B型） 153
- ⑪どろんこ作業所（生活介護） 153
- ⑫P・F・P・C はたらきば（生活介護） 153
- ⑬Life Design あくと（生活介護） 153
- ⑭Life Design らふ（生活介護） 154
- ⑮みどり西東京（生活介護） 154
- ⑯生活介護ルーム（生活介護） 154
- ⑰うさぎのみみ（生活介護） 154
- ⑱YL ひばりが丘工房（就労継続支援B型） 155
- ⑲Life Design きゅりあ（就労継続支援B型） 155
- ⑳コミュニティルーム友訪（就労継続支援B型） 155
- ㉑ワークステーションウーノ 手作り工房めえ（就労継続支援B型） 156
- ㉒パッソ西東京（就労継続支援B型） 156
- ㉓たなし工房（就労継続支援B型） 157
- ㉔富士町作業所（就労継続支援B型） 157
- ㉕サンワーク田無（就労継続支援B型） 157
- ㉖クルール（就労継続支援B型） 158
- ㉗Life Design ゆにぞん（就労継続支援B型） 158
- ㉘就労支援つむぎ武蔵野ルーム（就労継続支援B型） 158
- ㉙ピュルエルワーク西東京（就労移行支援） 159
- ㉚カノン（就労移行支援） 159
- ㉛YL ひばりが丘カレッジ（生活訓練） 160





地域活動支援センター

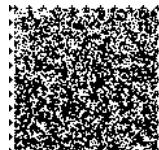
施設名	西東京市保谷障害者福祉センター				
内容	<p>【地域活動支援センター事業】 通所による日中活動と相談支援事業を実施しています。 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導のもと、リハビリを行います。また講師の指導のもと音楽療法や、創作的活動として陶芸教室・園芸教室等を行っています。 送迎・食事や入浴サービス、看護師による健康チェックも行っています。</p> <p>対象者 身体障害者手帳・高次脳機能障害者で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※18歳以上65歳未満 介護保険2号被保険者は要相談 ※入浴は介護保険対象者は対象外</p> <p>利用時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始休み ※利用の日程、利用時間は個別対応</p> <p>【その他の事業】 ・障害者の自主的活動等の支援 ・施設貸し出し</p> <p>対象者 西東京市民</p> <p>利用時間 施設貸し出しについては、西東京市ホームページ「公共施設予約システム」をご覧ください。</p>				
所在地	西東京市保谷町1-6-20				
問合せ	地域活動支援センター通所は、申請が必要です。 電話 (042) 463-9861 FAX (042) 463-9862 申請は障害福祉課へ 電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666				
施設名	地域活動支援センター ハーモニー				
内容	<p>活動内容 地域活動支援センター ハーモニーでは障害者総合支援法に基づき、障害のある方、そのご家族、関係機関等への相談支援を行っています。また、施設内にあるオープンスペースでは、地域に暮らす障害のある方の相談・交流の場、創作活動の機会を提供し、さまざまなプログラムや行事、レクリエーションなど活動支援を通して地域交流や普及啓発活動を実施しています。</p> <p>事業概要 ・地域活動支援センター1型事業（障害者相談支援事業） ・指定特定相談支援事業 ・指定一般相談支援事業（地域移行支援）</p> <p>対象者 ・18歳以上の主に精神障害、発達障害のある西東京市内在住の方 ・西東京市内の精神・神経・心療内科等への通院や障害福祉施設、サービス等を継続して利用されている方 ※オープンスペースを利用する方は登録の際、精神保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）や通院先医療機関の診察券等のご提示をお願いしております。</p> <p>利用時間 月、火、木、金曜日 午前10時～午後7時30分 水曜日 午後12時～午後6時 土曜日 午前10時～午後6時 ※日、祝日、年末年始休み</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー2階</td> </tr> <tr> <td>問合せ</td> <td>電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774</td> </tr> </table>	所在地	西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー2階	問合せ	電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774
所在地	西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー2階				
問合せ	電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774				



施設名	地域活動支援センター ブルーム
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 障害福祉サービスの利用についてや生活上の困り事など相談に応じます。必要に応じて関係各機関と連携します。 ・自立生活支援 自立した生活を希望している方に対してSST（ソーシャルスキルトレーニング）を取り入れて活動を行っています。 <p>対象者 障害のある方（主に知的障害、発達障害の方）</p> <p>利用時間 火、木、金曜日 午前10時30分～午後6時30分 水、土曜日 午前10時～午後5時30分 ※日、月、祝日、年末年始休み</p>
所在地	西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター3階
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086 メールアドレス bloom@mutukikai.or.jp

基幹相談支援センター

施設名	西東京市基幹相談支援センター(障害者虐待防止センター)
内容	障害福祉サービスに関することや、障害者虐待に関する相談、相談支援事業所へのバックアップ等を行っています。 平日 午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始休み
所在地	西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎1階 障害福祉課内
問合せ	電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666 メールアドレス f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp
施設名	基幹相談支援センター えぼっく
内容	身体障害・知的障害・精神障害など、障害の種別にかかわらず、日常生活や、障害福祉サービスの利用に関することなど、幅広くご相談に応じています。 利用時間 月～土曜日 午前9時～午後6時 ※日、祝日、年末年始休み ※発達障害の専門相談も行っています。詳しくは、お問合せください。
所在地	西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー1階
問合せ	電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076 メールアドレス epoch@friendly-nishitokyo.jp



就労支援センター

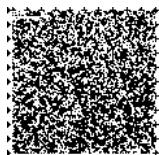
施設名	西東京市障害者就労支援センター 一歩
内容	障害の種別にかかわらず、「企業就労」について必要な情報提供をしながら相談・支援を行っています。 ※求人紹介はしておりません。 利用時間 月曜日～金曜日、第一土曜日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始休み事前に相談日時の予約が必要です。詳しくは、お問い合わせください。 ※なお、費用は無料となります。
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー1階
問合せ	電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

生活介護

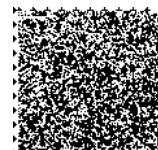
事業所名	ION第1事業所 (設置主体 一般社団法人ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。 作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。
事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者が安心して豊かな生活ができる施設

12.

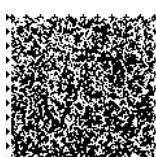
施設・団体等



事業所名	ラシーネ西東京	(設置主体 社会福祉法人靖和会)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援B型	
所在地	西東京市新町 4-7-1	
問合せ	電話 (0422) 56-8801 FAX (0422) 56-8817 E-mail racine@wing.ocn.ne.jp	
事業所の特徴	自閉症スペクトラムの方を中心にDMの封入、箱折り、制作等軽作業を中心に日中活動を行っております。月に1回余暇活動を行っています。	
事業所名	どろんこ作業所	(設置主体 特定非営利活動法人どろんこ会)
提供するサービス	生活介護	
所在地	西東京市東伏見 6-1-36	
問合せ	電話 (042) 461-8364 FAX (042) 460-8889 E-mail doronko@onyx.dti.ne.jp	
ホームページ	http://www.onyx.dti.ne.jp/~doronko/	
事業所の特徴	園芸・陶芸・アクセサリー作り、パソコン作業、販売活動を通じて地域と交流していくよう支援を行っています。	
事業所名	P・F・P・Cはたらきば	(設置主体 特定非営利活動法人ピープル ファースト東久留米)
提供するサービス	生活介護	
所在地	西東京市田無町 3-3-26 クレスト田無 1 階	
問合せ	電話 (042) 451-1510 FAX (042) 451-1510	
事業所の特徴	知的障害者の日中活動支援、生活支援	
事業所名	Life Design あくと	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児（者）通所事業	
所在地	西東京市田無町 4-17-14	
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail act@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	日常生活の支援、生産活動の機会、創作活動の提供・医療的ケアが必要な利用者に看護師による医療的ケアを提供しています。	

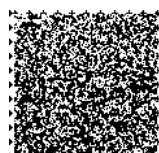


事業所名	Life Design らふ	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児（者）通所事業	
所在地	西東京市泉町 3-5-10	
問合せ	電話 (042) 439-8318 FAX (042) 439-8307 E-mail laugh@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	生産活動やレクリエーション活動をはじめとし、日常生活で必要な支援を提供しています。	
事業所名	みどり西東京	(設置主体 特定非営利活動法人 ゆうあいセンター)
提供するサービス	生活介護	
所在地	西東京市芝久保町 1-8-2	
問合せ	電話 (042) 452-3413 FAX (042) 452-3415 E-mail midori24@yu-ai-center.jp	
ホームページ	http://www.yu-ai-center.jp/	
事業所の特徴	グループでのドライブ、ウォーキングなどの外出活動の他に、利用者さん個々のニーズや好み、ペースに合わせた運動や創作活動、受注生産を行っています。利用者さんが毎日安心して楽しく過ごせるよう、あたたかい雰囲気で支援を行っています。	
事業所名	生活介護ルーモ	(設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	生活介護	
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内	
問合せ	電話 (042) 464-7538 FAX (042) 468-5673 E-mail sun-sakura@tiara.ocn.ne.jp	
ホームページ	http://www.sakura-no-sono.org/care/	
事業所の特徴	袋の制作、清掃の仕事に加え、音楽療法等のプログラムを提供しています。	
事業所名	うさぎのみみ	(設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児（者）通所事業	
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル 1F	
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net	
ホームページ	http://usagino-mimi.net	
事業所の特徴	医療的ケア児者や重症心身障害児者を主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。	

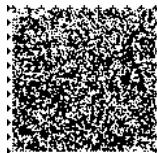


就労継続支援 B型

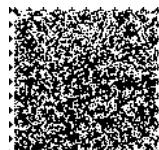
事業所名	YL ひばりが丘工房	(設置主体 一般社団法人 Your Lifestyle 研究所)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-6-26	
問合せ	電話 (042) 439-9009 E-mail yl.hibarigaoka.college@gmail.com	
ホームページ	http://ylhibarigaokacollege.localinfo.jp	
事業所の特徴	古本の販売。古着・雑貨の販売。	
事業所名	Life Design きゃりあ	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市ひばりが丘 3-1-23	
問合せ	電話 (042) 461-9816 FAX (042) 469-3608 E-mail job@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	①印刷物のセット・シール貼り・箱詰め等の軽作業②カフェでの接客・食器洗浄・調理補助③外部の建物清掃等を利用者個々の特性と可能性を尊重し提供しています。	
事業所名	コミュニティルーム友訪	(設置主体 特定非営利活動法人友訪)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市住吉町 6-11-16	
問合せ	電話 (042) 438-0091 FAX (042) 438-0091 E-mail c_room_yuuhou@yahoo.co.jp	
ホームページ	http://www.yuuhou.or.jp	
事業所の特徴	施設内軽作業をはじめ清掃、洗い場作業などの外勤作業のほかクリエーション、各種教室等の活動を通じた支援を行っています。	



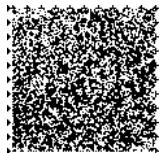
事業所名	ION 第1事業所 (設置主体 一般社団法人 ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援 B型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。 作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。
事業所名	ワークステーションウーノ 手づくり工房めえ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)
提供するサービス	就労継続支援 B型
所在地	西東京市富士町 4-14-12 ルミエール東伏見 203
問合せ	電話 (042) 452-6450 FAX (042) 452-6450 E-mail mee@uuno.org
ホームページ	http://www.uuno.org/
事業所の特徴	ワークステーションウーノは手づくり工房めえ・石窯パン工房ウーノ（☎ 042-452-6565）・おかし工房マーブル（☎ 042-469-7354）の三工房からなる事業所です。
事業所名	パッソ西東京 (設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
提供するサービス	就労継続支援 B型
所在地	西東京市柳沢 6-11-13
問合せ	電話 (042) 497-4841 FAX (042) 497-4851 E-mail passo@npomimoza.com
ホームページ	https://www.npomimoza.com
事業所の特徴	高次脳機能障害のある方の就労支援を行っています。ペット用ジャーキーの製造販売、軽作業請負をやっています。それぞれのニーズに合わせ、ステップアップを目指す等の様々な取り組みも行っております。



事業所名	たなし工房	(設置主体 特定非営利活動法人ハートフィールド)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市田無町 3-3-7-801	
問合せ	電話 (042) 468-3061 FAX (042) 452-8080 E-mail info@hartfield.or.jp	
ホームページ	http://www.hartfield.or.jp/	
事業所の特徴	主にゴルフボールの仕分け作業、自主製品などの内職作業、また、施設外での作業として清掃作業、接客作業を行っています。スポーツやレクリエーション活動を通じて社会性を身につけてもらっています。	
事業所名	富士町作業所	(設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市田無町5- 5-12	
問合せ	電話 (042) 462-1093 FAX (042) 497-4199 E-mail fujimachi-sagyousyo@bz01.plala.or.jp	
ホームページ	http://www.npomimoza.com	
事業所の特徴	ダイレクトメール封入、ギフト製品つめ合わせ、紙・ビニール一部加工、ポスティングなどの軽作業を行っています。	
事業所名	サンワーク田無	(設置主体 特定非営利活動法人燐燐会)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市緑町 1-8-3-102	
問合せ	電話 (042) 452-7401 FAX (042) 452-7402 E-mail Sun-work@r6.dion.ne.jp	
ホームページ	http://sun-work.org/	
事業所の特徴	軽作業を中心とした作業を行うほかにレクリエーションなどの余暇活動を通じて、社会活動へ参加を促す支援を行っています。	

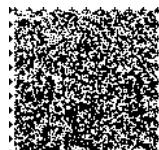


事業所名	クルール	(設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内	
問合せ	電話 (042) 467-1081 FAX (042) 468-5673 E-mail t2sakura@estate.ocn.ne.jp	
ホームページ	http://www.sakura-no-sono.org/employment_b/	
事業所の特徴	ダイレクトメールの封入・封緘、その他軽作業やリサイクル事業（小型家電の解体）を行っています。また、共生社会実現のため、地域に貢献出来る仕事を積極的に取り入れ、事業所の外でも、農業や清掃、企業内作業等を実施しています。	
事業所名	Life Design ゆにぞん	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市泉町 3-5-10	
問合せ	電話 (042) 439-8325 FAX (042) 439-8307	
ホームページ	https://www.mutsukikai.jp	
事業所の特徴	箱詰めなどの軽作業、自主生産品の製作や地域での清掃作業を、利用者各々のペースを尊重し提供しています。	
事業所名	就労支援つむぎ武蔵野ルーム	(設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	就労継続支援 B型	
所在地	西東京市新町 5-17-20 2F	
問合せ	電話 (042) 227-8377 FAX (042) 227-7274	
ホームページ	http://www.dronko.jp/	
事業所の特徴	カフェの運営、縫製業、農業、調理、コーヒー豆の焙煎など様々なお仕事の中からやりたいこと・得意なものを選んで挑戦いただきます。	



就労移行支援

事業所名	ピュルエルワーク西東京 (設置主体 合同会社ピュルエル)
提供するサービス	就労移行支援
所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-19 第5並木ビル3F
問合せ	電話 (042) 439-6660 FAX (042) 439-6661 E-mail mizokei@kojuken.com
ホームページ	https://work.puraile.com
事業所の特徴	訓練に農作業やフリマアプリを使った古物売買を取り入れています。
事業所名	ION第1事業所 (設置主体 一般社団法人ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。 作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。
事業所名	カノン (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	就労移行支援
所在地	西東京市西原町4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 452-7062 FAX (042) 452-3782 E-mail kanon@sakura-no-sono.jp
ホームページ	http://sakura-no-sono.org/
事業所の特徴	Cafe もぐもぐの森の運営と、清掃業務、ビジネスマナー講座を中心とした職業訓練を提供し、一般企業への就労をサポートしています。

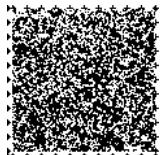


自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業所名	YL ひばりが丘カレッジ (設置主体 一般社団法人 Your Lifestyle 研究所)
提供するサービス	生活訓練
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-6-3
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246 E-mail yl.hibarigaoka.college@gmail.com
ホームページ	http://ylhibarigaokacollege.localinfo.jp
事業所の特徴	個々の必要性に応じて、様々なプログラムを実施しています。

12.

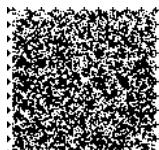
施設・
団体等



共同生活援助

知的障害者グループホーム

施設名	田無寮	電話番号	(042) 464-0244
設置主体	社会福祉法人 さくらの園		
施設名	自立生活企画生活寮	電話番号	(042) 462-5999
設置主体	特定非営利活動法人自立生活企画		
施設名	アットホームウーノ	電話番号	(042) 424-0354
設置主体	社会福祉法人ウーノ		
施設名	グループホーム マリーナ	電話番号	(042) 453-2300
設置主体	特定非営利活動法人地域福祉マリーナ		
施設名	ピッピ	電話番号	(042) 450-1139
設置主体	特定非営利活動法人 Pippi		
施設名	Life Design ほとり	電話番号	(042) 439-8375
設置主体	社会福祉法人睦月会		
施設名	グループホーム・しいの木	電話番号	(042) 497-6890
設置主体	株式会社ピュア・ハート		
施設名	アイリス	電話番号	(042) 439-9619
設置主体	特定非営利活動法人夢スユア		
施設名	Life Design らいみ	電話番号	(042) 452-7860
設置主体	社会福祉法人睦月会		
施設名	芝久保どろっぷす	電話番号	(042) 349-6950
設置主体	特定非営利活動法人こげら会		
施設名	グループホームにこっ	電話番号	(042) 439-4171
設置主体	特定非営利活動法人スマイルほうや		
施設名	ION 第1事業所グループホーム	電話番号	(042) 452-9420
設置主体	一般社団法人 ION		
施設名	憩いの家えんじえる	電話番号	(042) 439-8847
設置主体	株式会社アシスト		
施設名	グループホームあいだっく	電話番号	(03) 6276-3903
設置主体	株式会社アイダックデザイン		
施設名	ぽかぽかハウス	電話番号	(070) 8974-0369
設置主体	株式会社 new things		

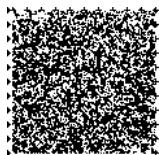


精神障害者グループホーム

施設名	グループホームサンワーク	電話番号	(042) 452-7401
設置主体	特定非営利活動法人燐燐会		
施設名	グループホームわんど	電話番号	(042) 452-8181
設置主体	特定非営利活動法人ハートフィールド		
施設名	グループホームもやい	電話番号	(042) 438-0091
設置主体	特定非営利活動法人友訪		
施設名	ミモザハウス	電話番号	(042) 497-5720
設置主体	特定非営利活動法人ミモザ		
施設名	YL ひばりが丘事業所	電話番号	(042) 439-9871
設置主体	一般社団法人 Your Lifestyle 研究所		
施設名	グループホーム メトロノーム	電話番号	(042) 452-3138
設置主体	医療法人社団薰風会		
施設名	グループホームこころゆたか	電話番号	(070) 2029-0533
設置主体	一般社団法人みらいと		
施設名	ぽかぽかハウス	電話番号	(070) 8974-0369
設置主体	株式会社 new things		

12.

施設・団体等

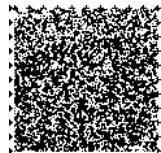


施設入所支援

事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者さんが安心して豊かな生活ができる施設

短期入所

事業所名	たまみずきハウス (設置主体 株式会社たまみずき)
提供するサービス	短期入所
所在地	西東京市北原町 1-38-2 2階
問合せ	電話 (042) 497-4899 FAX (042) 497-4899 E-mail house@tamamizuki-hibari.com
ホームページ	http://tamamizuki-hibari.com
事業所の特徴	知的障害者の利用が主になります。
事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者さんが安心して豊かな生活ができる施設



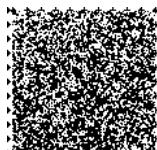
事業所名	ケアこげら西東京事務所 (設置主体 特定非営利活動法人 こげら会)
提供するサービス	短期入所
所在地	西東京市新町 1-14-10
問合せ	電話 (042) 349-6950 FAX (042) 349-6951 E-mail nishitokyo1504@kogera.jp
ホームページ	http://www.kogera.jp
事業所の特徴	知的障がい児・者を主な対象とする。
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
提供するサービス	短期入所
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580
ホームページ	http://yume-suyua.com
事業所の特徴	幅広い方を対象としております。

訪問系サービス

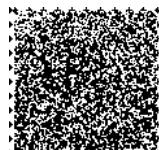
事業所名	介護支援事業所 ボランテ (設置主体 一般社団法人 ボランテ)							
所在地	西東京市ひばりが丘北 2-7-12 ラークヒルズ106							
問合せ	電話 (042) 439-3035 FAX (042) 439-3036 E-mail volante@fuga.ocn.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○			○			
事業所の特徴	同時に訪問介護も実施しております。							

12.

施設・団体等



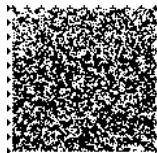
事業所名	ニチイケアセンター ひばりが丘 (設置主体 株式会社ニチイ学館)							
所在地	西東京市ひばりが丘北3-3-35 稲富ビル1F							
問合せ	電話 (042) 438-9455 FAX (042) 438-9457							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	—							
事業所名	ケアリツツ保谷 (設置主体 株式会社 ケアリツツ・アンド・パートナーズ)							
所在地	西東京市下保谷3-16-13 メゾンマルベリー101							
問合せ	電話 (042) 439-3516 FAX (042) 439-3517							
ホームページ	http://careritz.co.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	高齢者支援をメインとしております。介護保険との併用にも対応可能です。							
事業所名	ヘルパーステーションウーノ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)							
所在地	西東京市住吉町3-12-19							
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487 E-mail hs@uuno.org							
ホームページ	https://uuno.org							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	知的障害の方の支援を得意としています。緊急度の高い方を優先しております。							



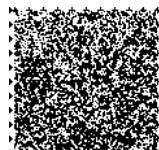
事業所名	ラヴィータ柳沢 (設置主体 株式会社 La Vita)							
所在地	西東京市保谷町3-25-12 KIKUYAビル1F							
問合せ	電話 (042) 452-0151 FAX (042) 452-0152							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○			○			
事業所の特徴	—							
事業所名	ニチイケアセンター 田無みなみ (設置主体 株式会社ニチイ学館)							
所在地	西東京市南町1-5-14 T's garden田無1階							
問合せ	電話 (042) 460-4070 FAX (042) 462-4900							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	—							
事業所名	合同会社徳有企画 (設置主体 合同会社徳有企画)							
所在地	西東京市向台町6-14-16							
問合せ	電話 (042) 497-6466 FAX (042) 497-6467 E-mail tokuyukikaku@basil.ocn.ne.jp							
ホームページ	http://www.tokuyukikaku.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○					○
事業所の特徴	—							

12.

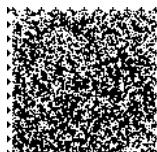
施設・団体等



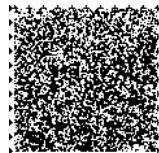
事業所名	特定非営利活動法人 生活援助為センター (設置主体 特定非営利活動法人 生活援助為センター)							
所在地	西東京市東町2-1-4 芹澤ハイツ101号							
問合せ	電話 (042) 425-5805 FAX (042) 425-5806 E-mail enjoy-nisitokyo@jade.dti.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
事業所の特徴	重度障害者（児）を中心に派遣を行う自立生活センターです。							
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)							
所在地	西東京市泉町2-17-18 NKビル203							
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580 E-mail yumesuyua.suisuikurabu@gmail.com							
ホームページ	http://yume-suyua.com							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
事業所の特徴	幅広い方を対象としております。							
事業所名	ハミング訪問介護事業所 (設置主体 特定非営利活動法人 アビリティクラ ブたすけあい保谷たすけあいワーカーズハミング)							
所在地	西東京市泉町3-12-25 パスレル保谷2階							
問合せ	電話 (042) 425-0383 FAX (042) 425-5901 E-mail acthamin@oak.ocn.ne.jp							
ホームページ	http://www.haming.ico.bz							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
事業所の特徴	—							



事業所名	訪問サービスいづみ (設置主体 社会福祉法人悠遊)							
所在地	西東京市泉町 3-15-28							
問合せ	電話 (042) 424-7514 FAX (042) 425-2662							
ホームページ	http://www.you-you123.com							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○		○				
事業所の特徴	介護保険を主体として行っており、障害サービスと併用してご利用できます。							
事業所名	エルダリーケア24西東京 (設置主体 株式会社日本エルダリーケアサービス)							
所在地	西東京市田無町 2-10-2 ルースター田無 4F							
問合せ	電話 (042) 451-7751 FAX (042) 451-7752 E-mail nishitokyo24@elderly.jp							
ホームページ	http://www.elderly.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○							
事業所の特徴	24時間訪問可能な事業所です。介護福祉士の資格を持った男性ヘルパーが中心となって温かなケアにあたります。							
事業所名	ライフサービス ぱーとなー (設置主体 有限会社ユピテル)							
所在地	西東京市田無町 3-3-7 海老澤第一ビル303							
問合せ	電話 (042) 452-9323 FAX (042) 451-9140							
ホームページ	http://www.ls-partner.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○		○	○			
事業所の特徴	登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者の登録をしております。							



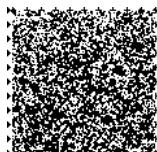
事業所名	ケア 21 西東京 (設置主体 株式会社ケア 21)							
所在地	西東京市田無町 3-3-8 共栄ビル 3 階							
問合せ	電話 (042) 452-0321 FAX (042) 463-7122 E-mail nishitokyo@care21.co.jp							
ホームページ	http://www.care21.co.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○			
事業所の特徴	—							
事業所名	あっとほーむ ヘルパーセンター (設置主体 有限会社あっとほーむ)							
所在地	西東京市田無町 4-23-7-104							
問合せ	電話 (042) 451-6507 FAX (042) 451-6508 E-mail athome04@eco.ocn.ne.jp							
ホームページ	http://nishitokyo.shop-info.com/ATHOME/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○		○	○			
事業所の特徴	—							
事業所名	アドヴァンスケア西東京 (設置主体 一般社団法人アドヴァンスケア)							
所在地	西東京市田無町 4-8-22 ビラ田無 102							
問合せ	電話 (042) 497-6861 FAX (042) 497-6862 E-mail info@advance-care.net							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度訪問介護	行動援護	重度包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	重度身体障がいを持った方が住み慣れた地域で生活をする為の支援をしています。							



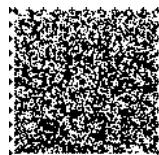
事業所名	自立生活企画 (設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画)							
所在地	西東京市田無町5-6-20 第二和光ビル202							
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	重度身体障害者の自立支援、知的障害者の地域移行支援を行っています。 24時間365日介護派遣を行っています。							
事業所名	株式会社 ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)							
所在地	西東京市田無町5-8-15							
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226 E-mail kea8180@cello.ocn.ne.jp							
ホームページ	http://www.care-kita.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○			
事業所の特徴	身体障害者・児をメインにご利用者の意向に沿ったサービスを提供しています。							
事業所名	グリーンリーフ西東京 (設置主体 株式会社ナカムラ・コーポレーション)							
所在地	西東京市田無町7-4-5 キャビンN202							
問合せ	電話 (042) 452-5216 FAX (042) 452-5217 E-mail Greenleaf_kyotaku_l@spice.ocn.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○						
事業所の特徴	男性スタッフ中心で支援を行っております。							

12.

施設・団体等



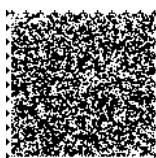
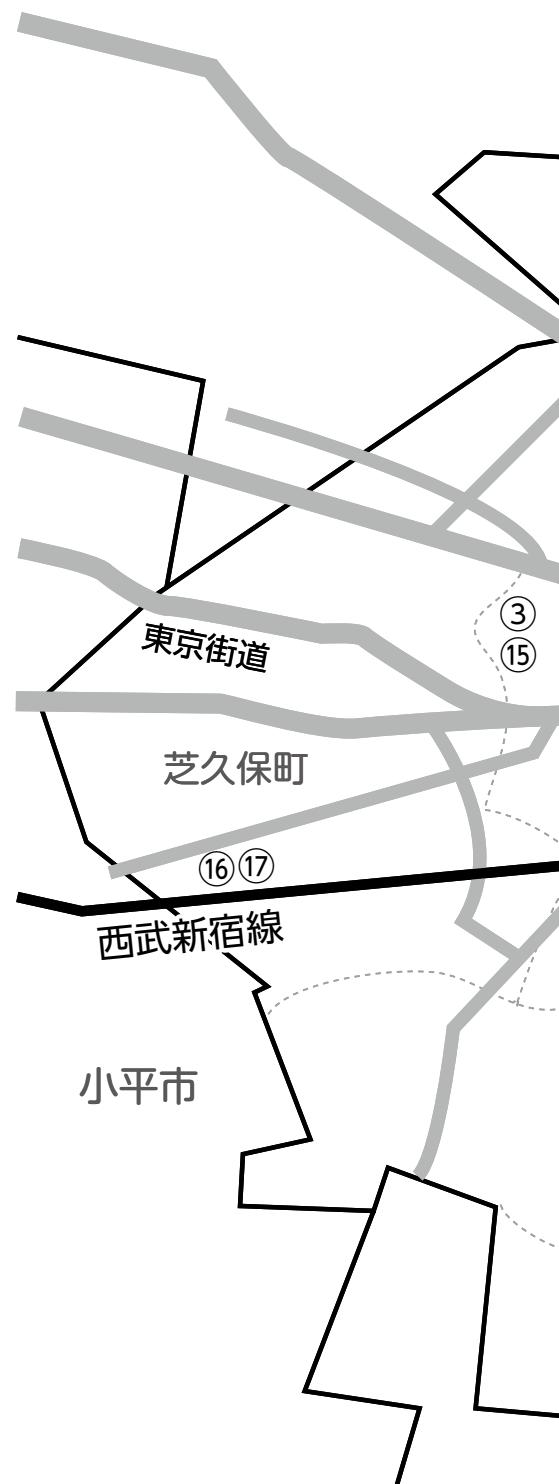
事業所名	NPO 法人ととろクラブ (設置主体 NPO ととろクラブ)							
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33							
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com							
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	障害児・者をメインに支援しています。							
事業所名	サンウェルズ西東京 ヘルパーステーション (設置主体 株式会社サンウェルズ)							
所在地	西東京市芝久保町 4-12-45							
問合せ	電話 (042) 497-5806 FAX (042) 497-5807 E-mail pdh.nishitokyo@sunwels.jp							
ホームページ	http://sunwels.jp/pdh/facility/pdhouse-nishitokyo/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○							
事業所の特徴	訪問介護、訪問看護ステーションを併設したパーキンソン病専門の有料老人ホームです。							

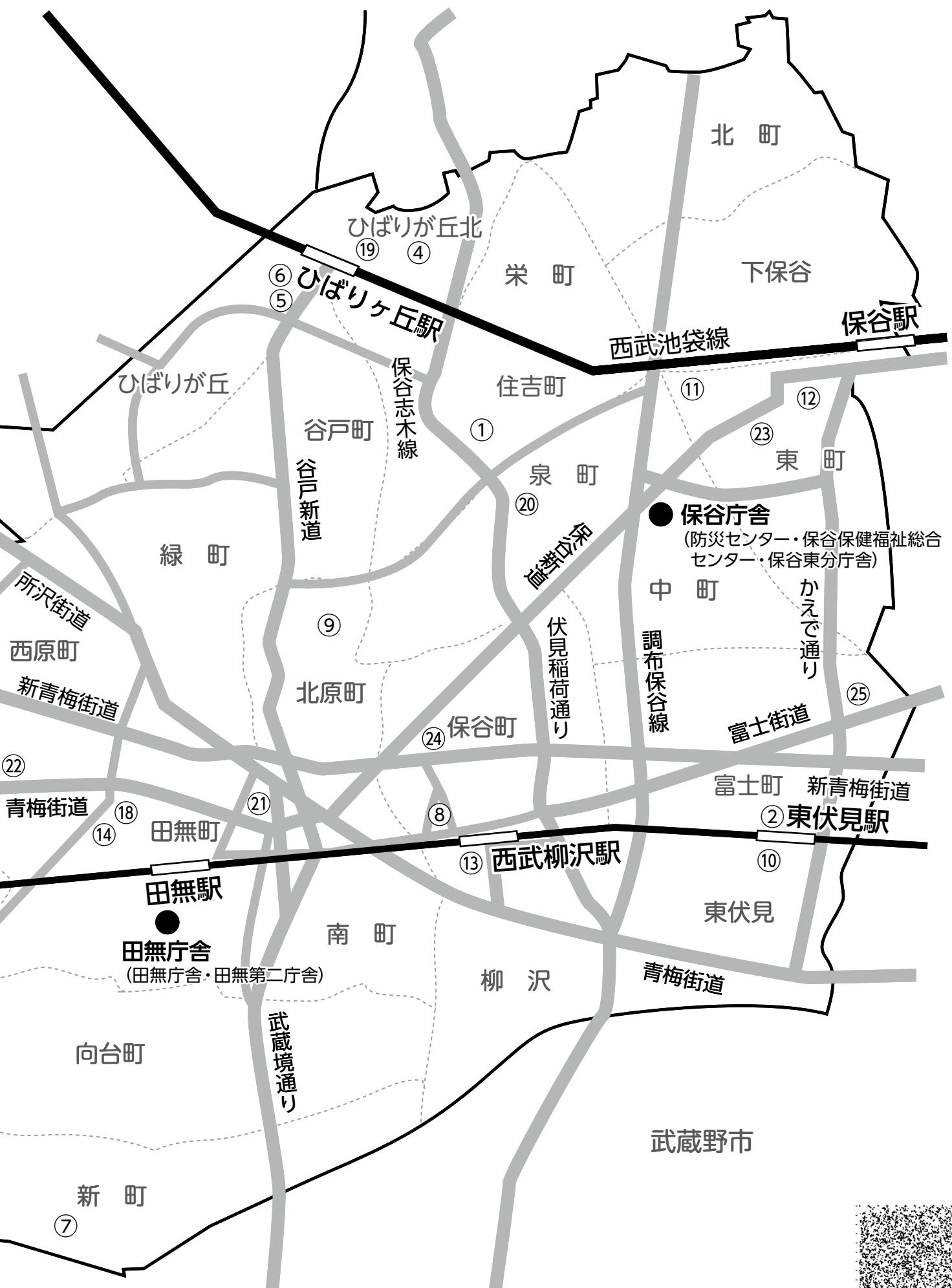


市内の障害児福祉関係通所施設

- ①西東京市児童発達支援センターひいらぎ
(児童発達支援)174
- ②コペルプラス東伏見教室 (児童発達支援)174
- ③児童発達支援事業みらい (児童発達支援)174
- ④ Pur aile ひばりが丘 (放課後等デイサービス)175
- ⑤シュプロスひばりが丘教室
(放課後等デイサービス)175
- ⑥シュプロスひばりが丘教室Ⅱ
(放課後等デイサービス)175
- ⑦発達支援つむぎ武蔵野ルーム (児童発達支援)175
- ⑧放課後等デイサービスあいおん
(放課後等デイサービス)176
- ⑨たまみずきひばり (放課後等デイサービス)176
- ⑩ウイング西東京 (放課後等デイサービス)176
- ⑪くまさん 保谷教室 (放課後等デイサービス)176
- ⑫児童デイ 月のうさぎ (放課後等デイサービス)177
- ⑬りばんU (放課後等デイサービス)177
- ⑭療育型放課後等デイサービスここいろ第2
(放課後等デイサービス)177
- ⑮療育型放課後等デイサービスここいろ第1
(放課後等デイサービス)177
- ⑯ととろキッズ (放課後等デイサービス)178
- ⑰ととろクラブ (放課後等デイサービス)178
- ⑱こぱんはうすさくら西東京教室
(児童発達支援・放課後等デイサービス)178
- ⑲放課後等デイサービス・ペヤール
(放課後等デイサービス)178
- ⑳Life design ういーる (放課後等デイサービス)179
- ㉑らいおんハート遊びリテーション児童デイラップあ田無
(児童発達支援・放課後等デイサービス)179
- ㉒らいおんハート遊びリテーション児童デイラップあ西東京
(児童発達支援・放課後等デイサービス)179
- ㉓うさぎのみみ (児童発達支援)179
- ㉔LITALICO ジュニア西武柳沢教室
(児童発達支援)180
- ㉕放課後等デイサービスウィズユー東伏見
(放課後等デイサービス)180

東久留米市



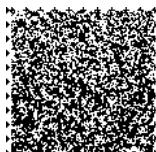


通所系（障害児）

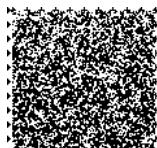
事業所名	西東京市児童発達支援センターひいらぎ（設置主体 西東京市）
内容	相談（ことば・からだ・発達全般） 個別療育・地域支援事業 児童発達支援（2・3・4・5歳児）
所在地	西東京市住吉町6-15-6 住吉会館ルピナス1階
問合せ	電話（042）422-9897 FAX（042）422-5375
ホームページ	https://www.city.nishitokyo.lg.jp
事業所の特徴	発達に関する相談や、療育、地域支援を行っています。 ・0～18歳のお子さんについて、発達に関する相談をお受けし、関係機関と連携して支援しています。 ・児童発達支援事業では、小集団によるグループ療育を行っています。 ・講座や説明会等、市民や関係機関に向けた事業を行います。
事業所名	コペルプラス東伏見教室（設置主体 合同会社アヴリオ）
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市富士町4-18-11 フジビル2F
問合せ	電話（042）452-3561 FAX（042）452-3562 E-mail higashi-fushimi@copelplus.copel.info
ホームページ	https://copelplus.copel.co.jp
事業所の特徴	主に0歳から小学校入学前までの障害児または発達の遅れが気になるお子様を対象としています。たくさんのコペルオリジナル教材を用いて、お子さまが楽しみながら多くの刺激を受けられる療育を提供し、発達を支援しています。
事業所名	児童発達支援事業みらい（設置主体 社会福祉法人睦月会）
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市田無町7-8-14
問合せ	電話（042）465-7890 FAX（042）452-3520 E-mail sazanka@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	放課後等デイサービスここいろと連携してライフステージをつないで行きます。

12.

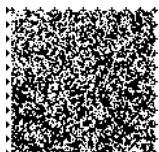
施設・団体等



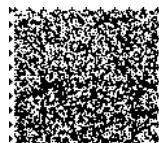
事業所名	Pur aile ひばりが丘 (設置主体 株式会社高齢者住環境研究所)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-7-14 メゾンウィステリア1階
問合せ	電話 (042) 438-8201 FAX (042) 438-8202 E-mail mizokei@kojuken.com
ホームページ	http://www.puraile.com/
事業所の特徴	毎日、日替わりで様々な講座を行っています。
事業所名	シュプロスひばりが丘教室 (設置主体 一般社団法人シュプロス)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市谷戸町 2-15-13 ペアパレスインひばりが丘 201
問合せ	電話 (042) 422-2671 FAX (042) 439-3062 E-mail hibarigaoka2@spros.jp
ホームページ	http://spros.jp
事業所の特徴	①1つでも多く自立できる事を増やし、 ②ありのままの自分を受け入れ、 ③人から愛される人物になる、 様に支援しています。
事業所名	シュプロスひばりが丘教室Ⅱ (設置主体 一般社団法人シュプロス)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市ひばりが丘 1-8-24 エリシオン 1F
問合せ	電話 (042) 439-3472 FAX (042) 439-3062 E-mail hibarigaoka2@spros.jp
ホームページ	http://spros.jp
事業所の特徴	小学校1年生～高校3年生まで対象・送迎あり
事業所名	発達支援つむぎ武蔵野ルーム (設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市新町 5-17-20 2F
問合せ	電話 (042) 227-7273 FAX (042) 227-7274
ホームページ	http://www.doronko.jp/
事業所の特徴	—



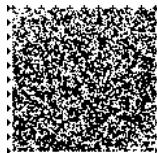
事業所名	放課後等デイサービス あいおん	(設置主体 一般社団法人 ION)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市保谷町 3-25-8	
問合せ	電話 (042) 452-9610 FAX (042) 452-9611 E-mail ion_houkago@yahoo.co.jp	
ホームページ	http://www.ion-aion.org	
事業所の特徴	就労準備に特化した事業所です。プログラム（絵画・しごと・運動）を通して就労に必要なスキル、自己コントロールができる力を身につけていくよう支援しています。令和4年度より小学1年生から対象となっています。	
事業所名	たまみずきひばり	(設置主体 株式会社たまみずき)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市北原町 1-38-2	
問合せ	電話 (042) 497-4850 FAX (042) 497-4850 E-mail kidsday@tamamizuki-hibari.com	
ホームページ	https://tamamizuki-hibari.com/	
事業所の特徴	レクリエーション、体操、工作などの集団活動を通して、社会性や協調性を養う支援を行っています。	
事業所名	ウイング西東京	(設置主体 特定非営利活動法人空の翼)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市東伏見 2-4-10	
問合せ	電話 (042) 452-3540 FAX (042) 452-3541 E-mail wing_nishitokyo@soranotsubasa.com	
ホームページ	http://soranotsubasa.com/	
事業所の特徴	調理実習、工作、絵画、音楽作業訓練、体幹訓練、教科学習、ルールゲームなどを通じて3つの力（生活力、余暇力（余暇を楽しむ力）、体験力）を伸ばすことをを目指し療育的な取組みを中心とした活動を行っています。	
事業所名	くまさん 保谷教室	(設置主体 くまさん合同会社)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市東町 2-9-7	
問合せ	電話 (042) 439-3399	
事業所の特徴	—	



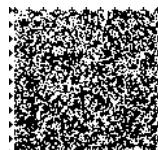
事業所名	児童デイ 月のうさぎ	(設置主体 有限会社ヒューマン福祉サービス)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市東町 3-5-5 イーストファイブビル 202	
問合せ	電話 (03) 5933-3463 FAX (03) 5933-3464 E-mail satokaze@sage.ocn.ne.jp	
ホームページ	https://www.tuki-no-usagi.com/	
事業所の特徴	主に発達障害の小中高生を対象に、料理療法の考えを取り入れたおやつづくりと外遊び、生活動作の支援に力を入れています。	
事業所名	りぼんU	(設置主体 特定非営利活動法人 ハンディキャップサポートすまいるウィズ)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市柳沢 6-4-3-106	
問合せ	電話 (042) 452-5026 FAX (042) 452-5027 E-mail ribbon-u@engle.ocn.ne.jp	
ホームページ	https://smilewith.tokyo/ribonu/	
事業所の特徴	小学生～高校生までを対象とし、小学生と、中高生で分けて活動。 小学生は外遊び中心の活動の中で、集団活動、体力作りにつながるプログラムを提供。 中・高生は、集団生活への適応や社会生活の向上などを目指し、様々な体験を通じ適切な支援を行なっています。	
事業所名	療育型放課後等デイサービス ここいろ第1	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市田無町7- 8-14	
問合せ	電話 (042) 465-7890 FAX (042) 452-3520 E-mail cocoiro@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	生活能力や社会経験向上のために療育活動や余暇活動を放課後や長期休暇中に提供しています。	
事業所名	療育型放課後等デイサービス ここいろ第2	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センターフレンドリー	
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail cocoiro@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	生活能力や社会経験向上のために療育活動や余暇活動を放課後や長期休暇中に提供しています。	



事業所名	ととろキッズ	(設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市芝久保町 2-22-32-102	
問合せ	電話 (042) 452-3469 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com	
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/	
事業所の特徴	車イスの児童を主に活動しています。お買い物を通して社会参加をしています。	
事業所名	ととろクラブ	(設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33	
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com	
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/	
事業所の特徴	お買い物を通して社会参加をしています。	
事業所名	こばんはうすさくら 西東京教室	(設置主体 株式会社 move)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	
所在地	西東京市田無町 4-17-18 ドミール田無 103 号、105 号室	
問合せ	電話 (042) 468-2620 FAX (042) 468-2630 E-mail copin.nisitokyo0601@outlook.jp	
ホームページ	http://copain-sakura.com	
事業所の特徴	放課後等デイサービスと児童発達支援の複合施設です。集団での活動をメインに療育を行っています。	
事業所名	放課後等デイサービス・ペヤール	(設置主体 株式会社ラズミ)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-3-29 ドルメンひばりが丘 102	
問合せ	電話 (042) 425-4088 FAX (042) 425-4088	
ホームページ	http://razm0315.wordpress.com	
事業所の特徴	主に障がい児を対象に、体幹トレーニングなど、体を強くするエクササイズを提供しています。	



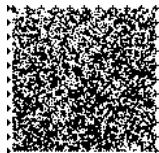
事業所名	Life Design ういーる	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	放課後等デイサービス (重症心身障害)	
所在地	西東京市泉町 3-5-10	
問合せ	電話 (042) 439-8358 FAX (042) 439-8307 E-mail wheel@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	小学生～高校生の重症心身障害児を対象としており、医療ケアを必要とする児童の受け入れもしています。	
事業所名	らいおんハート遊びリテーション児童デイラپあ田無	(設置主体 医療介護ケア協会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	
所在地	西東京市田無町 3-10-15	
問合せ	電話 (042) 452-5160 FAX (042) 452-5165 E-mail kids-tanashi@lion-heart.co	
ホームページ	https://lion-heart.co/kids/	
事業所の特徴	遊びの中に「運動 /SST/ 微細 /LST」などの療育要素を取り入れた支援に力を入れています。	
事業所名	らいおんハート遊びリテーション児童デイラپあ西東京	(設置主体 医療介護ケア協会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	
所在地	西東京市田無町 7-2-14 レフィナード 103 号室	
問合せ	電話 (042) 452-5681 FAX (042) 452-5682 E-mail kids-nishitokyo@lion-heart.co	
ホームページ	https://lion-heart.co/kids/	
事業所の特徴	遊びの中の療育実践をモットーに、毎日楽しいイベントを行っています。	
事業所名	うさぎのみみ	(設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	児童発達支援・重症心身障害児（者）通所事業	
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル 1F	
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net	
ホームページ	http://usagino-mimi.net	
事業所の特徴	医療的ケア児者や重症心身障害児者を主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。	



事業所名	LITALICO ジュニア西武柳沢教室	(設置主体 株式会社 LITALICO パートナーズ)
提供するサービス	児童発達支援	
所在地	西東京市保谷町 5-8-13 カーサビアンカ 2020 102-B	
問合せ	電話 (042) 460-3550 FAX (042) 460-3551	
ホームページ	http://junior.litalico.jp/school/tokyo/seibuyagisawa/	
事業所の特徴	発達が気になる未就学児のお子さまに、最適な学びを提供します。また、お子さまが通う保育園や幼稚園などを訪問し、連携を図ることで、お子さまの環境に向けた支援も提供しています。	
事業所名	放課後等デイサービス ウィズユー東伏見	(設置主体 株式会社ベイツリー)
提供するサービス	放課後等デイサービス	
所在地	西東京市富士町 2-10-15 シュ・モア東伏見1階 A号	
問合せ	電話 (042) 452-6700 FAX (042) 452-6700	
ホームページ	http://www.with-ac.com/shisetu/higashifushima/	
事業所の特徴	お子様達がリラックスしてのびのび過ごせるような放課後等デイサービスを目指しています。	

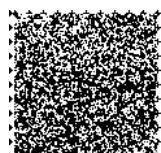
12.

施設・団体等



保育所等訪問支援

事業所名	コペルプラス東伏見教室 (設置主体 合同会社アヴリオ)
提供するサービス	保育所等訪問支援
所在地	西東京市富士町 4-18-11 フジビル 2 F
問合せ	電話 (042) 452-3562 FAX (042) 452-3562 E-mail higashi-fushimi@copelplus.copel.info
ホームページ	http://copelplus.copel.co.jp
事業所の特徴	発達が気になるお子様が通っている幼稚園や保育園、小学校や学童クラブ等に訪問します。個別教育に特化した教室だから出来る療育ノウハウを最大限に生かした訪問支援を行い、お子様のサポートだけではなく、園の先生方や保護者との連携に重点を置き、お子様の成長に繋げていきます。
事業所名	LITALICO ジュニア西武柳沢教室 (設置主体 株式会社 LITALICO パートナーズ)
提供するサービス	保育所等訪問支援
所在地	西東京市保谷町 5-8-13 カーサビアンカ 2020 102-B
問合せ	電話 (042) 460-3550 FAX (042) 460-3551
ホームページ	http://junior.litalico.jp/school/tokyo/seibuyagisawa/
事業所の特徴	発達が気になる未就学児のお子さまに、最適な学びを提供します。また、お子さまが通う保育園や幼稚園などを訪問し、連携を図ることで、お子さまの環境に向けた支援も提供しています。

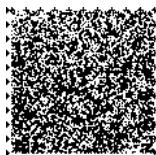


地域生活支援事業

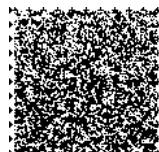
事業所名	ハミング訪問介護事業所 (設置主体 特定非営利活動法人アビリティクラブ たすけあい保谷たすけあいワーカーズハミング)			
所在地	西東京市泉町 3-12-25 パスレル保谷2階			
問合せ	電話 (042) 425-0383 FAX (042) 425-5901 E-mail acthamin@oak.ocn.ne.jp			
ホームページ	http://www.haming.ico.bz			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○		
事業所の特徴	—			
事業所名	株式会社ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)			
所在地	西東京市田無町 5- 8-15			
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226 E-mail kea8180@cello.ocn.ne.jp			
ホームページ	http://www.care-kita.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○		
事業所の特徴	移動支援についてはご利用者の文化活動などの社会生活、通所、通学への支援 または余暇活動などの社会参加のための支援を行っています。生活サポートについて は居宅での見守り、家事の支援などを児童・大人を含めて行っています。			
事業所名	訪問サービスいづみ (設置主体 社会福祉法人悠遊)			
所在地	西東京市泉町 3-15-28			
問合せ	電話 (042) 424-7514 FAX (042) 425-2662			
ホームページ	http://www.you-you123.com			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○			
事業所の特徴	—			

12.

施設・
団体等



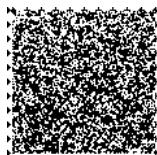
事業所名	ヘルパーステーション ウーノ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)			
所在地	西東京市住吉町 3-12-19			
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487 E-mail hs@uuno.org			
ホームページ	https://uuno.org			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○	○	○
事業所の特徴	大人の方のガイドヘルプのご利用が多いです。			
事業所名	NPO 法人ととろクラブ (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)			
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33			
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com			
ホームページ	https://totoroclub.or.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○		○	○
事業所の特徴	小規模ですが障害者をメインに事業を行っています。			
事業所名	自立生活企画 (設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画)			
所在地	西東京市田無町 5-6-20 第二和光ビル 202			
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○		
事業所の特徴	重度身体障害者の支援、知的障害者の地域移行支援を行っています。24 時間 365 日介護派遣を行います。			



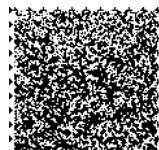
事業所名	特定非営利活動法人 生活援助為センター (設置主体 特定非営利活動法人 生活援助為センター)			
所在地	西東京市東町 2-1-4 芦澤ハイツ 101 号			
問合せ	電話 (042) 425-5805 FAX (042) 425-5806 Email enjoy-nishitokyo@jade.dti.ne.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○		
事業所の特徴	重度障害者(児)を中心に派遣を行う自立支援センターです。			
事業所名	Pippi (設置主体 特定非営利活動法人法人 Pippi)			
所在地	西東京市保谷町 5-6-21-213			
問合せ	電話 (042) 450-1139 FAX (042) 497-6185			
ホームページ	http://www.self-actualization-pippi.or.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○		○	
事業所の特徴	Pippiは「ノーマライゼーション」と「いつでもどこでも誰でも学べる」という生涯学習の理念にもとづいて、障がいのある人の学習文化活動の機会を提供することを目的にしています。			
事業所名	Life Design きゅりあ (設置主体 社会福祉法人睦月会)			
所在地	西東京市ひばりが丘 3-1-23			
問合せ	電話 (042) 461-9816 FAX (042) 469-3608			
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
			○	
事業所の特徴	—			

12.

施設・団体等



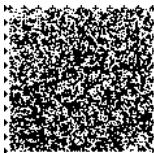
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)			
所在地	西東京市泉町 2-17-182-17-18 NKビル 203			
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○	○	
事業所の特徴	幅広い年齢層の方々を受け入れています。			
事業所名	ライフサービス パーとなー (設置主体 有限会社ユピテル)			
所在地	西東京市田無町 3-3-7 海老澤第一ビル 303			
問合せ	電話 (042) 452-9323 FAX (042) 451-9140			
ホームページ	http://www.ls-partner.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○		
事業所の特徴	高齢者支援（介護保険）をメインに行っている事業所です。ヘルパーの空き状況によってお受けしています。			
事業所名	アドヴァンスケア西東京 (設置主体 一般社団法人 アドヴァンスケア)			
所在地	西東京市田無町 4-8-22 ビラ田無 102 号			
問合せ	電話 (042) 497-6861 FAX (042) 497-6862			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○			
事業所の特徴	重度身体障がい・知的障がいを持った方々のサポートを行っています。			



事業所名	あっとほーむヘルパーセンター (設置主体 有限会社あっとほーむ)			
所在地	西東京市田無町 4-23-7-104			
問合せ	電話 (042) 451-6507 FAX (042) 451-6508 E-mail athome04@eco.ocn.ne.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○			
事業所の特徴	小規模ですが児童をメインに事業を行っています。			
事業所名	たまみずきハウス (設置主体 株式会社たまみずき)			
所在地	西東京市北原町 1-38-2 2 階			
問合せ	電話 (042) 497-4899 FAX (042) 497-4899・(042) 497-4850 (デイ) E-mail house@tamamizuki-hibari.com			
ホームページ	http://tamamizuki-hibari.com/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
			○	
事業所の特徴	月～土、基本的に放デイの始まる前までの預かりとなります。			
事業所名	ラヴィータ柳沢 (設置主体 株式会社 LaVita)			
所在地	西東京市保谷町 3-25-12 1 F			
問合せ	電話 (042) 452-0151 FAX (042) 452-0152			
ホームページ	http://www.cs-lavita.co.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	生活サポート	日中一時支援	緊急一時保護
	○			
事業所の特徴	—			

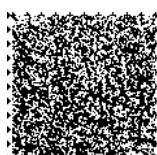
12.

施設・団体等



重症心身障害者

事業所名	Life Design あくと	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業	
所在地	西東京市田無町 4-17-14	
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail act@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	在宅の重症心身障害を持つ利用者に地域の中で健康管理、日常生活の支援を行っています。看護師による医療的ケアも実施しています。	
事業所名	Life Design らふ	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業	
所在地	西東京市泉町 3-5-10	
問合せ	電話 (042) 439-8318 FAX (042) 439-8307 E-mail laugh@mutukikai.or.jp	
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/	
事業所の特徴	医療的ケアが必要な利用者に対し、看護師による医療的ケアを提供しています。	
事業所名	うさぎのみみ	(設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業	
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル 1F	
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net	
ホームページ	http://usagino-mimi.net	
事業所の特徴	医療的ケア児者や重症心身障害児者を主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。	



計画相談支援事業所

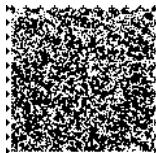
西東京市が指定する特定相談支援事業所一覧

●：地域移行支援指定（都）事業所
■：地域定着支援指定（都）事業所

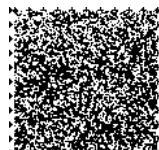
事業所名	地域活動支援センター ブルーム	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
主たる対象者	主に知的障害者	
所在地	西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター2階	
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086	
事業所名	地域活動支援センター ハーモニー	(設置主体 医療法人社団薰風会) ●
主たる対象者	精神障害者	
所在地	西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センターフレンドリー2階	
問合せ	電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774	
事業所名	自立生活企画	(設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画) ■
主たる対象者	特定なし	
所在地	西東京市田無町5-6-20 第2和光ビル202	
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955	
事業所名	ミモザ	(設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象	
所在地	西東京市南町2-5-8 ヴィラさつき101	
問合せ	電話 (042) 452-9202 FAX (042) 497-4088	
事業所名	相談支援センターさくら	(設置主体 社会福祉法人さくらの園)
主たる対象者	特定なし	
所在地	西東京市西原町4-5-6 西東京市西原総合教育施設内	
問合せ	電話 (042) 452-6005 FAX (042) 468-5673	

12.

施設・団体等



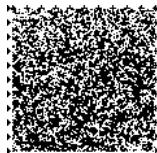
事業所名	株式会社ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)
主たる対象者	身体障害者
所在地	西東京市田無町5-8-15
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226
事業所名	相談支援センターたなし (設置主体 特定非営利活動法人ハートフィールド)
主たる対象者	精神障害者
所在地	西東京市田無町3-3-7-801
問合せ	電話 (042) 468-3061 FAX (042) 452-8080
事業所名	相談室こころ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者
所在地	西東京市住吉町3-12-19
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487
事業所名	ととろクラブ相談室 (設置主体 NPO法人ととろクラブ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者
所在地	西東京市芝久保町2-22-32-205
問合せ	電話 (042) 452-3467 FAX (042) 452-3468
事業所名	YLひばりが丘相談所 (設置主体 一般社団法人Your Lifestyle研究所)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市ひばりが丘北3-4-3-304
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246



事業所名	相談支援事業所ポラリス (設置主体 特定非営利活動法人こげら会)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市新町 1-14-10 こげらビル 1F
問合せ	電話 (042) 252-3103 FAX (042) 252-3197
事業所名	特定相談支援事業所 ワン・トップ (設置主体 合同会社総合福祉研究所)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市保谷町 2-10-12 菊池ビル 201
問合せ	電話 (042) 452-9099 FAX (042) 452-9099
事業所名	あいおん相談支援センター (設置主体 一般社団法人 ION)
主たる対象者	知的障害者
所在地	西東京市柳沢 1-15-3 都営柳沢 1 丁目アパート 3 号棟 110 号
問合せ	電話 (042) 497-6350 FAX (042) 497-6360
事業所名	ハピネス (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
主たる対象者	知的障害者
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580
事業所名	ゆいまーる (設置主体 一般社団法人 ゆいまーる)
主たる対象者	精神障害者
所在地	西東京市住吉町 4-8-19 住吉コーポ 102
問合せ	電話 (042) 430-0839 FAX (042) 430-0839

12.

施設・団体等

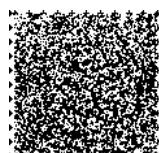


西東京市が指定する障害児相談支援事業所一覧

●：地域移行支援指定（都）事業所

■：地域定着支援指定（都）事業所

事業所名	地域活動支援センター ブルーム	(設置主体 社会福祉法人睦月会)
所在地	西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター2階	
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086	
事業所名	自立生活企画	(設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画) ●
所在地	西東京市田無町5-6-20 第2和光ビル202	
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955	
事業所名	相談支援センターさくら	(設置主体 社会福祉法人さくらの園)
所在地	西東京市西原町4-5-6 西東京市西原総合教育施設内	
問合せ	電話 (042) 452-6005 FAX (042) 468-5673	
事業所名	株式会社ケアワーク北多摩	(設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)
所在地	西東京市田無町5-8-15	
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226	
事業所名	相談室こころ	(設置主体 社会福祉法人ウーノ)
所在地	西東京市住吉町3-12-19	
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487	
事業所名	ととろクラブ相談室	(設置主体 NPO法人ととろクラブ)
所在地	西東京市芝久保町2-22-32-205	
問合せ	電話 (042) 452-3467 FAX (042) 452-3468	
事業所名	YLひばりが丘相談所	(設置主体 一般社団法人Your Lifestyle研究所)
所在地	西東京市ひばりが丘北3-4-3-304	
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246	



事業所名	相談支援事業所ポラリス (設置主体 特定非営利活動法人こげら会)
所在地	西東京市新町 1-14-10 こげらビル 1F
問合せ	電話 (042) 252-3103 FAX (042) 252-3197
事業所名	特定相談支援事業所 ワン・トップ (設置主体 合同会社総合福祉研究所)
所在地	西東京市保谷町 2-10-12 菊池ビル 201
問合せ	電話 (042) 452-9099 FAX (042) 452-9099
事業所名	あいおん相談支援センター (設置主体 一般社団法人 ION)
所在地	西東京市柳沢 1-15- 3 都営柳沢 1 丁目アパート 3 号棟 110 号
問合せ	電話 (042) 497-6350 FAX (042) 497-6360
事業所名	ハピネス (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580

障害者団体

市内には次のような団体があります。詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。
田無手をつなぐ親の会

西東京市保谷手をつなぐ親の会

西東京市田無身体障害者福祉協会

西東京市保谷身体障害者福祉協会

西東京市聴覚障害者協会

西東京市障がい者福祉をすすめる会

ほうやおもちゃ図書館

西東京市精神障害者家族会「小鳩会」

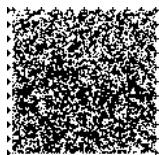
特定非営利活動法人 自立生活企画

特定非営利活動法人 生活援助為センター

さーくる縁

12.

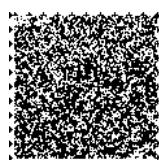
施設・団体等



ホームページのご紹介 身 知 精 難

福祉に関する施設・事業者等の情報が掲載されています。

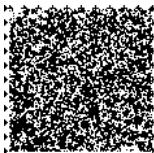
名称	ホームページ	ページについて
WAMNET (ワムネット)	https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/	福祉・保健・医療に関する制度・施策や、その取組み状況等に関する情報を分かりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。
東京都障害者サービス情報	https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/	東京都福祉保健局が運営しているサイトで、東京都内の事業所が検索できます。
福ナビ (とうきょう福祉ナビゲーション)	http://www.fukunavi.or.jp/	都民の方が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。
とうきょう ユニバーサルデザインナビ	https://www.udnavi.tokyo/	都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めたポータルサイトです。
全国重症児者 デイサービス・ネットワーク	http://www.jyuday.net/	主たる対象を重症心身障害児とする事業所、関係者の協力・連携のためのネットワークです。



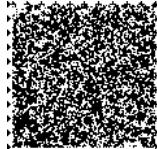
障害者福祉施策(事業別対象者)一覧表

○ … 該当します △ … 担当窓口でご相談ください

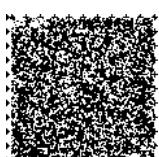
区分	2手帳	3 障害者総合支援法等 地域生活支援事業等												4 日常生活の支援 補装具等										5 手当・年金			
		25~33	34	35	36	37	38	39	40	42	46	47	48	50	51	51	51	60	64	76	76						
ページ	21	22	23	25~33	34	35	36	37	38	39	40	42	46	47	48	50	51	51	60	64	76	76	障害児福祉手当 (国の制度)	特別障害者手当 (国の制度)			
事業	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害福祉サービス	移動支援	生活サポート	日中一時支援	心身障害者一時保護施設	保谷地域活動支援センター	重症在宅心身障害児スパイト事業	知的障害者グループホーム	難病の方について	(購入費・修理費・支給受け料)	補聴器・補装具費の支給	中等度難聴児の助成	身体障害者補助犬の給付	在宅重度心身障害者(児)	重度脳性麻痺者介護	住宅設備改善費の給付	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)	重度心身障害者(児)
視覚障害	1級	○																						△	△		
	2級	○																						△	△		
	3級	○																						△			
	4級	○																						△			
	5級	○																									
	6級	○																									
聴覚・平衡機能障害	2級	○																						△	△		
	3級	○																						△			
	4級	○																						△			
身体障害者手帳	音声・言語そしゃく	3級	○																					△	△		
	4級	○																						△			
肢体不自由	1級	○						△	○														△	△			
	2級	○						△	○														△	△			
	3級	○						○	○														△	△			
	4級	○						○	○														△	△			
	5級	○						○	○														△	△			
	6級	○						○	○														△	△			
内部障害	1級	○						○	○														△	△			
	2級	○						○	○														△	△			
	3級	○						○	○														△	△			
	4級	○						○	○														△	△			
脳性麻痺								△																			
進行性筋萎縮症																											
愛の手帳(療育手帳)	1度	○						○	○	○													△	△			
	2度	○						○	○	○													△	△			
	3度	○						○	○	○													△	△			
	4度	○						○	○	○													△	△			
精神障害者保健福祉手帳	1級		○					○	○														△	△			
	2級		○					○	○														△	△			
	3級		○					○	○														△	△			
難病																	○	○									
所得制限																	有	有	有	有	有						
年齢制限								有	有	有	有	有	有	有								有	有	有	有		



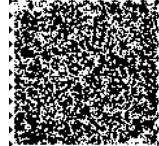
区分		5 手当・年金												6 医療												
ページ		77	78	78	79	80	80	81	81	82	83	84	84	85	86	87	88	89	89	90	90	91	91	92	92	小児慢性疾患の医療費助成
事業		重度 (都の制度) 心身障害者手当	心身障害者手当 (市の制度)	心身障害者手当 (市の制度)	難病者福祉手当	児童扶養手当 (国の制度)	児童扶養手当 (都の制度)	児童育成手当 (都の制度)	児童育成手当 (育成手当)	特別児童扶養手当 (障害手当)	障害基礎年金 (国民年金)	その他の障害年金	特別障害給付金	産科医療補償制度	心身障害者扶養共済制度	後期高齢者医療保険 (障害認定)	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療 (育成医療)	難病医療費等助成制度	特殊医療費助成制度	B型・C型肝炎 治療費助成制度	肝がん医療費助成制度	小児精神成病入院	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	○	○		△	△	○	△					○		○	○	△	△						
	聴覚・平衡機能障害	2級	△	○	○		△	△	○	△					○		○	○	△	△						
	筋骨格障害	3級			○		△								○		○		△	△						
	知能障害	4級				○													△	△						
	四肢不自由症	1級	△	○	○		△	△	○	△					○		○	○	△	△						
	心身障害	2級	△	○	○		△	△	○	△					○		○	○	△	△						
内部障害	音声・言語 そしゃく	3級	△		○		△								○		○		△	△						
	脳性麻痺	4級			○														△	△						
	進行性筋萎縮症	1度	△	○	○		△	△	○	△					△		△									
	愛の手帳 (療育手帳)	2度	△	○	○		△		○	△					○		○									
	精神障害者 保健福祉 手帳	3度	○	○			△		○	△					○		○									
	難病	4度		○																						
所得制限	所得制限	1級	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
	年齢制限	2級	有	有	有		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	



区分		6 医療		7 社会参加																				
ページ		93	93	95	96	97	98	99	99	100	100	101	102	103	104	106	107	107	108	109	109	109	110	
事業		ひとり親家庭等医療費 障害者の方の歯科医療機関	JR線の割引 都営交通の割引 民営バスの割引 西東京市コミュニティバスはなバス 旅客船・フェリーの割引 国内航空券の割引 有料道路の割引 タクシー運賃の割引 自動車運転教習費用の補助 自動車(市料金の助成 タクシー運賃の助成 自動車(市の制度)の助成 自転車(市料金の助成 自動車(市の制度)の助成 駐車禁止規制の除外 自動車改造費の助成 盲ろう者への通訳支援・介助者の 派遣 自動NPO法人等による 移動サービス ハンディキャップ・ けんき号の運行	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	本文参照	
身体障害者手帳																								本文参照
視覚障害		1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
聴覚・平衡機能障害		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音声・言語・しづく		3級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肢体不自由		4級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障害		1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脳性麻痺		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
進行性筋萎縮症		3級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛の手帳(療育手帳)		4度	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳		1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
難病		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得制限		3級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年齢制限		有																						
		有																						



区分		7 社会参加												9 税金の軽減・各種割引											
ページ		111	112	113	113	113	114	114	115	115	115	116	124~127	128	129	130	130	131	131	132	132	133	133	135	郵便料金の免除・特例 (電話番号案内での無料利用)
事業		E	N	J	O	Y	—	Y	—	U	S	P	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
視覚障害	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
身体障害者手帳	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	音声・言語 そしゃく	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
肢体不自由	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障害	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
脳性麻痺																									
進行性筋萎縮症																									
愛の手帳 (療育手帳)	1度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神障害者 保健福祉 手帳	1級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	難病																								
所得制限																									
年齢制限		有																							



さくいん

さくいん
さ

あ

あいおん（放課後等デイサービス）	176
ION 第1事業所（生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援・グループホーム）	152,156,159,161
あいおん相談支援センター	190,192
IT技術者在宅養成講座	121
愛の手帳	22
アイリス	161
青い鳥郵便葉書	134
アットホーム ウーノ	161
あっとほーむ ヘルパーセンター	169,186
アドヴァンスケア西東京	169,185
あんしん西東京	20

か

介護する家族などを支援するサービス	26
外出を援助する自動車での移動サービス	106
外出を支援するサービス	26
海上公園駐車場の無料利用	115
海上公園等の無料利用	115
家具等転倒防止器具取付け等サービス	50
学童クラブ入所に関すること	141
学務課（西東京市教育委員会）	16
家庭生活訓練事業	118
カノン（就労移行支援）	159
かわうそ水泳教室	109
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度	91

い

憩いの家えんじぇる（グループホーム）	161
一時滞在施設	71
一步（西東京市障害者就労支援センター）	136,152
移動支援事業	34,106
う	
ウイング西東京（放課後等デイサービス）	176
うさぎのみみ（生活介護・児童発達支援・重症心身障害者）	154,179,187

き

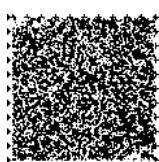
基幹相談支援センター	10,151
基幹相談支援センター えぼっく	10,151
吃音者の講座	120
技能習得に必要な経費	73
虐待の相談窓口	17
教育支援課（教育相談センター）	16
共同生活援助	161
救急代理通報等システム	64
緊急ネット通報	65

え

NHK受信料の免除	132
NTTふれあい案内	135
NPO法人等による自動車での移動サービス	107
えぼっく（基幹相談支援センター）	10,151
エルダリーケア24 西東京	168
ENJOY ニュースポーツ	111
お	
お子様のサービス	146
教えて！ペアレンツメンター	18
オストメイト社会適応訓練	121

く

くまさん 保谷教室（放課後等デイサービス）	176
グリーンリーフ西東京	170
クルール（就労継続支援B型）	158
グループホームあいだっく	161
グループホームこころゆたか	162
グループホームサンワーク	162
グループホーム・しいの木	161
グループホームにこつ	161
グループホーム マリーナ	161
グループホーム メトロノーム	162
グループホームもやい	162
グループホームわんど	162



け

ケア 21 西東京	169
ケアこげら西東京事務所（短期入所）	164
ケアリツツ保谷	165
ケアワーク北多摩	170,182,189,191

計画相談支援事業所	188
軽自動車税（種別割）の減免	129
下水道料金の減免（市の制度）	131
権利擁護センターあんしん西東京	20

こ

広域避難場所	67
公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課	140
後期高齢者医療保険（障害認定）	87
高次脳機能障害インフォメーション	11
高次脳機能障害専門ダイヤル	12
合同会社徳有企画	166
喉頭摘出者発声訓練	120

広報東京都の点字版・テープ版・デイジー版の郵送	55
国内航空券の割引	99
国立職業リハビリテーションセンター	139
ここいろ第1（放課後等デイサービス）	177
ここいろ第2（放課後等デイサービス）	177
個人事業税の減免	127
小平児童相談所	16
小平保健所	12
児童発達支援センターひいらぎ（児童発達支援）	15,145,174
こはんはうすさくら西東京教室（児童発達支援・放課後等デイサービス）	178

コペルプラス東伏見教室（児童発達支援・保育所等訪問支援）	174,181
------------------------------	---------

ごみの戸別訪問収集	72
コミュニケーション機器の貸し出し	57
コミュニケーションボード	表紙（裏）

コミュニティルーム友訪（就労継続支援B型）	155
-----------------------	-----

さ

さーくる縁	192
サービスの体系（障害者総合支援法）	24
サービスを利用するための手続きの流れ（障害のあるお子さんの場合）	30
サービスを利用するための手続きの流れ（障害のある方の場合）	28

災害避難時に支援が必要な災害時要援護者の登録制度 66

災害避難時に支援が必要な避難行動要支援者の安全を確保する体制を整備する制度 66

在宅重度心身障害者（児）入浴サービス 51

サポートステッカー 表紙（裏）

サンウェルズ西東京ヘルパーステーション 171

産科医療補償制度 85

サンワーク（グループホーム） 162

サンワーク田無（就労継続支援B型） 157

し

しいの木（グループホーム） 161

JR線の割引 95

歯科医療機関 93

市営駐車場使用料の免除 133

視覚障害者生活用具の販売・あっせん 53

視覚障害者のための講座 119

施設入所支援 163

自宅での暮らしを支援するサービス 25

市庁舎等駐車場の割引 130

自転車駐車場利用料の助成 132

児童デイ月のうさぎ（放課後等デイサービス） 177

児童育成手当（育成手当）（都の制度） 80

児童育成手当（障害手当）（都の制度） 81

自動車運転教習費用の補助 102

自動車改造費の助成 103

自動車税／軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 128

自動車燃料費の助成（市の制度） 100

自動車の購入に必要な経費 74

児童青少年課 16

児童扶養手当（国の制度） 80

市内の障害児福祉関係通所施設 172

市内の障害者福祉施設・障害者福祉関係通所施設等 148

芝久保どろっぷす（グループホーム） 161

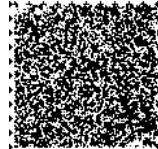
住居の移転等に必要な経費 73

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 39

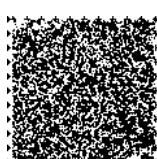
重症心身障害者 187

さくいん

さ



就職の支度に必要な経費	73
住宅使用料の特別減額	62
住宅設備改善費の給付	60
住宅増改築補修等に必要な経費	74
重度心身障害者手当（都の制度）	77
重度身体障害者救急代理通報等システム（都・市の制度）	64
重度身体障害者パソコン講習事業（IT技術者在宅養成講座）	121
重度脳性麻痺者介護	51
住民税の非課税・障害者控除	124
就労移行支援	159
就労継続支援B型	155
就労支援センター	152
就労支援つむぎ武蔵野ルーム	158
シュプロスひばりが丘教室（放課後等デイサービス）	175
シュプロスひばりが丘教室Ⅱ（放課後等デイサービス）	175
手話通訳者の配置	57
手話通訳者の派遣	56
手話通訳者養成講習会	122
障害基礎年金（国民年金）	82
障害児福祉手当（国の制度）	76
障害者虐待の相談窓口	17
障害者虐待防止センター（障害福祉課）	18
障害者サービス等を受けるために必要な経費	75
障害者サポートー養成講座	122
障害者自動車の購入に必要な経費	74
障害者スポーツ支援事業	108
障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾患）	42
障害者団体	192
障害者に関するマーク	裏表紙（裏）
障害者の方の歯科医療機関	93
障害者福祉施策（事業別対象者）一覧表	194
障害のあるお子さんを対象としたサービス	29
障害のある児童・生徒のための学校一覧表	142
障害福祉課	8
障害のある方を対象としたサービス	25
小児精神病入院医療費助成制度	92
小児慢性疾患の医療費助成	92
職業センター	138
職業能力開発校	138
所得税等の障害者控除	125
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	160
自立支援医療（育成医療）	89
自立支援医療（更生医療）	89
自立支援医療（精神通院医療）	88
自立生活企画	170,183,188,191,192
自立生活企画生活寮（グループホーム）	161
市立図書館	52
自立や就労を支援するサービス	27
心身障害者医療費助成（マル障）	86
心身障害者（児）施設緊急一時保護	37
心身障害者団体の発行する定期刊行物	134
心身障害者福祉手当（市の制度）	78
心身障害者福祉手当（都の制度）	78
心身障害者扶養共済制度	84
心身障害者用ゆうメール	134
身体障害者手帳	21
身体障害者電話使用料等の助成	51
身体障害者補助犬の給付	50,108
す	
水道・下水道使用料の減免	131
スポーツ施設等の利用の減免	109
スポーツ相談窓口	112
住まいの場で生活を支援するサービス	27
せ	
生活援助為センター	167,184,192
生活介護	152
生活介護ルーム（生活介護）	154
生活サポート（見守り）	35
生活福祉資金の貸与	72
精神障害者グループホーム	162
精神障害者保健福祉手帳	23
製造たばこ小売販売業の許可	137
税の控除など	124
全国重症児デイサービス・ネットワーク	193
全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	19



そ

相続税の障害者控除	125
相談支援事業	32
相談支援事業所	11,188
相談支援事業所ポラリス	190,192
相談支援センターさくら	188,191
相談支援センターたなし	189
相談室 こころ	189,191
贈与税の非課税	126
その他の障害年金	84

つ

通級指導学級	143
通所系（障害児）	174
て	
手当	76
手づくり工房 めえ（就労継続支援B型）	156

た

代理投票・点字投票	116
タクシー運賃の割引	101
タクシー料金の助成（市の制度）	101
たなし工房（就労継続支援B型）	157
田無手をつなぐ親の会	192
田無寮（グループホーム）	161
多摩総合精神保健福祉センター	12
たまみずきハウス（短期入所）	163,186
たまみずきひばり（放課後等デイサービス）	176
多摩六都科学館施設利用料 障害者減免について	113
短期入所	163
たんぽぽ（生活介護・施設入所支援・短期入所）	152,163

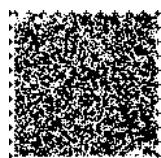
と

東京障害者職業センター	138
東京障害者職業能力開発校	138
東京都ガイドセンター	53
東京都小平児童相談所	16
東京都在宅重症心身障害児（者）等訪問事業	63
東京都手話通訳者等養成講習会	123
東京都障害者休養ホーム	112
東京都障害者サービス情報	193
東京都障害者スポーツセンター	109
東京都障害者スポーツ大会	110
東京都障害者福祉会館	19
東京都心身障害者福祉センター	11
東京都多摩小平保健所	12
東京都多摩難病相談・支援室	14
東京都難病相談・支援センター	13
東京都難病ピア相談室	14
東京都発達障害者支援センター	13
東京都要約筆記者養成講習会	123
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	12
とうきょうユニバーサルデザインナビ	193

ち

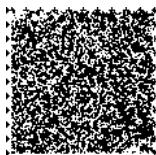
地域活動支援センター ハーモニー	10,150,188
地域活動支援センター	10,38,150
地域活動支援センター ブルーム	10,151,188,191
地域生活支援事業等	34,182
知的障害者グループホーム	161
知的障害者グループホーム家賃助成事業	40
駐車禁止規制の除外	104
中等度難聴児の補聴器購入費の助成	47
中途失聴者・難聴者手話講習会	117
中途失明者緊急生活訓練事業	119
聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧	59
聴覚障害者向け映像ライブラリー事業	58
聴覚障害に関する相談	58

都営交通の割引	96
都営住宅の募集と使用料特別減額	61
都議会だよりの点字版・テープ版・デイジー版の郵送	56
特殊医療費助成制度	90

さくいん
さ

特定相談支援事業所 ワン・トップ	190,192
特別支援学級（固定）	142
特別支援学校	144
特別支援教室・特別支援学級・特別支援教室等	141
特別支援教室	143
特別児童扶養手当（国の制度）	81
特別障害給付金	83
特別障害者手当（国の制度）	76
読話講習会	117
都市再生機構 UR 賃貸住宅の申込優遇制度	63
図書館のハンディキャップサービス	52,53
ととろクラブ相談室	189,191
都立公園等の無料入場	113
都立公園等駐車場の無料利用	114
都立文化施設、体育施設等の無料利用等	114
ととろキッズ（放課後等デイサービス）	178
ととろクラブ（放課後等デイサービス）	171,178,183
戸山サンライズ（全国障害者総合福祉センター）	19
どろんこ作業所（生活介護）	153
な	
生業を営むために必要な経費	73
難病医療相談会	15
難病医療費等助成制度	90
難病者福祉手当（市の制度）	79
難病の方について	42
に	
にこっ（グループホーム）	161
西東京市が指定する障害児相談支援事業所一覧	191
西東京市が指定する特定相談支援事業所一覧	188
西東京市基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）	10,151
西東京市教育委員会 学務課	16
西東京市教育委員会 教育支援課（教育相談センター）	16
西東京市児童発達支援センターひいらぎ	15,145,174
西東京市コミュニティバス はなバス	98
西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 地域福祉推進係	19
西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課	
西東京ボランティア・市民活動センター	19
西東京市社会福祉協議会福祉支援課 権利擁護係	20
西東京市社会福祉協議会福祉支援課 サービス提供係	20
西東京市手話通訳者養成講習会	122
西東京市障害者就労支援センター 一歩	136,152
西東京市障害者スポーツ支援事業	108
西東京市障害者総合支援センター フレンドリー	9
西東京市障がい者福祉をすすめる会	192
西東京市精神障害者家族会「小鳩会」	192
西東京市田無身体障害者福祉協会	192
西東京市聴覚障害者協会	192
西東京市のスポーツ施設等の利用の減免	109
西東京市保谷障害者福祉センター	10,38,150
西東京市保谷身体障害者福祉協会	192
西東京市保谷手をつなぐ親の会	192
ニチイケアセンター 田無みなみ	166
ニチイケアセンター ひばりが丘	165
日常生活情報点訳等サービス	55
日常生活用具の給付	48
日中一時支援	36
日本点字図書館のサービス	54
ね	
年金	82
は	
ハーモニー	10,150,188
廃棄物処理手数料の減免（市指定収集袋（ごみ袋）の配布）	130
パッソ西東京（就労継続支援 B 型）	156
発達支援つむぎ武蔵野ルーム	175
はなバス	98
ハピネス	190,192
ハミング訪問介護事業所	167,182
ハローワーク（公共職業安定所）	136
ハンディキャブ・けやき号の運行	106
ひ	
B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	91
P・F・P・C はたらきば（生活介護）	153
ひいらぎ（西東京市児童発達支援センター）（児童発達支援）	15,145,174
Pippi	184

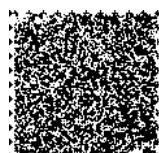
さくいん
さ



ピッピ（グループホーム）	161	ボランティア・市民活動センター	19
ひとり親家庭等医療費補助制度（都の制度）	93	み	
避難所	69	みどり西東京（生活介護）	154
避難所等一覧	67	ミモザ	188
避難広場	68	ミモザハウス（グループホーム）	162
119番ファクシミリ通報	64	みらい（児童発達支援）	174
110番アプリシステム	65	民営バスの割引	97
Pur aile ひばりが丘（放課後等デイサービス）	175	民生委員	20
ピュルエルワーク西東京（就労移行支援）	159	も	
昼間の活動を支援するサービス	26	盲青年等社会生活教室開催事業	119
ふ		盲ろう者への通訳・介助者の派遣、支援	107
ファクシミリ緊急通報	65	もやい（グループホーム）	162
福祉避難所	70	ゆ	
福祉用具等の購入に必要な経費	74	ゆいまーる	190
福ナビ（とうきょう福祉ナビゲーション）	193	UR賃貸住宅の申込優遇制度	63
富士町作業所（就労継続支援B型）	157	ゆうメール	134
ブルーム	10,151,188,191	郵便等による不在者投票（郵便等投票）	115
ふれあい収集（ごみの戸別訪問収集）	72	郵便料金の免除・特例	133
フレンドリー	9	有料道路の割引	100
文化教養講座	118	夢スユア（短期入所）	164,167,185
へ		よ	
ペアレントメンター	18	幼児教育・保育課	15
ペヤール	178	要約筆記者の派遣	56
ヘルプカード	表紙（裏）	要約筆記者養成講習会	123
ヘルパーステーションウーノ	165,183	ら	
ほ		らいおんハート遊びリテーション児童デイラップあ田無 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	179
保育園入所および一時保育の利用に関すること	141	らいおんハート遊びリテーション児童デイラップあ西東京 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	179
放課後等デイサービスあいおん（放課後等デイサービス）	176	ライフサービス ぱーとなー	168,185
放課後等デイサービスウィズユー東伏見	180	Life Design あくと（生活介護・重症心身障害児（者） 通所事業）	153,187
訪問系サービス	164	Life Design ういーる（放課後等デイサービス）	179
訪問サービスいずみ	168,182	Life Design きやりあ（就労継続支援B型）	155,184
ほうやおもちゃ図書館	192	Life Design ほとり（グループホーム）	161
保谷こもれびホール施設使用料 障害者減免について	113	Life Design ゆにぞん（就労継続支援B型）	158
保谷障害者福祉センター	10,38,150		
ホームページのご紹介（施設・事業者等情報）	193		
ぽかぽかハウス	161,162		
補助犬の給付	50,108		
補装具費の支給（購入費・修理費・借受け費）	46		
ボランテ	164		

さくいん

さ



Life Design らいみ（グループホーム） 161

Life Design らふ（生活介護・重症心身障害児（者）

通所事業) 154,187

ラヴィータ柳沢 166,186

ラシーネ西東京（生活介護・就労継続支援 B 型） 153

り

利子等の非課税 126

LITALICO ジュニア西武柳沢教室 180,181

りばん U（放課後等デイサービス） 177

利用者負担（障害福祉サービス） 33

旅客船・フェリーの割引 99

る

ルーモ（生活介護） 154

わ

ワークステーションウーノ 手づくり工房 めえ（就労継続支援 B 型） 156

YL ひばりが丘カレッジ（生活訓練） 160

YL ひばりが丘工房（就労継続支援 B 型） 155

YL ひばりが丘事業所（グループホーム） 162

YL ひばりが丘相談所 189,191

WAMNET（ワムネット） 193

わんど（グループホーム） 162

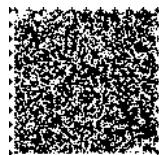
表 紙 作品名：福 fuku 魚 作者：佐野 彩香さん

裏表紙 作品名：すきな電車 作者：前田 隼平さん

令和4年度多摩六都事業パラアート制作ワークショップ及び一般応募作品より選出

さくいん

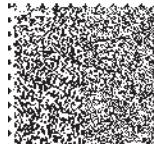
さ



障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 電話 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886
	身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由あることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。	各警察署
	耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助をすることを示すマークとしても使用されています。	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX 03-3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp
	手話マーク・筆談マーク 聴覚に障害のある方が、手話や筆談での対応を求めるときに提示したり、窓口等で手話や筆談対応ができるることを知らせるために作成されたマークです。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からぬ方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。すべての都営交通で、優先席を利用しやすくするため、車両内の優先席にステッカーを標示する取組を行っています。	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課 電話 03-5320-4147 FAX 03-5388-1413
	ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 電話 080-4824-9928 E-mail info@heartplus.org
	オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。	公益社団法人日本オストミー協会 電話 03-5670-7681 FAX 03-5670-7682
	「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。	岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613





西東京市では次のような取組をおこなっています

コミュニケーションボード



サポートリストバンド（上）

サポートキーホルダー（左）

西東京市障害福祉課では普及啓発の取組を通じて障害や障害者理解を深め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが輝けるまちづくりを進めています。

ヘルプカード



サポートステッカー



※各詳細については、表紙裏をご参照ください。



この冊子は環境に配慮し、再生紙
及び植物油インキを使用しています。

